

第3次 三島市環境基本計画

2022年度 ▶ 2031年度

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

三島市気候変動適応計画

三島市生物多様性地域戦略

2022年3月



市内随所から湧き出る湧水が作りだすせせらぎと、箱根西麓から市街地に至るまで豊かな緑と自然環境に恵まれた三島市は、首都圏からのアクセスもよく、住環境や交通の利便性に優れたまちです。平成10年3月に、「地球温暖化防止都市宣言」を行い、平成12年11月に、環境基本条例を制定し、以降、環境基本計画を策定し、総合計画を環境面から支えてまいりました。

令和3年3月には、第5次三島市総合計画を策定し、「つながりを力に変える」ことを基本理念に「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」を目指し、「ガーデンシティみしま」や、「スマートウエルネスみしま」、「コミュニティづくり」を核としたまちづくりを推進しています。

近年、地球温暖化の影響により、私たちを取り巻く環境が深刻さを増しています。世界中に住むすべての人がより良い社会の中で、安心安全な生活を送れるよう、SDGsやパリ協定の目標達成にむけ、時代に即した施策が求められており、本市も地方自治体としての責務を果たすべく2050年カーボンニュートラルシティの実現を目指します。

このような状況をふまえ、本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「三島市気候変動適応計画」、「三島市生物多様性地域戦略」を含めて策定しました。

「未来につなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島」を望ましい環境像にかかげ、市民・団体・企業・行政などが互いに連携し、「協働・共創」で取組を推進します。

結びに、本計画の策定に当たり、三島市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民・事業者の皆様、団体ヒアリングや市民ワークショップにご参加いただいた皆様など、策定に携わっていただいた多くの皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

三島市長 豊岡 武士

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 はじめに	2
第2節 計画策定の背景	2
第3節 基本的事項	6
第4節 第2次計画（後期基本計画）の評価	8
第2章 環境の現状と課題	13
第1節 地球温暖化・気候変動	14
第2節 資源循環	16
第3節 自然環境	18
第4節 生活環境	22
第5節 都市環境	24
第6節 環境教育と協働・共創	26
第3節 望ましい環境像と基本目標	29
第1節 望ましい環境像	30
第2節 基本目標	32
第3節 本計画とSDGsとの関係	33
第4章 取組の推進	35
施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進	36
施策の方向2 気候変動適応策の推進	38
施策の方向3 資源の有効利用	40
施策の方向4 自然環境の保全	42
施策の方向5 健全な生活環境の推進	44
施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進	46
施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進	48
第5章 三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） ・気候変動適応計画	51
第1節 地球温暖化と影響予測	52
第2節 計画の概要	58
第3節 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状	60
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標	62
第5節 温暖化対策の取組（緩和と適応）	67
第6節 緩和策の取組	68
第7節 適応策の取組	70
第6章 三島市生物多様性地域戦略	73
第1節 生物多様性とは	74
第2節 地域戦略の概要	76
第3節 三島市の生物の現状	77
第4節 生態系区分ごとの現状	81
第5節 生物多様性の保全・利用に向けた取組	87
第7章 計画推進システム	91
第1節 推進体制	92
第2節 進行管理	93
第3節 推進方策	94
資料編	95

第1章

基本的事項



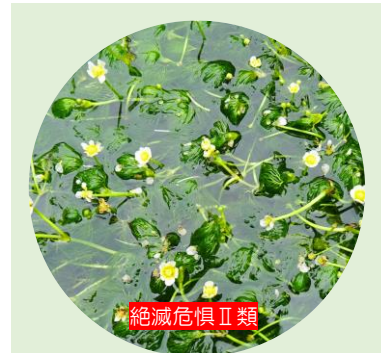
- 第1節 はじめに
- 第2節 計画策定の背景
- 第3節 基本的事項
- 第4節 第2次計画（後期基本計画）の評価

第1節 | はじめに



1-1 環境問題の変遷

本市及び周辺地域では、1955（昭和 30）年ごろから大規模工場の誘致が進み、大気汚染や水質汚濁の発生、地下水位の低下などが大きな問題となりました。また、私たちの生活が便利になるにつれて、ごみの増加や自然環境の破壊、化石燃料の使用による地球温暖化の進行などの環境問題が顕在化してきました。近年では地球温暖化に起因する猛暑、集中豪雨の多発や台風の大型化による自然災害の発生、海洋プラスチックごみなどによる生態系への影響、大量の食品ロスの発生などが深刻な問題となっています。



ミシマバイカモ

市内に広く自生していたミシマバイカモは、湧水の減少と水質悪化により絶滅してしまいました。今は柿田川から移植したものを三島梅花藻の里や源兵衛川など市内各所で保護しています。

1-2 三島市環境基本条例と三島市環境基本計画

本市では、このような環境問題を解決するとともに、水と緑に象徴されるかけがえのない環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくため、「三島市環境基本条例」を2000（平成 12）年11月に制定しました。また、同条例第7条では、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として「環境基本計画」の策定が規定されています。

第2節 | 計画策定の背景



三島市環境基本計画の概要や、近年の社会情勢や環境の変化などについてまとめます。

2-1 三島市環境基本計画の概要

① 第1次計画の策定 ～みんなで築く 環境先進都市・三島～

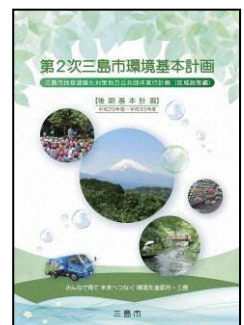
第1次計画は2002（平成 14）年3月に策定し、2006（平成 18）年度には中間見直しを行いました。「みんなで築く環境先進都市・三島～住む人に心地よく訪れる人に温かいまち～」を望ましい環境像として設定し、「安全・安心なまちづくり（安全・安心）」、「循環型のまちづくり（循環）」、「自然と文化が調和したまちづくり（共生）」、「全員の参加と協働によるまちづくり（参加・協働）」の4つの基本方針を掲げて様々な環境施策に取り組みました。



② 第2次計画の策定 ～みんなで育て 未来へつなぐ 環境先進都市・三島～

第2次計画は、2012（平成 24）年3月に策定し、2016（平成 28）年度には中間見直しを行って後期基本計画を策定しました。「みんなで育て 未来へつなぐ環境先進都市・三島～人と自然にやさしいエコガーデンをめざして～」を望ましい環境像として掲げ、「エコガーデン・プロジェクト」、「ボトムアップと協働による環境活動プロジェクト」などの戦略的プロジェクトを推進してきました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含めて策定しました。



2-2 社会情勢や環境の変化

① パリ協定

2015（平成 27）年に開催された国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議（COP21）では、2020（令和 2）年度以降における気候変動対策の国際的枠組みを決めるパリ協定が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比較して 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるよう努力するという目標を掲げ、先進国だけではなく途上国も参加する歴史的な協定となっています。



② SDGs

2015（平成 27）年、国連に加盟する 193 の全ての国・地域により、「2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダが掲げる SDGs（エスディー・ジーズ：持続可能な開発目標）は、「環境」「経済」「社会」の 3 つの要素が調和した「持続可能な社会」の実現を目指すため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。「地球上の誰一人取り残さない」ことを基本的考え方としており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっています。日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、市民団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。



SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴール

③ 気候変動への適応

地球温暖化に代表される気候変動による影響は、世界中で顕著に現れています。そのため気候変動によるリスクに対して、人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくするための「適応」が求められるようになってきました。

こうした中、「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年に公布され、国は同法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。地方公共団体においても、「地域気候変動適応計画」の策定が求められており、静岡県でも気候変動の影響による被害の回避・軽減を図るため、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」が 2019（平成 31）年 3 月に策定されました。



④海洋プラスチックごみ・食品ロス

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などの課題に対応するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月から施行されます。



また、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に公布、同年10月から施行され、フードドライブの活用などの取組が進められています。

⑤生物多様性

2008（平成20）年に施行された「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。この戦略は、自然共生社会の実現に向けて重要地域の保全、生物の生息・生育空間のネットワークなどにより、国土全体の自然環境の質の向上を目指しています。また、「生物多様性基本法」では、地方公共団体による「生物多様性地域戦略」の策定も促しています。2018（平成30）年3月には静岡県が「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、県内市町に生物多様性地域戦略の策定を推奨しています。



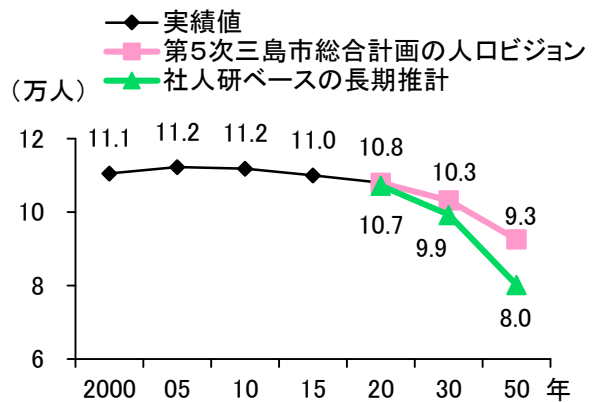
⑥人口減少と少子高齢化

日本では、少子高齢化が急速に進展した結果、2009（平成21）年をピークに総人口が減少に転じています。総務省の住民基本台帳に基づく人口動態によると、2009（平成21）年に1億2,707万人だった人口は、2020（令和2）年1月時点で1億2,427万人となり、11年連続で減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050（令和32）年に日本の総人口は1億人を下回ると予測されています。また、少子高齢化の傾向も顕著であり、2020（令和2）年の高齢化率は28.7%で過去最高、世界でも第1位となっています。



三島市の人口

本市の人口は、2005（平成17）年の112,829人をピークに減少しており、2019（令和元）年は108,048人とピーク時から約4,800人減少しています。「第5次三島市総合計画」（2021（令和3）年3月策定）の人口ビジョンでは、2030（令和12）年度に約103,000人の人口を維持することを目標としています。なお、同人口ビジョンでは、2050（令和32）年度に約93,000人と推計しています。



三島市の人口の将来推計
【資料：国勢調査、第5次三島市総合計画】

※社人研（国立社会保障・人口問題研究所）とは、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関である。

※「社人研ベースの長期推計」は2045（令和27）年までは社人研の推計値、2050（令和32）年は社人研推計値をベースに市の独自推計を行っている。

⑦国の2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロの表明

2020（令和2）年10月、政府は温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を宣言しました。2021（令和3）年5月には、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現が基本理念として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に位置付けられ、これらを踏まえた国の新しい「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」が、2021（令和3）年10月に閣議決定されました。

また、2021（令和3）年6月に国・地方脱炭素実現会議で決定した「地域脱炭素ロードマップ」では、地域の成長戦略となる地域脱炭素化の行程と具体策が示されました。あらゆる分野における脱炭素化を進めることは、「経済と環境の好循環」をもたらす、ポストコロナに向けた新しい社会の構築につながります。



地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画

【地球温暖化対策計画】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の総合計画として、2021（令和3）年4月に表明した、2030（令和12）年度において温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが目標に盛り込まれました。

計画の推進に当たり、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化など、地域資源、技術革新、創意工夫を活かし、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ること、また、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への「3つの移行」を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていくこと、パリ協定への着実な対応をすることなどを基本的な考え方とし、温室効果ガス排出削減を目指すこととしています。

【エネルギー基本計画】

第6次エネルギー基本計画では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給の実現、環境への適合（Environment）である「S+3E」を基本に据えています。

脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこととともに、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことの2つを重要なテーマとして策定しています。

第3節 | 基本的事項



本計画の目的、基本理念、位置付け、対象とする環境の範囲などの基本的事項を示します。

3-1 計画の目的

本計画は、「三島市環境基本条例」第7条に規定された、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、市民・事業者・市の全てが、それぞれの立場で主体的に、かつ相互の協力と連携を図りながら、環境への負荷を低減していくためのものです。

また、「第5次三島市総合計画」の実現に向けて環境施策を推進する役割も担っていることから、本市が進めている各種計画や事業などについても、本計画と相互に連携を図りながら推進していきます。

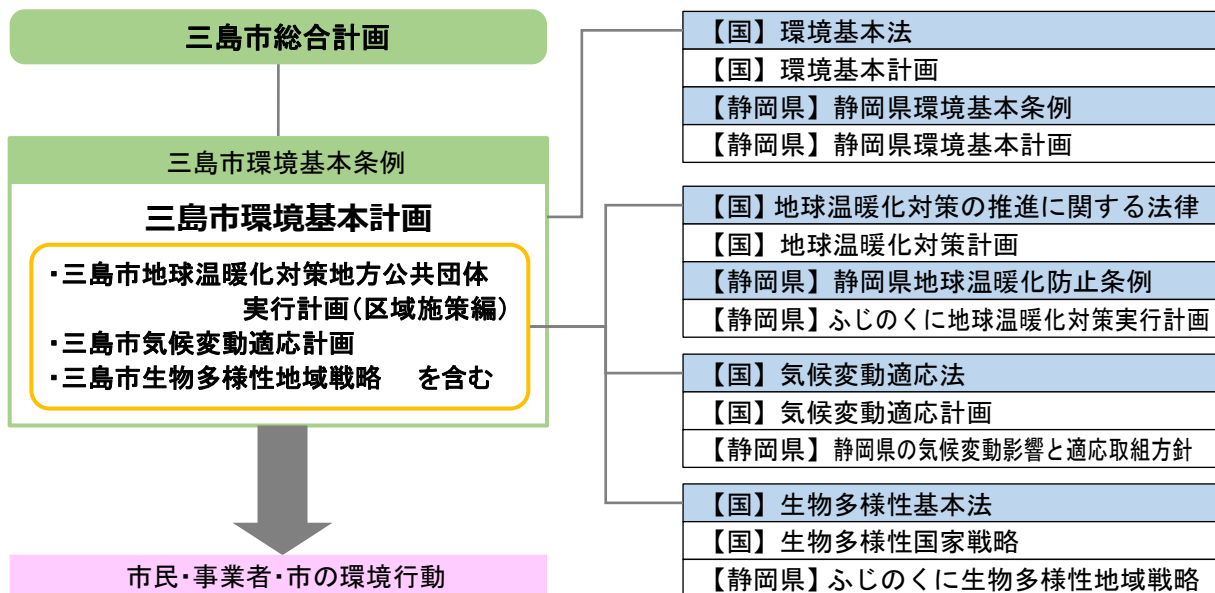
3-2 計画の基本理念

本計画では、「三島市環境基本条例」第3条の4つの基本理念を掲げます。

- 健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を将来の世代に継承する
- 人と自然との共生を確保する
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくる
- 地球環境の保全を積極的に推進する

3-3 計画の位置付け

本計画は、「三島市環境基本条例」第7条の規定に基づく計画であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「三島市気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「三島市生物多様性地域戦略」を含みます。



計画の位置付け

3-4 計画の期間

本計画の対象期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、おおむね5年後の2026（令和8）年度に中間見直しを行います。望ましい環境像及び環境目標は、長期的な視点に立って設定し、それらを実現するための取組を推進します。



3-5 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

3-6 対象とする環境の範囲

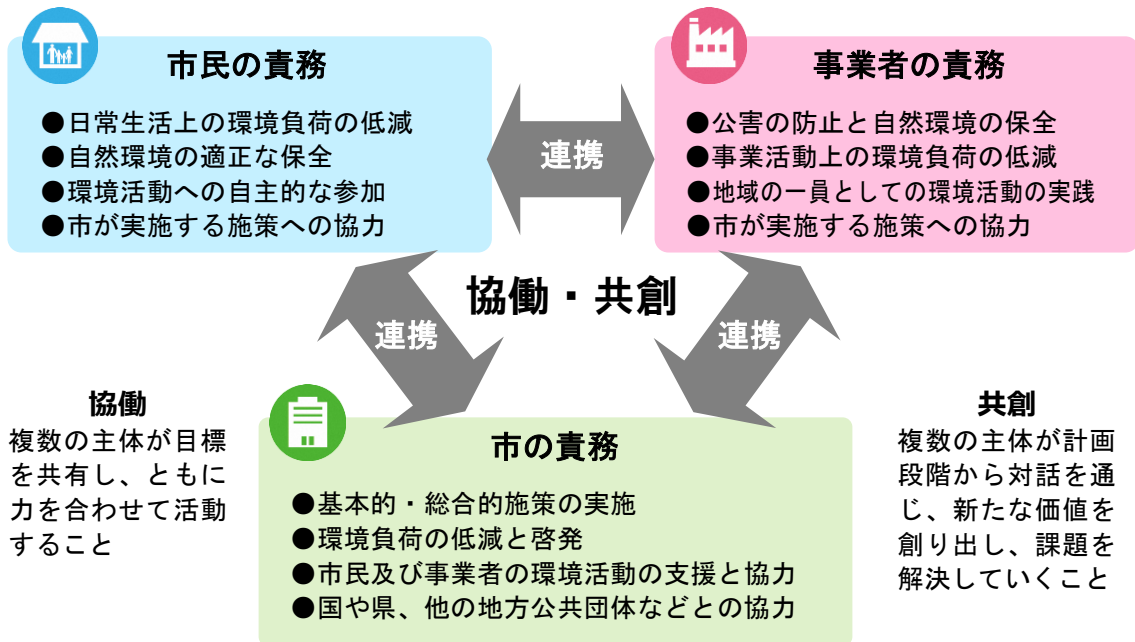
計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

対象とする環境	構成要素
地球温暖化・気候変動	温室効果ガス排出削減、エネルギー、気候変動への適応 など
資源循環	廃棄物、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）、適正処理 など
自然環境	生物、生態系（森林・農地・里地里山、河川・水資源） など
生活環境	大気、悪臭、騒音・振動、水質、土壌汚染、有害物質、公害苦情 など
都市環境	景観、歴史・文化、公園・緑化、まちづくり、道路、公共交通、防災 など
環境教育と協働・共創	環境教育（学習）、環境情報、参加・協働・共創 など

3-7 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営む全ての市民・事業者及び市とします。

各主体は、「三島市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の環境像や環境目標の実現に向け、「協働・共創」していくことが必要です。



第4節 | 第2次計画（後期基本計画）の評価



4-1 数値目標による評価

第2次計画（後期基本計画）で掲げた数値目標について、2020（令和2）年度の実績と2021（令和3）年度の最終目標を比較することによって評価を行います。

【最終評価】

- ◎：2020（令和2）年度の実績が2021（令和3）年度の目標を達成
- ：2021（令和3）年度の目標に向け順調に推移
- △：2021（令和3）年度の目標への進捗度が低い
- ×：2021（令和3）年度の目標の達成が困難

① 総合指標

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市民意識調査における「環境の満足率」	%	62.2	66.0	65.0 以上	◎

② 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり 【地球環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市全体からの温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	※2012年度実績 693.4	※2017年度実績 636.5	※2020年度実績 610.2 以下	○
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	26.9	23.4	25.5 以下	◎
新エネルギー導入件数	件	2,208	3,686	3,900 以上	○
コミュニティバスの年間利用者数	人	167,337	127,239* ¹ (2018年 160,592)	178,000 以上	△
エコアクション21 認証取得事業所数	件	26	31	32 以上	○
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,009	845* ¹	943 以下	◎
一般廃棄物リサイクル率	%	15.0	13.9* ¹	25.0 以上	△

③ 自然共生社会に向けたまちづくり 【自然環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
市民1人1日当たりの水道使用量	L/人・日	389	392	365 以下	△
雨水利用施設設置数	基	982	1,052	1,168 以上	△
市などが実施する間伐面積	ha	1,335	1,463	1,450 以上	◎
農用地利用集積面積	ha	61.2	138	68 以上	◎
認定農業者数	人	110	108	121 以上	×
耕作放棄地再生面積	a	775	1,193.63	1,315 以上	△
水生生物観察会参加者数	人	161	82* ¹ (2019年 191)	200 以上	○
箱根の里自然体験学習参加者数	人	2,713	496* ¹ (2019年 2,993)	3,000 以上	○

④健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
大気汚染に係る環境基準達成率	%	100	100	100	◎
環境騒音の環境基準達成率	%	100	100	100	◎
大場川塚本橋のBOD年間平均値	mg/L	1.1	0.8	1.1以下	◎
公共下水道処理人口普及率	%	81.6	84.3	85.6以上	○
生活排水処理率	%	84.1	88.5	88.4以上	◎
ダイオキシン類に係る 環境基準の達成率	%	100	100	100	◎
公害苦情件数	件	106	98	100以下	◎

⑤快適な環境に向けたまちづくり 【都市環境】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
「景観の美しさ」に関する 市民の満足度	%	55.2	62.9	60.0以上	◎
電線類地中化整備延長	m	4,360	4,920	5,260以上	○
指定文化財の件数	件	86	85	88以上	△
郷土資料館入館者数	人	59,395	42,605* ¹ (2019年 62,464)	60,000以上	○
都市公園の開設済み面積	ha	38.61	41.97	55.68以上	×
1人当たりの都市公園面積	m ² /人	3.46	3.86	5.11以上	×
楽寿園入園者数	人	281,509	237,400* ¹ (2018年 309,305)	300,000以上	○
緑のカーテン用種子配布件数	件	3,444	3,454	3,750以上	△

⑥協働で進める環境づくり 【参加・協働】

数値目標	単位	2015 (H27) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	最終 評価
		【基準】	【実績】	【最終目標】	
環境リーダー育成人数	人	1,594	1,895* ¹	2,080以上	△
環境出前講座開催件数	件	18	13* ¹ (2019年 28)	24以上	○
清掃奉仕活動・環境講演会 参加人数	人	1,267	0* ¹ (2019年 1,429)	1,250以上	○

*1：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた実績。

4-2 アンケート調査による評価

2020（令和2）年度と2010（平成22）年度の市民・事業者意識調査結果から、現状の分析と10年前との比較をします。

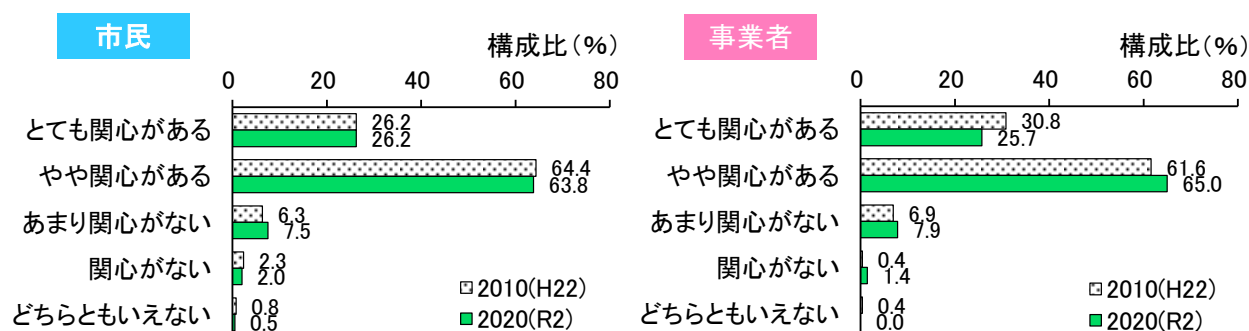
①環境に対する関心度の変化

【現在】

環境に対する関心度について、2020（令和2）年度の結果は市民・事業者ともに「とても関心がある」及び「やや関心がある」の合計が市民90.0%、事業者90.7%となっており、環境への関心度の高さが伺えます。

【10年前との比較】

2010（平成22）年度の結果と比較すると、市民はほとんど変わりはありませんが、事業者は「とても関心がある」が減少し、「やや関心がある」という回答が増加しており、関心度がやや低下していることが伺えます。



②環境に対する満足度の変化

【現在】

環境に対する満足度[※]について、2020（令和2）年度の結果は「湧水や地下水が豊富にある」（0.72）、「水がきれい（水質汚濁がない）」（0.69）、「身近な緑や自然の量が多い」（0.60）など豊かな水や自然環境に対する評価が高くなっています。一方、「SDGsに関する取組が推進されている」（-0.09）、「ごみのポイ捨てや不法投棄がない」「新エネルギーの導入が進んでいる」「気候変動による自然災害への備えができています」「温暖化による感染症への対策ができています」（各-0.08）などSDGsやエネルギー、気候変動への適応についての評価は低く、今後の課題となります。

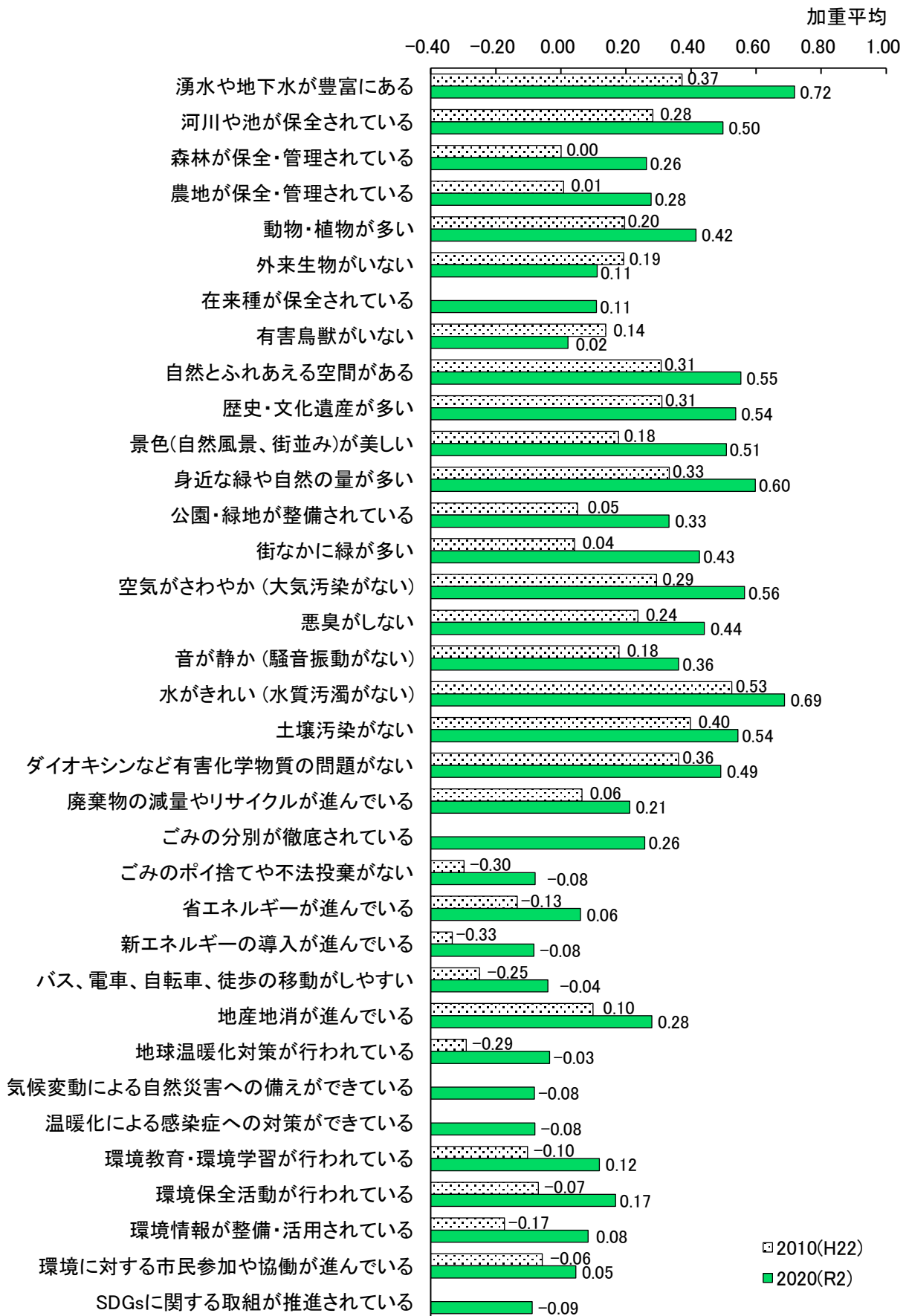
【10年前との比較】

2010（平成22）年度の結果と比較すると、「街なかに緑が多い」（+0.39ポイント）、「湧水や地下水が豊富にある」（+0.35ポイント）、「景色（自然風景、街並み）が美しい」（+0.33ポイント）などが向上しました。これは、市の重点施策でもある「ガーデンシティみしま」の推進により、緑化や良好な景観形成が進んだことや、楽寿園小浜池の水位の上昇などが理由と考えられます。

一方、「有害鳥獣がいない」（-0.12ポイント）、「外来生物がいない」（-0.08ポイント）は評価が低下しましたが、これは有害鳥獣や外来種などの問題が顕在化してきていることが理由と考えられます。

※「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）の配点により合計した数値を回答者数で割った加重平均で示され、-1から+1までの数値で示される。

第1章 基本的事項



注) 加重平均とは、「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点)の配点により合計した数値を回答者数で割ったものである。

第2章

環境の現状と課題



- 第1節 地球温暖化・気候変動
- 第2節 資源循環
- 第3節 自然環境
- 第4節 生活環境
- 第5節 都市環境
- 第6節 環境教育と協働・共創

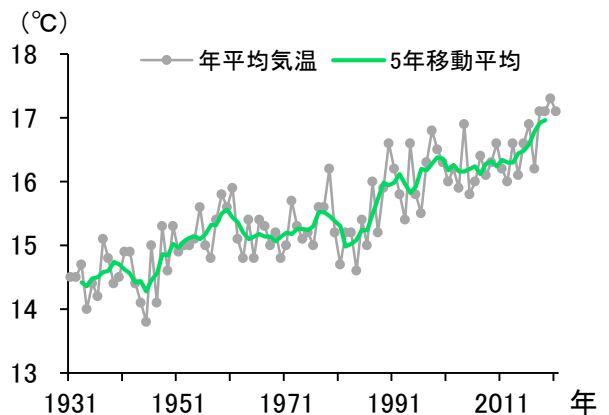
第1節 | 地球温暖化・気候変動



①年平均気温

気象庁・三島特別地域気象観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及するという目標が掲げられていますが、本市では90年間で既に約2℃上昇しています。また、真夏日（最高気温が30℃以上）、猛暑日（最高気温が35℃以上）、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上）は増加、冬日（最低気温が0℃未満）は減少しています。

降水量では、2019（令和元）年10月12日の「令和元年東日本台風」において、本市で1日の降水量362mmとなる過去最大の記録となったほか、同年12月2日には10分間で18mmの豪雨を記録しました。



三島市の年平均気温の経年変化

【資料：気象庁】

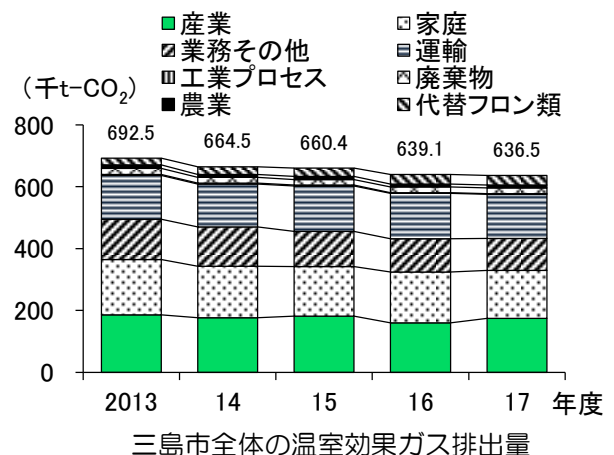
※5年移動平均は、当年を含む前後5年間の平均値で、長期傾向をみるための指標。

②温室効果ガス排出量

【市全体】

2017（平成29）年度に市全体から排出された温室効果ガスの量は636.5千t-CO₂で、産業部門（27.4%）が最も多く、次いで家庭部門（24.3%）、運輸部門（22.4%）、業務その他部門（16.4%）となっています。

2013（平成25）年度（692.5千t-CO₂）と比較すると、8.1%の減少となっています。部門別で見ると、業務その他部門（-20.3%）、家庭部門（-13.7%）、廃棄物部門（-9.0%）、産業部門（-5.9%）などは減少しています。

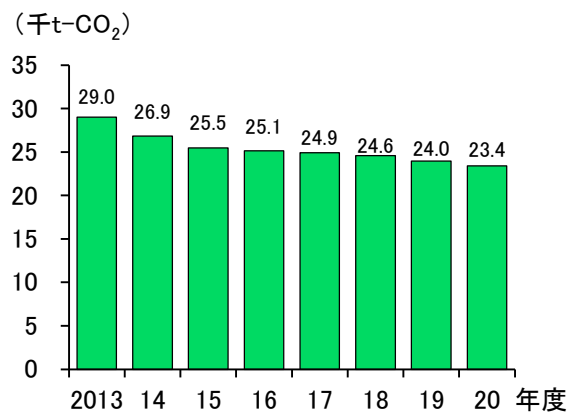


三島市全体の温室効果ガス排出量

【市役所の事務・事業】

2020（令和2）年度に市役所の事務・事業（一部事務組合を含む）から排出された温室効果ガスは23.4千t-CO₂で、2013（平成25）年度比で19.3%削減しています。

これは、市独自の環境マネジメントシステムや「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、インフラ系施設における省エネ改修及び運用改善を実施したほか、防犯灯をはじめとした照明設備のLED化や小学校への太陽光発電設備の導入等を実施したことによります。



市の事務事業からの温室効果ガス排出量

三島市の環境マネジメントシステム

- 2000（平成12）年度 ISO14001 認証取得
- 2009（平成21）年度 ISO14001 自己適合宣言
- 2014（平成26）年度 市独自のシステムに移行

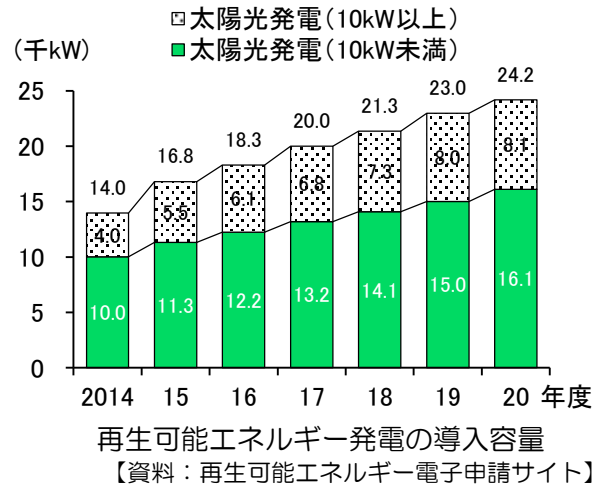
③再生可能エネルギー・省エネルギー

【再生可能エネルギー発電の導入】

固定価格買取制度（FIT）導入容量によると、本市の2020（令和2）年度における再生可能エネルギー発電の導入容量は約24.2千kWであり、全て太陽光発電です。このうち、1件当たりの発電容量が10kW未満（主に家庭用）の発電容量が約16.1千kWで、全体の66.6%を占めています。

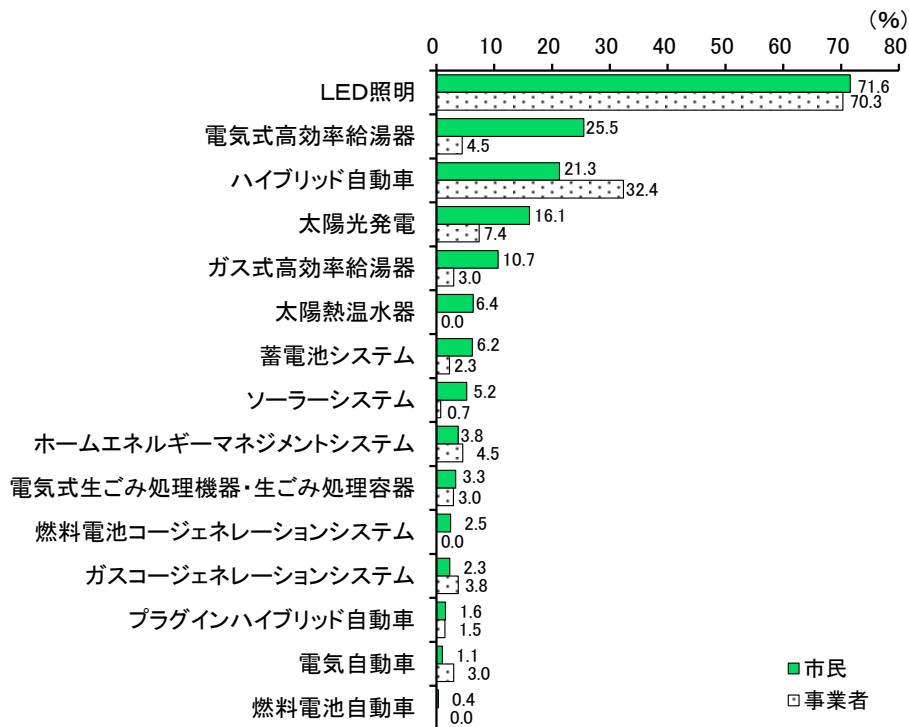
また、環境省「自治体排出量カルテ」によると、本市の2019（令和元）年度における再生可能エネルギー発電の年間想定発電量（ポテンシャル量）は28.5百万kWhであり、これは2019（令和元）年度の本市全域における電力消費量約627.0百万kWhの約4.6%に相当します。

本市では公共施設への太陽光発電・蓄電池の導入を推進しており、太陽光発電は現在までに幼稚園、小中学校、エコセンターなどの9施設に導入実績があります。



【再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入率】

「第3次三島市環境基本計画に関する意識調査」（2020（令和2）年度）によると、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入率は、市民、事業者ともにLED照明やハイブリッド自動車が多くなっています。



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入率

【資料：第3次三島市環境基本計画に関する意識調査】

課題

- 市域からの温室効果ガス排出量を削減するとともに、二酸化炭素吸収源への対策を推進し、脱炭素社会を目指していくことが必要です。
- 周辺環境と調和に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーを推進していくことが必要です。
- 進行する地球温暖化に伴う気候変動の影響に適応する取組の推進が必要です。

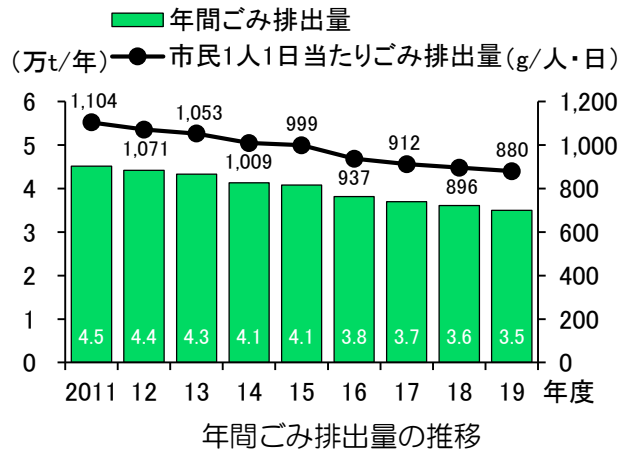
第2節 | 資源循環



①ごみの排出量

2019（令和元）年度の年間ごみ排出量は35,339tであり、生活ごみは74.5%、事業系ごみは25.5%となっています。近年、人口減少による影響のほか、市による啓発活動の強化、事業系ごみの適正処理の推進及び食品ロス削減施策の推進によるごみ減量効果、市民や事業者のごみ減量への取組や意識の高揚などにより、年間ごみ排出量は年々減少しています。

しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量は880g/人・日で、国平均（918g/人・日）、県平均（885g/人・日）よりは少ないものの、県内の人口10万人以上の都市で3番目に多くなっています。

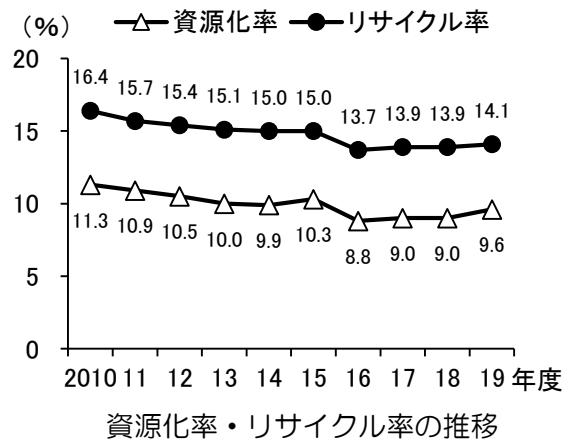


②ごみの資源化

本市では、市民から排出されたごみの内、びん、缶、ミックス古紙をはじめとする古紙類、ペットボトル、白色トレイ・白色発泡スチロール、衣類など、25種類を資源化しています。2019（令和元）年度からは、新たに靴・革製品などの資源化を開始しました。また、地域の子ども会や学校のPTA、自治会などでもアルミ缶、びん、新聞紙やダンボールなどを集団回収し、資源化に取り組んでいます。

さらに、各地域では本市からの委嘱を受け、環境美化推進員が分別指導などを行っているほか、市が実施する養成講座を修了した「ごみ減量アドバイザー」が、ごみの減量や資源化について、啓発活動を行っています。

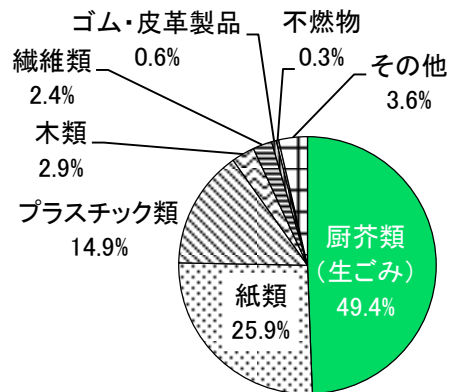
しかし、近年の情報通信技術の進展による紙離れ、スーパーなどによる店頭回収や古紙業者による拠点回収が行われるようになったことにより、2019（令和元）年度のリサイクル率は14.1%でおおむね横ばいであり、県内の人口10万人以上の都市で3番目に低く、県平均（18.2%）よりも低い状況となっています。



③燃えるごみの組成

2017（平成29）年度に実施した燃えるごみの組成分析調査によると、集積所に排出される燃えるごみの中には、厨芥類（生ごみ）が湿重量で49.4%含まれています。また、紙類が湿重量で25.9%含まれています。このうち、リサイクルできる紙類は約14%（約2,900t）含まれており、その中でもミックス古紙が約9%（約2,000t）含まれています。

さらに、プラスチック類は厨芥類（生ごみ）、紙類に次いで多く、14.9%を占めています。

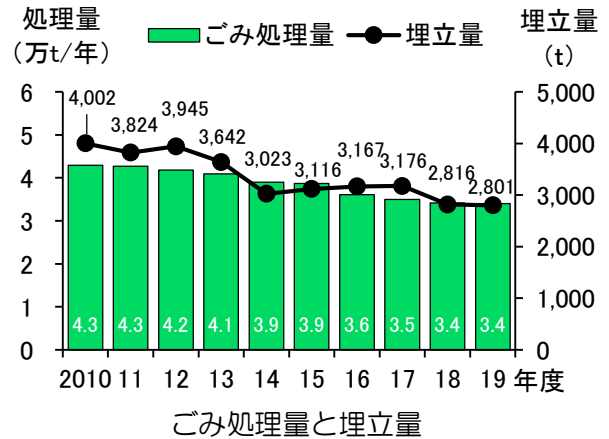


燃えるごみの組成（湿重量）分析調査結果（2017年度）

④ 廃棄物処理施設

本市の清掃センターの中間処理施設は、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度にかけて約15年間の延命化のための改修工事を行いました。稼働から30年以上が経過しています。

また、焼却灰などを埋め立てる最終処分場は、残余容量が10%以下とひっ迫している状況にあります。そのため、焼却固化灰等の一部を県外に搬出して延命化を図るとともに、新しい最終処分場の整備に向けた取組を進めています。

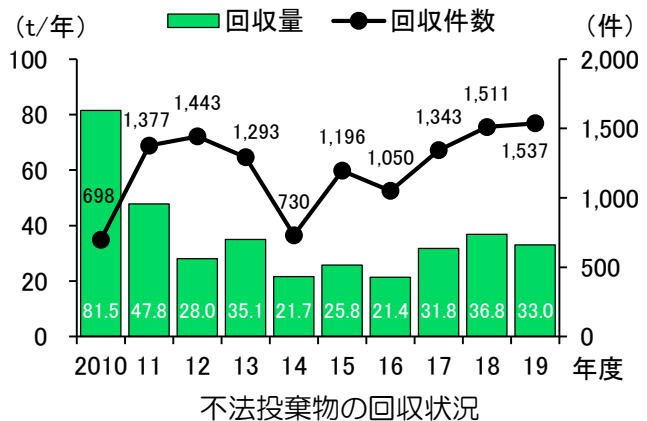


⑤ 環境美化・不法投棄・ルール違反ごみ

ごみの不法投棄や飼い犬のふんの放置などを防止するため、1998（平成10）年6月に「三島市ごみの不法投棄等防止条例」を施行しました。

また、2006（平成18）年4月から「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を施行し、歩行喫煙、吸殻などごみのポイ捨て、公共の場を汚す行為などを禁止し、一定の成果をあげましたが、受動喫煙の防止や吸殻などの散乱防止の強化のため、2011（平成23）年7月より快適空間指定区域においては、路上喫煙を禁止することにしました。

山林、道路、空き地、河川などにみだりに廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。近年は、不法投棄の監視及び回収の強化を図ったことなどにより、山間部などでの大規模な不法投棄は減少傾向にあります。しかし、ごみ処理施設の保全などを目的に、2016（平成28）年4月から、本市のごみの排出基準に従った厳格な収集を実施するようになったことで、本市の分別方法や排出方法に違反した集積所のルール違反ごみは増加傾向にあります。



課題

- 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少しているものの、生ごみの減量などにより、さらに減らしていくことが必要です。
- リサイクル率の向上を図るため、燃えるごみに含まれている紙類（ミックス古紙）の分別徹底や分別品目拡大などの検討を進めていくことが必要です。
- 近年問題となっている食品ロス削減や生ごみの堆肥化、廃プラスチック類の削減や分別などを推進して必要があります。
- ごみの減量や資源化により、最終処分場の延命化を図ることが必要です。さらに、新たな最終処分場の整備に向けた手続きや、新たな中間処理施設の整備に向けた検討が必要です。
- 増加傾向にあるルール違反ごみを減らしていくことが必要です。

第3節 | 自然環境



① 動植物

【三島市で確認されている動植物】

2001（平成13）年度から2019（令和元）年度までに実施した「三島市自然環境基礎調査」では、市域で4,310種の動植物が確認されました。

【重要種】

絶滅の可能性のある動植物として、「静岡県レッドデータブック（レッドリスト）」に掲載されている198種が確認されています。

環境省や静岡県で選定されている特定植物群落としては、「楽寿園の森」と「三嶋大社の社叢」の2件があります。

天然記念物として指定されている植物は、国指定2件、県指定1件、市指定6件があります。

【外来種】

市内では、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」に基づく特定外来生物として、合計11種が確認されています。また、環境省は、「外来生物法」では規制されていないが幅広く生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある生物を「生態系被害防止外来種」として選定し、注意を呼びかけており、市内ではセイタカアワダチソウやミシシippアカミミガメなどが確認されています。



オキナグサ



ミナミメダカ



オオキンケイギク
【環境省提供】



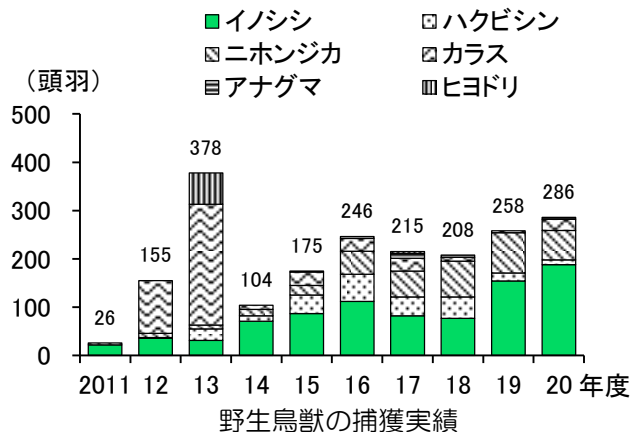
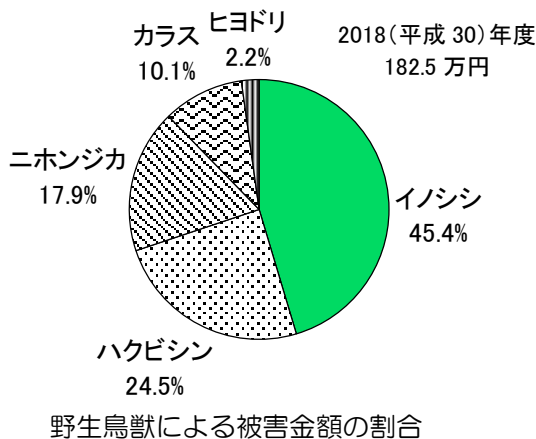
カミツキガメ
【環境省提供】

市内で確認された特定外来生物

植物	アレチウリ、ボタンウキクサ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、
動物	台湾リス、ガビチョウ、ソウシチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス

【野生鳥獣】

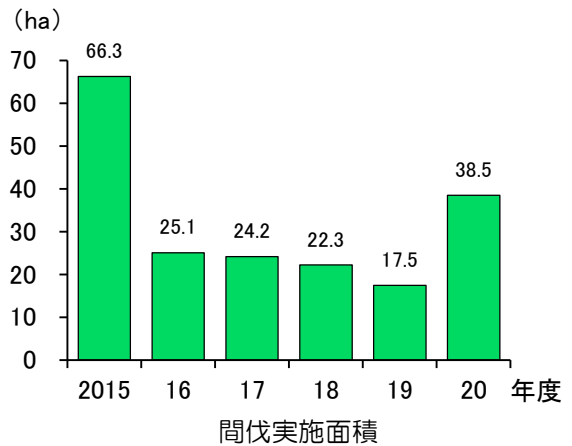
本市では、山間地や住宅地付近などでイノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣による農業被害が深刻化しています。2018（平成30）年度の被害額合計は182.5万円で、イノシシによる被害が最も大きくなっています。2020（令和2）年度における野生鳥獣の捕獲実績は286頭羽で、近年はイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が増加傾向にあります。これは、未収穫作物の放置や耕作放棄地などの増加により、野生鳥獣が生活しやすくなったことが原因として考えられます。



②森林・農地・里地里山

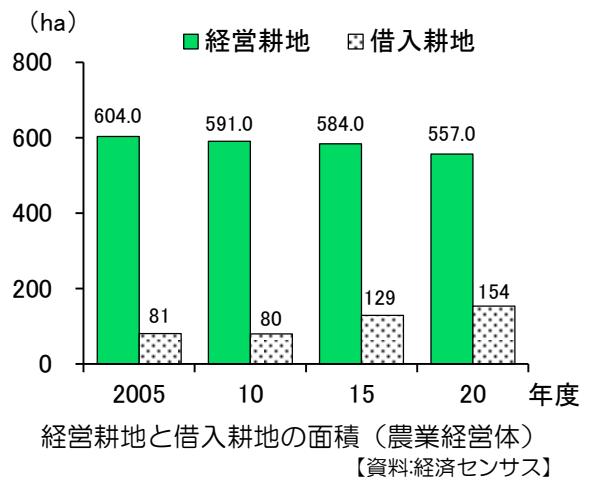
【人工林】

森林面積 2,313ha（市域総面積の 37%）のうち、スギ・ヒノキなどの人工林面積は 1,605ha（人工林率 69%）ですが、森林所有者の高齢化や価格の低迷のため、人の手が行き届いていません。このような人工林では、近年の台風被害により大規模な土砂災害の発生がみられます。そのため、本市では箱根西麓の森林について間伐を実施しています。



【農地】

農業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成するとともに、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。しかし、近年では農業者の高齢化や担い手・後継者不足、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は深刻な状況に直面し、農家数や農業人口、耕地面積は著しく減少するとともに、耕作放棄地が増加しており、担い手への農地の集積が求められています。これらの、地域が抱える農業問題について、各農家の意向を調査し、地域内での話し合いを行い、今後どのように解決していくかというプラン（人・農地プラン）の作成が重要になってきており、現在各地区において順次作成が進んでいるところです。



【里地里山】

里地里山は、都市域と原生的自然環境との中間に位置し、様々な人の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であるため、特有の自然環境が形成され、多くの野生生物が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域となっています。しかし、長い間、里地里山が放置されているため、生物の生息・生育環境への影響が懸念されています。

そこで 2005（平成 17）～2008（平成 20）年度にかけて、山田川流域の自然環境を生かし、里地里山の生態系に配慮しつつ、放置されている田畑、果樹園、竹林を市民農園方式により復元することにより、農業や自然体験などができるように環境整備を行い、現在は「山田川自然の里」として市民に活用されています。

また、近年では県内で被害が拡大しているナラ枯れ被害が市内でも確認されています。

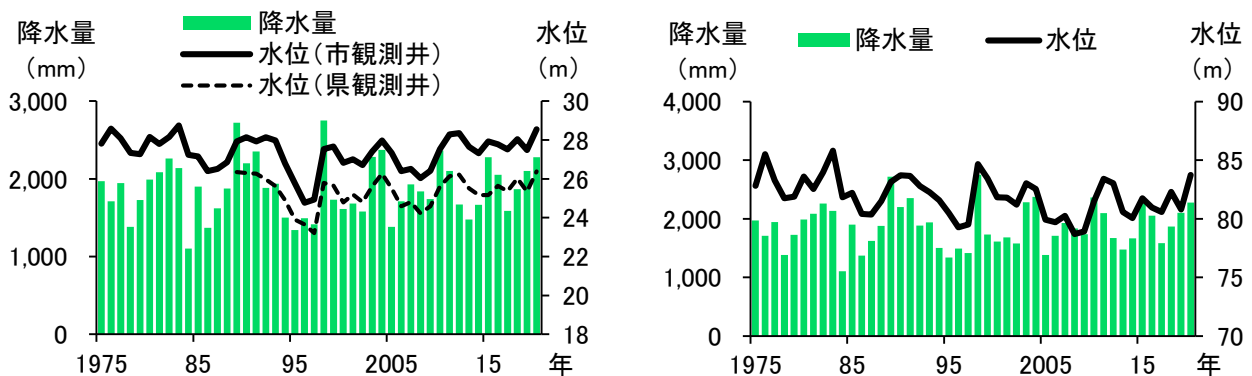
③河川・水資源

【河川】

市内全域を流れる河川は全て一級河川の狩野川水系に属しており、主要河川は大場川とその支川の沢地川、山田川、夏梅木川です。大場川は、箱根山に源を発して山麓を流れ、市域を南北に縦断し、各支川を集め、狩野川に流入します。市街地には富士山の湧水を源とする桜川、御殿川、源兵衛川が流れています。そのほか、松毛川、境川、函南観音川などの河川があります。

【湧水・地下水】

本市は、昔から「水の都・三島」と呼ばれていました。湧水の源である「三島湧水群」は、富士山麓に降った雨や雪が地下水となり、楽寿園小浜池や白滝公園などから湧き出したもので、源兵衛川、桜川、御殿川などを形成しています。しかし、1960（昭和35）年頃から工場立地が進み、地下水の使用量が増えたことや、都市化が進展したことにより地下水・湧水が減りはじめ、現在では小浜池、白滝公園などでは、初夏から秋までの湧水期しか地下水の湧出をみることができなくなりました。

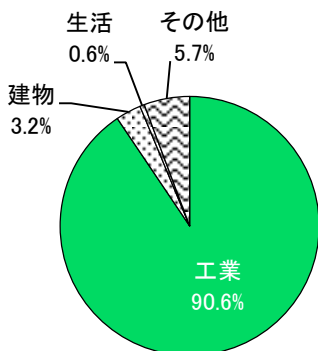


楽寿園井（左）・伊豆島田井（右）の水位と降水量の経年変化

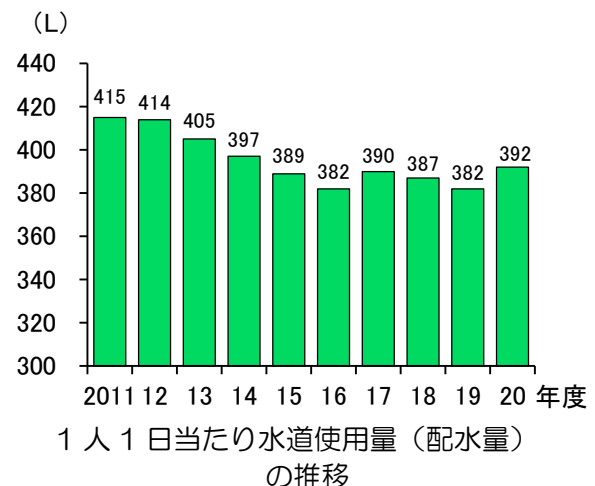
【水利用】

本市の地下水は、水質が良好であり、年間を通じて水温の変化がなく、利用が簡易であることなどの理由から、古くから広く地域の人々に利用されてきました。黄瀬川流域（三島市、沼津市、清水町）における地下水揚水量の利用割合の内訳（2020（令和2）年）をみると、工業用水が全体の90.6%と大部分を占めており、地域の産業を支える貴重な資源となっています。

本市の生活に用いる水道水は、地下水からの汲み上げや県からの受水（湧水）に依存しています。2020（令和2）年度の市民1人1日当たりの水道使用量（平均配水量）は392Lであり、2011（平成23）年度と比べて減少傾向にあります。減少の要因としては、節水機器の普及や市民の節水意識の高まりなどによるものと分析しています。



地下水揚水量の利用割合（2020年）
【資料:黄瀬川地域の地下水状況】



1人1日当たり水道使用量（配水量）の推移

④身近な自然環境

市内には自然環境に親しみ、ふれあえる場所がたくさんあります。「世界水遺産（世界水会議）」、「平成の名水百選（環境省）」に選ばれた源兵衛川や「静岡県のみずべ100選」に選ばれた楽寿園小浜池、桜川、宮さんの川などは、県内外から多くの人々が訪れています。また、2020（令和2）年8月に拡張整備された境川・清住緑地は、豊かな自然環境の中で貴重な生物を観察することができます。

山田川自然の里では、市民農園をはじめ、農業体験や散策ができる市民憩いの場として活用されています。また、国立遺伝学研究所や三嶋大社などの桜の名所、文教町イチョウ並木の紅葉など、植物観賞の場所も多く分布します。

2018（平成30）年4月、「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定されました。本市にも大地（ジオ）が育んだ多くの魅力あるジオポイントがあり、三島溶岩や湧水群などをみることができます。



源兵衛川



楽寿園小浜池



境川・清住緑地



山田川自然の里



国立遺伝学研究所前のサクラ



文教町のイチョウ並木

身近な自然環境の代表的な場所

水とのふれあい	源兵衛川* ¹ 、小浜池* ² 、桜川* ² 、宮さんの川* ² 、雷井戸、境川・清住緑地、瀧川神社、三島梅花藻の里、白滝公園、上岩崎公園、菰池公園、水の苑緑地
花・紅葉などの観賞	国立遺伝学研究所（サクラ）、三嶋大社（キンモクセイ、サクラ）、楽寿園（キク、紅葉）、文教町イチョウ並木、妙法華寺（サクラ、紅葉）、長伏公園（サクラ）、上岩崎公園（サクラ）、源兵衛川（サクラ）、玉沢桜街道（サクラ）、塚原新田（サクラ）、市山新田（坂公民館前）（サクラ）、子供の森公園（サクラ）、光ヶ丘緑地（サクラ）、末広山（サクラ）
自然観察	中郷温水池、長伏公園、沢地川、山田川、箱根旧街道、楽寿園、松毛川
キャンプ	市立箱根の里・箱根キャンプ場
農業体験	山田川自然の里、佐野体験農園
伊豆半島ジオパーク・ジオポイント	楽寿園・源兵衛川、菰池・白滝公園、三嶋大社、三島駅北口、塚原周辺、芙蓉台、境川・清住緑地

*1：平成の名水百選 *2：静岡県のみずべ100選

【資料：こどもと自然ふれあいマップ、静岡県のみずべ100選、静岡県の湧き水100、自然観察コース100選ガイド、ふるさとの自然（東部編）、静岡県のため池マップ、さくらの名所、花の名所180選、伊豆半島ジオパーク三島ビジターセンター資料】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性に関する調査を継続し、情報を蓄積・活用していくことが必要です。 ●貴重な生物の保全や外来種の防除、生物との共生を図ることが必要です。 ●生物の生息・生育の場である森林や農地、河川などの多様な自然環境を保全・管理していくことが必要です。 ●暮らしや産業に欠かせない豊富な水資源を保全・活用していくことが必要です。 ●身近な自然環境を保全・活用していくことが必要です。
----	--

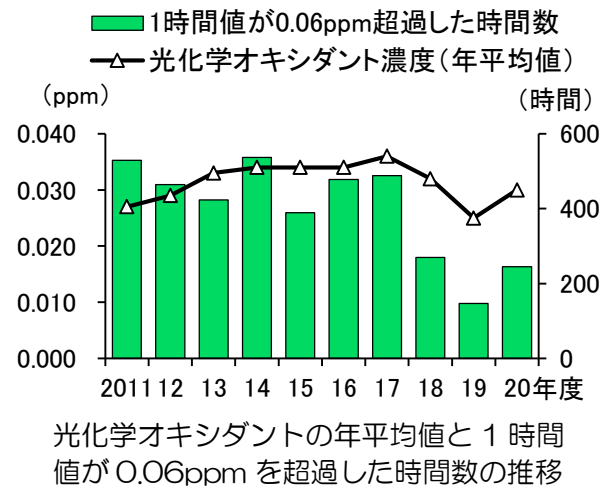
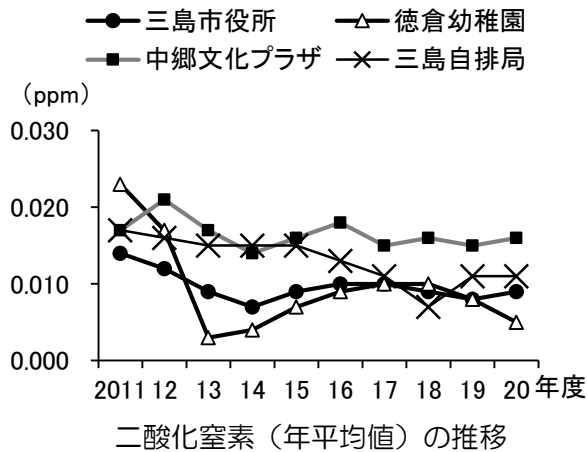
第4節 | 生活環境



① 大気汚染

環境中の大気については、市内4地点（徳倉幼稚園、中郷文化プラザ、三島市役所、三島自排局）の測定局で、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントなどの測定を実施しています。光化学オキシダント以外の物質については、過去10年間で全ての地点で環境基準を達成しています。

また、発生源への対策、工場への立入検査、ダイオキシンの定期測定などを行っています。



② 悪臭

臭いに対する感じ方には大きな個人差があり、また、臭いの種類や発生源も様々です。悪臭に関する苦情のほとんどは、野焼きや畜産施設に対するものです。本市では2008（平成20）年4月に、従来の「物質濃度規制」から人の感覚を用いて全ての臭いを判定する「臭気指数規制」に変更し、臭気指数規制値は、①市街化区域のうち住居地域（臭気指数10）、②市街化区域のうち住居地域を除いた区域（臭気指数13）、③市街化調整区域（臭気指数15）と定めています。

③ 騒音・振動

自動車交通騒音について、2020（令和2）年度は自動車騒音常時監視調査対象の3路線において自動車騒音面的評価を実施した結果、対象住宅等戸数1,302戸の99.7%が環境基準を達成しています。

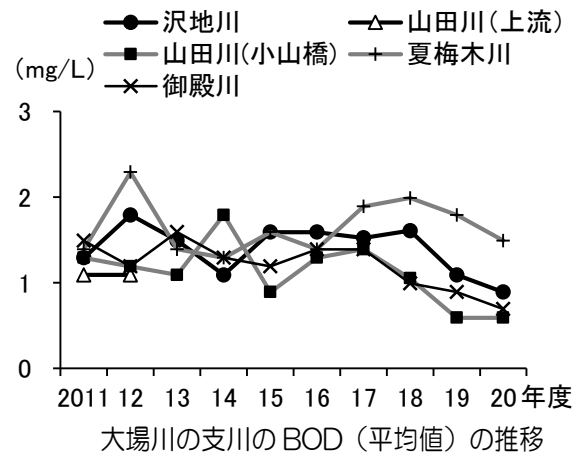
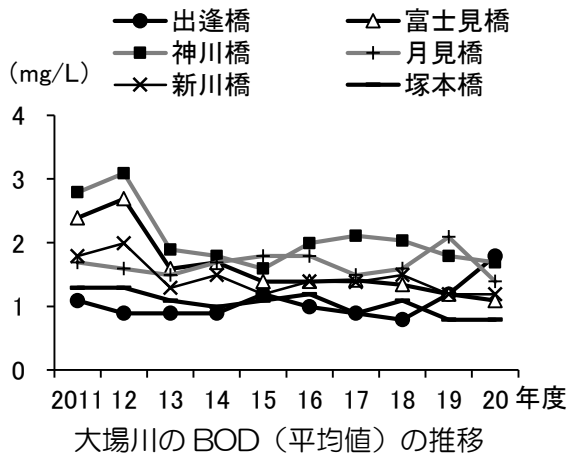
東駿河湾環状道路の開通により自動車騒音に変動が見込まれる2路線について、従来の方法で調査を実施した結果、環境基準に適合していない時間帯がありましたが、要請限度は全て適合しています。

一般環境騒音については、市内全域から主要道路に面していない37地点で測定を行い、2020（令和2）年度の測定結果は全ての地点で環境基準を達成しています。

④ 水質汚濁

河川に関する環境基準としては、「生活環境の保全に関する環境基準（生活項目）」があり、主要河川ごとに類型指定され、市内の河川では大場川で設定されています。2020（令和2）年度は、大場川上流（出逢橋）のBODの75%値が2.2mg/L（環境基準2mg/L）で環境基準を達成していません。大場川の支川（沢地川、山田川、夏梅木川、御殿川）のBOD平均値の経年変化をみると、総じて横ばい傾向となっています。

地下水の水質測定については、年2回、井戸水3地点（佐野、中、長伏）と湧水2地点（一番町、竹倉）、また、河川水では1地点（松毛川）で、水質の環境基準である健康項目から選んだ16項目を測定しています。2020（令和2）年度の測定結果は、全地点・全項目で環境基準を達成しています。



⑤有害物質

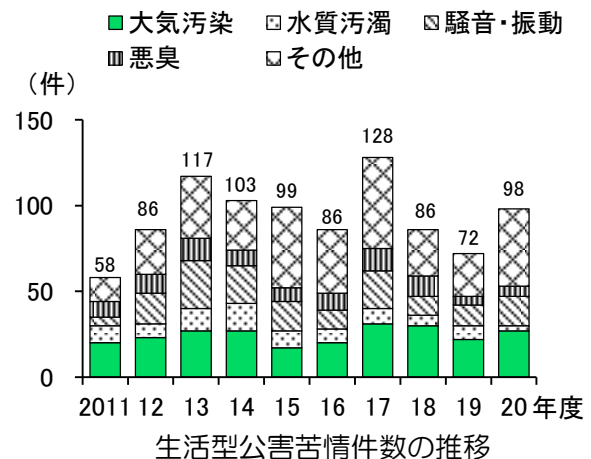
ダイオキシン類については、2020（令和2）年度に徳倉幼稚園、中郷文化プラザの2地点で大気、沢地川堰場大橋上、沢地処分場の2地点で水質のダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。また、外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）については、2020（令和2）年度に大場川で4物質の測定を行った結果、全ての項目において検出下限値未満であり、重点調査濃度（国土交通省が重点的に調査を実施する際の目安として定めた濃度）以下でした。

空間放射線量については、2011（平成23）年3月より平日の1日1回、2020（令和2）年度より週1回、市役所庁舎敷地内で測定を実施しています。2020（令和2）年度の測定結果は、平均値が0.06μSv（マイクロシーベルト）/hで、静岡県が公表している周辺の測定結果と同程度であり、自然界の放射線量の範囲内と考えられます。

土壌放射線量については、年1回、三島市内の公民館、学校、公園などの土壌放射線量の測定を実施しています。2020（令和2）年度の測定結果は、放射性セシウム(合計)が不検出から21Bq（ベクレル）/kgでした。土壌の放射線量についての基準値は定められていませんが、稲の作付けに関する考え方の土壌中放射線セシウム量の上限值5,000 Bq/kgに比べ、低い値でした。

⑥生活型公害

2020（令和2）年度の生活型公害苦情の受理件数は98件で、年度により増減があります。苦情内容としては、野焼きに伴う大気汚染、騒音・振動が多く、近年は「その他」に分類される空き家などの草木の繁茂に伴う苦情が増加傾向にあります。



課題	内容
	● 光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質の注意喚起情報を、直ちに市民に周知する体制を維持することが必要です。
	● 環境基準を達成していない自動車騒音、畜産排水が流れ込む中小河川の水質、その他の有害物質などについては、継続的に測定・監視を行っていくことが必要です。
	● 大気汚染や騒音などに加え、空き家の草木の繁茂などに対する苦情へ対応が必要です。

第5節 | 都市環境



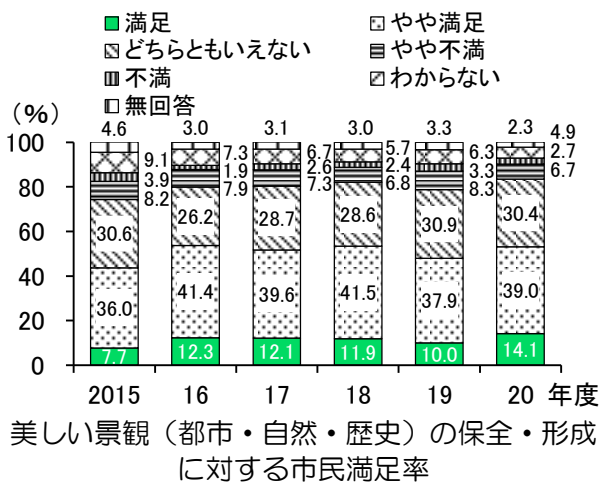
① 景観

本市は箱根連山を背に霊峰富士を望み、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また、古くから東海道の要衝として栄え、楽寿園や三嶋大社に代表される優れた自然的・歴史的・文化的景観を有しています。

本市の最も特徴ある景観要素は、市街地を流れるせせらぎと水辺の緑です。

市街地の随所から自噴する湧水は、源兵衛川、桜川、御殿川などのせせらぎとなり、水辺の緑と相まって潤いのある景観を創り出しています。

本市は2009（平成21）年に「三島市景観計画」を策定しており、市内全域を景観計画区域に定めて、良好な景観形成のための施策を推進しています。具体的には、特に良好なまちなみ景観を形成する必要がある地区を「景観重点整備地区」に、富士山・駿河湾を望むポイントを「眺望地点」に指定し、無電柱化と併せた修景整備や屋外広告物の規制・誘導などを実施しています。



「三島市景観条例」に基づく指定

景観重点整備地区 (7地区)	源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区、白滝公園・桜川地区、大通り地区、芝町通り地区、蓮沼川（宮さんの川）地区、赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区、一番町三島駅前通り地区
屋外広告物誘導整備地区 (2地区)	東駿河湾環状道路沿道地区 三嶋大社周辺地区
眺望地点 (13地点)	末広山、山中城跡、施行平、中郷温水池、向山古墳群、新城橋、新町橋、坂公民館、初音ヶ原（錦田一里塚下）、東寺町田みどり野公園付近、茶臼山、佐野見晴台片平山公園、三島青果市場

② 歴史・文化

文化財は国指定文化財が25件、県指定文化財が13件、市指定文化財が48件、登録有形文化財建造物が9件あり、うち、史跡・名勝・天然記念物として17件が指定されています。

2018（平成30）年5月には、「箱根八里」が文化庁の認定する「日本遺産」に県内で初めて認定されました。

また、「三島市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致の維持・向上に寄与する文化財などの保全・活用、管理などを実施しています。

史跡・名勝・天然記念物一覧（2021（令和3）年1月現在）

	項目	名称
国指定	史跡	山中城跡、伊豆国分寺塔跡、箱根旧街道
	天然記念物	三嶋大社のキンモクセイ
	天然記念物・名勝	楽寿園
県指定	史跡	向山古墳群
	天然記念物	御獄神社の親子モッコク
市指定	史跡	千枚原遺跡
	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚、神明宮神社社叢、中のカシワ、願成寺のクスノキ、耳石神社のイタジイ、三嶋大社社叢、矢立の杉、鏡池横臥溶岩樹型、白滝公園溶岩塚

③まちづくり

地域の拠点となる箇所に都市機能を、その周辺に居住をそれぞれ緩やかに誘導し、それらを公共交通でつなぐまちづくりを進めていくことは、自家用車から徒歩や公共交通機関へとといった移動手段の転換を促し、環境への負荷軽減に大きく寄与します。

本市では、2019（令和元）年8月に「三島市立地適正化計画」を策定し、現状のコンパクトな形状の市街地の維持と、各拠点の周りの利便性が増すことによる居住人口の維持・増加を目指した「拠点ネットワーク型」のまちづくりを進めています。

市街化区域内人口密度の比較
（2019（令和元）年）

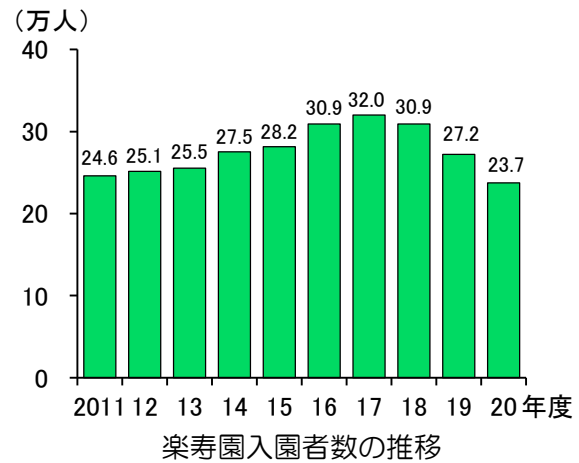
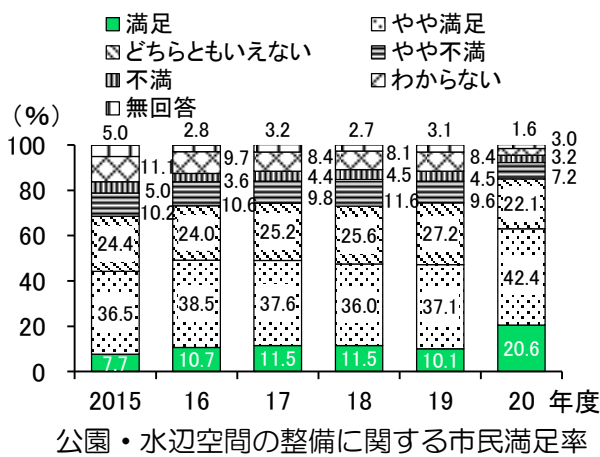
三島市	62.5 人/ha
静岡市	60.7 人/ha
函南町	57.9 人/ha
沼津市	53.7 人/ha
清水町	53.7 人/ha
浜松市	51.1 人/ha
長泉町	49.9 人/ha
藤枝市	48.3 人/ha

【資料：都市モニタリングシート
（国土交通省）】

④公園緑地

公園や緑地は快適で健康的な都市生活を営む上で欠かすことのできない都市施設となっています。

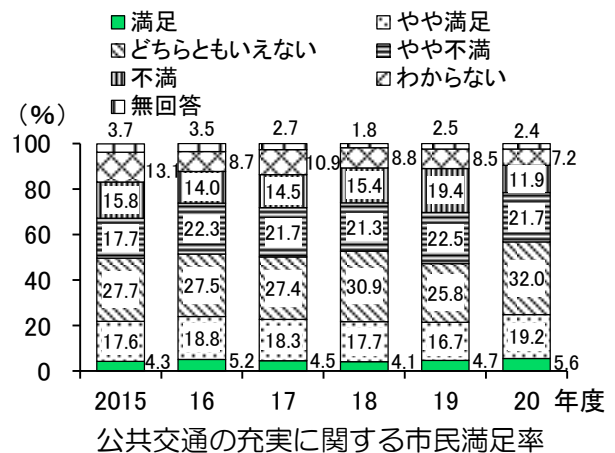
また、市民の憩いの場となっている楽寿園の入園者数の推移をみると、2011（平成23）年度以降、2019（令和元）年度の新型コロナウイルスの影響を受けるまで、増加傾向にありました。



⑤交通

本市を通る主要交通網は、道路では自動車専用道路の伊豆縦貫自動車道・東駿河湾環状道路のほか、国道1号、国道136号、主要地方道三島裾野線、主要地方道三島富士線、県道三島停車場線、県道三島田町停車場線、県道沼津三島線などがあります。

また、JR 東海道新幹線・東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の鉄道のほか、伊豆箱根バス、東海バス、富士急モビリティ、富士急シティバス、市内循環バス及び市自主運行バスなど多様な公共交通があり、三島駅、大場駅を中心に市内各方面に公共交通網が整備されていますが、「バスなどの公共交通の充実」に関する市民の満足率は横ばいとなっていることから、利用促進策を進めています。



課題

- 都市機能及び居住機能の集積と公共交通の利便性を高めたまちづくりが必要です。
- 富士山や湧水などの景観資源や、歴史・文化遺産を保全・活用していくことが必要です。
- 公園・緑地の整備や維持管理を継続していくことが必要です。
- 公共交通ネットワークの整備や利便性の向上、混雑解消に向けた道路網の整備を引き続き進めていくことが必要です。

第6節 | 環境教育と協働・共創

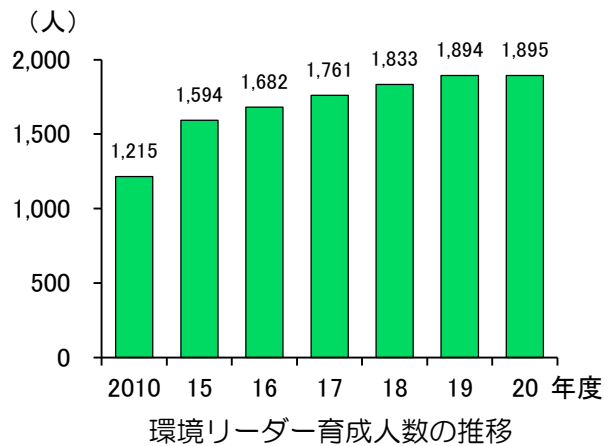


①環境教育（学習）

環境問題を解決し、持続可能な社会をつかっていくためには、「環境を考え、行動する人材の育成」が重要であることから、あらゆる世代を対象に環境リーダーを育てる環境教育を積極的に進めています。

環境への意識を育てていくためには、幼児期からの環境教育が大切です。そのため、幼児には「環境への意識の芽生え」を、小学生には「行動意欲の醸成」を、中学生には「自発的行動の誘導」を、高校生以上の市民には「リーダー性の発揮」を掲げ、各世代に応じて段階的に発展していく環境教育の推進に努めています。

具体的には、幼児環境教育推進プロジェクトの推進、小学生環境探偵団の結成、中学生環境リーダー研修、環境ボランティア体験講座などを行うことによって、環境リーダーの育成人数は、2020（令和2）年度には1,895人となっています。



段階的な環境教育・環境学習の内容

対象	名称	概要
幼児	幼児環境教育推進プロジェクト	保育園保育士と幼稚園教諭によるプロジェクト（幼児環境教育推進プロジェクト）チームを結成し、環境教育教材バンクの設置、手づくり環境教育教材の研究・開発、環境教育マニュアルの作成・充実、自然観察会などの園児参加型プログラムなどを行っています。
	自然観察会	保育園・幼稚園の近くにある公園、川、ビオトープなどで、植物や昆虫などの観察を行い、生物や自然環境を大切にすることを培っています。
	保育園や幼稚園での環境教育	保育園では野菜づくり、環境絵本の貸し出し、幼稚園では身近な自然環境の中での活動や飼育・栽培体験、環境教材や廃材を活用した工作などを行っています。
	子育て支援センターでの環境教育	子育て支援センターでは、生活や季節に合わせた「エコ通信」を交流ひろば内に掲示し、環境教育の啓発に努めています。
小学生	環境探偵団	毎年、市内の小中学校 14 校の小学 4 年生～6 年生の代表により環境探偵団を結成し、源兵衛川での水生生物観察会、富士山の森の散策、エコセンターでの環境ワークショップなどの環境体験学習を行っています。
	親子水生生物観察会	夏休みに湧水河川の源兵衛川で水生生物を観察し、生物の生息状況から川の汚れ具合を調べる環境学習を実施しています。
	小学校用「環境読本」の作成・活用	教員と市職員が連携し、小学校の教育課程に準拠した補助教材として「環境読本」を作成し、小学 4 年生に配布して授業での活用を図っています。
	COOL チャレンジ KIDs	静岡県地球温暖化防止活動推進センターとの連携により、小学校高学年を対象として行っているもので、こどもたちがリーダーとなり、家庭での地球温暖化防止活動に取り組むプログラムを実践しています。
中学生	中学生環境リーダー研修	中学生を対象に、富士山での環境体験学習などを通じて、環境問題への理解と認識を深めるとともに、これからの学校生活における環境保全活動のリーダーの育成を進めています。
高校生以上	環境保全講演会	年 2 回、一般市民を対象に身近な環境問題から地球環境問題に至る様々な環境についての講演会を開催しています。
	事業者のための環境技術研修会	市内の事業所で構成される三島地区環境保全推進協議会の主催により、先進的な環境技術を導入した事業所の事例紹介などを行う研修会を開催しています。
	環境問題学習会	市民を対象に、環境問題に関する理解を深めるため、各公民館主催の講演会や講座・学習会などが開催されています。

②環境情報

本市では、環境の現状や環境に関する施策の実施状況などを明らかにするため、年次報告書として「環境報告書～三島の環境～」を作成・公表するとともに、多様な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。また、年2回、市民ボランティアが編集した地域環境情報誌「エコライフみしま」を発行し、市民一人ひとりの環境活動への意識向上を図っています。

本市に限らず環境報告書を作成・公表することが、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会的説明責任を果たし、社会からの信頼を勝ち得ていくことにつながるため、環境報告書を発行する市内の事業者が増えています。また、近年では環境だけではなく、経済や社会の問題解決に向けた持続可能な事業経営が市場からも求められていることから、CSR 報告書やサステナビリティレポートなどの名称で発行している事例が増えています。市では、定期的に市内事業者が「エコアクション 21」で取り組んだ活動をまとめた環境活動レポートを市役所で展示し、市民への情報発信を行っています。

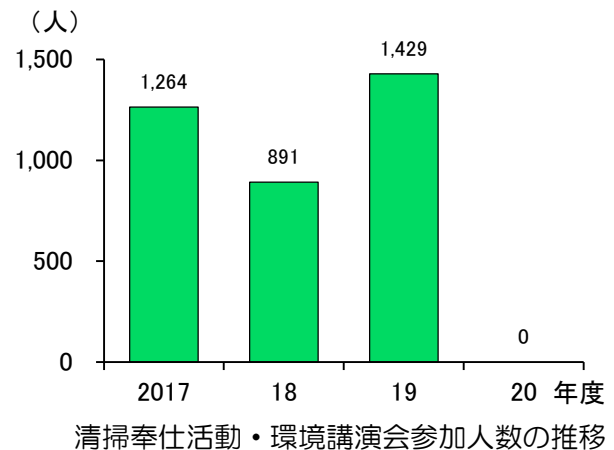
③環境保全活動

【地域での環境保全活動】

郷土の環境を保全し、未来に引き継いでいくためには、地域の環境は地域で守り育てていくことが必要です。本市では、エコリーダーが、地域の特徴を生かした環境活動を行っています。

このほかにも、三島市民活動センターで「環境の保全を図る活動団体」として登録されている市民活動団体は、2022（令和4）年2月現在で18団体あります。その活動内容は、河川や湧水の水質保全、山林・竹林などの自然環境保全など多岐にわたっています。

また、市内の事業所などで1979（昭和54）年度に設立された「三島地区環境保全推進協議会」や、狩野川水系の水質保全を目的として1966（昭和41）年度に設立された「狩野川水系水質保全協議会」などの組織でも、環境保全活動が実施されています。



【エコリーダー】

本市は2001（平成13）年度から2007（平成19）年度にかけて、市民の環境意識を高め、環境活動への意欲とボランティア精神を培うことを目的に市民環境大学を開催しました。その修了生が、「地域の環境は地域で守り育てる」を合言葉に、地域に住む人たち（自治会、幼稚園、保育園、学校など）と一緒に活動を展開しています。具体的には、ごみ拾いをしながら行う史跡めぐりや自然観察会の実施、花壇づくり、川の清掃など、地域の特徴を生かした環境活動を行っています。

【地域のボランティア活動の拠点となるエコセンター】

環境ボランティア団体の活動拠点や環境情報の発信拠点として活用を図るため、登録有形文化財である旧三島測候所を「エコセンター」として整備しました。現在は、市民等に一般公開するとともに、ストップ温暖化推進員、エコリーダー、エコライフみしま編集スタッフの活動拠点として活用されています。

地域における環境保全活動

名称	概要
三島市ストップ温暖化推進協議会	家庭や事業所で取り組める地球温暖化対策について、普及啓発を行うことを目的に、2009（平成 21）年 6 月に設立されたボランティア団体です。地球温暖化に関するイベント、講習会などを行っています。地球温暖化対策の継続的な普及啓発活動が評価され、「平成 30 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境教育活動部門）」を受賞しました。
環境美化推進員	各地域における環境美化推進のリーダーとして、市から委嘱された方々で、地域の環境美化や環境衛生活動を推進しています。
ごみ減量アドバイザー	ごみの減量やリサイクルに関する活動を自ら率先して行うとともに、市民や事業者に対し、自らまたは市と協働で周知啓発活動を行うボランティアの方々です。
三島地区環境保全推進協議会	環境問題について情報交換及び環境関連技術の研さんなどを通じて、地域の環境保全を推進するために設立された「三島地区環境保全推進協議会」は、市内の事業所・団体で構成され、市の主催する環境保全事業に協力するとともに、独自に講演会・研修会・各種事業を実施しています。
生涯学習団体の環境ボランティア活動	女性、青少年、市民団体などが河川清掃や夏まつりごみ拾い清掃などの環境ボランティア活動に参加しています。
地域環境づくり事業 （エコリーダー活動会議） （地域環境情報誌）	エコリーダーを中心に市内各地区で環境講座、ごみ拾い活動、自然観察会、環境パトロールと名所めぐりウォーキングなどの活動を展開しています。また、エコライフみしま編集スタッフと市が協働で、地域環境情報誌を編集し発行しています。
三島の川をきれいにする奉仕活動	流域自治会や各種団体、市職員などの協力により、市内の河川清掃（桜川・御殿川・運沼川）を実施しています。
公園ボランティア制度	地区の自治会と公園ボランティアの覚書を取り交わし、地元住民と協働により公園の維持管理を行っています。
ゴミ拾いツアー	JR 三島駅南口から三島市役所まで、市民参加のもと、街中の美化活動を行っています。

※各地域でおこなわれている環境保全活動の一部を抜粋して掲載している。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の特徴でもある環境リーダーの育成を継続し、環境ボランティアとして活躍する人材を増やしていくことが必要です。 ●環境ボランティア団体が、自治会や小・中学校などの地域社会と連携して環境保全活動を実施できるように支援していくことが必要です。 ●市民や事業者のニーズを踏まえた環境情報の提供が必要です。 ●環境に関する取組を SDGs の目標に位置づけることで、各主体の共通の目標として共有し、協働・共創を推進することが必要です。
----	---

COOL CHOICE の普及

本市は地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策を推進しています。2017（平成 29）年 4 月には、クールビズ実施の推進、LED などの省エネ機器への買い替えなどを重点取組項目とした「三島市 COOL CHOICE 宣言」を実施しました。そのほか、ウォームビズ実施の推進、照明の効率的な利用促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進、エコカーの普及促進を取組項目として推進しています。イベントでは、環境ボランティアと協働で啓発活動を行いながら、アンケートを実施して COOL CHOICE 賛同者を募った結果、2019（令和元）年度の賛同者件数は 878 件でした。



ライトダウン！
キャンドルナイトみしま

第3章

望ましい環境像と基本目標



第1節 望ましい環境像

第2節 基本目標

第3節 本計画とSDGs との関係

第1節 | 望ましい環境像



望ましい環境像は、本市がこれからどのような環境をめざして計画を進めていくのかを示す長期的な目標です。

本計画では「**未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島**」を望ましい環境像とします。



未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島

湧水がつくるせせらぎ、箱根西麓からまちなかに広がる緑
さわやかな空気あふれる、自然豊かなまち「三島」
住んでいる人や訪れる人、みんなが快適に過ごせるまちを
協働・共創によって未来へとつないでいきます



第2節 | 基本目標



望ましい環境像を実現するために、6つの基本目標を次のように定め、各種施策を展開します。

①基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】

2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」実現のため、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、森林吸収などによって温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を抑制する「緩和策」を推進します。また、気候変動による影響に対処し、被害を回避・軽減するために備える「適応策」を同時に進めていくことにより、脱炭素のまちを目指します。



「緩和策」と「適応策」

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

②基本目標 2 資源循環のまち【資源循環】

限りある資源を大切にし、持続的に発展が可能な社会にするため、過剰な生産や消費をできるだけ抑えることにより、ごみの発生を減らし、製品の再使用に努め、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進し、環境美化や不法投棄の防止などに取り組むことにより、資源が循環するまちを目指します。

③基本目標 3 自然共生のまち【自然環境】

富士山の湧水や箱根西麓の緑などの豊かな自然環境、約4,000種を超える生物が形成する貴重な生態系を保全していくため、私たちの暮らしを自然環境と調和のとれたものにしていくとともに、生物多様性の確保や自然とのふれあいを促進することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生するまちを目指します。

④基本目標 4 健康で安心なまち【生活環境】

私たちが健康で文化的な生活を送り、将来世代にも継承していけるように、事業活動や日常生活から出る有害物質、騒音や野焼きなどを防止し、環境への負荷を低減させることにより、健康で安心して暮らせるまちを目指します。

⑤基本目標 5 快適で安全なまち【都市環境】

私たちが、快適で安心して暮らしていくために、良好な景観や歴史的・文化的資源を保全・活用するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、都市機能の更新・集積を進め、持続可能な公共交通網の形成・維持向上に努めることにより、災害に強い快適で安全なまちを目指します。

⑥基本目標 6 環境教育と協働・共創のまち【環境教育と協働・共創】

子どもから大人まであらゆる世代が、環境について考え行動する意識を育んでいくために、各世代に応じた環境教育・環境学習を推進します。また、市民・事業者・市がそれぞれの立場で積極的な環境保全活動を推進するために、お互いが話し合い、課題を共有し、解決に向け行動していくことにより、環境教育の充実と協働・共創のまちを目指します。

第3節 | 本計画とSDGsとの関係



2015（平成27）年、国連に加盟する193の全ての国・地域により、「2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダが掲げるSDGs（持続可能な開発目標）は、「環境」「経済」「社会」の3つの要素が調和した「持続可能な社会」の実現を目指すため、17の目標と169のターゲットから構成されています。「地球上の誰一人取り残さない」ことを基本的考え方としており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっています。

本市でも、2021（令和3）年3月に策定した「第5次三島市総合計画」の中でSDGsと各取組を連動させ、SDGsの目標達成につなげていくこととしています。そのため、本計画においても施策の方向ごとにSDGsの目標を掲げ、市民・事業者・市が連携・協働・共創して、SDGsの目標達成を目指します。



- 気候変動による農業、鳥獣害への影響に対する適応策の推進
- 農地の保全 など



- 大気、水質、土壌汚染、有害化学物質などへの対策の推進 など
- 気候変動による熱中症・感染症への影響に対する適応策の推進 など



- 環境教育（学習）の推進
- 情報発信の拡充 など



- 気候変動による水環境・水資源への影響に対する適応策の推進
- 河川・水資源の保全 など



- 再生可能エネルギーの普及
- 省エネルギーの推進
- COOL CHOICEの推進 など



- 気候変動による産業・経済活動への影響に対する適応策の推進
- 森林・農地の保全 など



- インフラの強靱化
- 自然災害対策の推進 など



- 計画的なまちづくりの推進
- 公園の整備・緑化の推進
- ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進 など



- ごみの減量・再利用・再資源化（3R）の推進
- ごみの適正処理 など



- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画、気候変動適応計画に基づく取組の推進 など



- 公共下水道や合併処理浄化槽の整備
- 廃プラスチック類の分別収集と資源化 など



- 動植物の保全（在来種や希少種の保護・保全、特定外来生物の防除）
- 森林・農地・里地里山の保全 など



- ボランティア活動の支援
- 協働・共創の推進 など



SDGsの目標と環境基本計画の主な取組

SDGs (持続可能な開発目標)

■ 持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容



■ 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



■ 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



■ 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



■ 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



■ すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



■ つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する。



■ 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



■ 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



■ ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



■ 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



■ 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



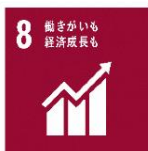
■ 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



■ エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



■ 平和と公平をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



■ 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



■ パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



■ 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



第4章

取組の推進



- 施策の方向 1 地球温暖化緩和策の推進
- 施策の方向 2 気候変動適応策の推進
- 施策の方向 3 資源の有効利用
- 施策の方向 4 自然環境の保全
- 施策の方向 5 健全な生活環境の推進
- 施策の方向 6 快適で良好なまちづくりの推進
- 施策の方向 7 環境教育と協働・共創の推進


基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】

1 地球温暖化緩和策の推進

本市域から排出される温室効果ガスは年々減少傾向にありますが、今後は、2050（令和 32）年のカーボンニュートラル、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013（平成 25）年度比 46%削減）を目指す必要があります。そのため、市民、事業者、市が協働・共創により、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、公共施設への再エネ・省エネ設備の導入等の地球温暖化緩和策を進めることで、地域の成長戦略や地域課題の解決にもつながる脱炭素社会の実現を目指します。

 指標

指標名	現状値 (2017 年度)	最終目標 (2031 年度)
市域からの温室効果ガス排出量削減率 (基準年度：2013（平成 25）年度)	8.1% (2020 年度算定)	46%以上

 市の取組

① 再生可能エネルギー・省エネルギー

◆再生可能エネルギーの普及 **重点取組**

市民や事業者に対し再生可能エネルギーに関する周知啓発を行うとともに、住宅や事業所における再生可能エネルギー設備の導入に対する支援等を行うことにより、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

また、下水汚泥、食品廃棄物等の生ごみ、木質チップなどを活用したバイオマスエネルギー事業の調査・研究を進めます。

◆公共施設への再エネ・省エネ設備の導入 **重点取組**

既存の公共施設については、LED 照明や高効率空調設備等の省エネルギー設備の導入を推進するとともに、建物の耐震性や耐用年数等に配慮した上で、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を推進します。一方、新たに建設する公共施設については、ZEB 化の導入を推進します。

また、公共施設への再エネ・省エネ設備の導入により、非常時の電源を確保し、地域のレジリエンス（災害に対する強靱性の向上）と脱炭素を同時に実現する地域づくりを推進します。

◆省エネルギーの推進 **重点取組**

住宅や事業所等における省エネルギー設備の普及促進を図るとともに、「建築物省エネ法（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」）」等法令に基づく省エネルギー基準への適合など各種制度の普及啓発を進め、省エネルギー基準に適合する住宅の導入を支援することにより、建物全体の省エネルギー化を促進します。

また、省エネルギーの推進には、市民一人ひとりの環境に配慮した行動やライフスタイルの転換が必要のため、エネルギーの「見える化」を図るなど、その実践に向けた周知啓発活動に努めます。



◆COOL CHOICE（クールチョイス）の推進 **重点取組**

省エネルギーの取組を市全体に広げていくため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発を行うとともに、環境ボランティアの活動を支援します。

◇ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進

電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車、小型電動モビリティの普及促進を図るとともに、充電スタンド及び水素ステーションの設置について調査・検討の上で導入を推進します。

また、徒歩、自転車・公共交通機関の利用やエコドライブの普及・促進により、スマートムーブの推進をします。

 **市民の取組**

- ★ COOL CHOICE、省エネルギー、節エネルギーに取り組むとともに、地球温暖化防止活動へ協力します。
- ★ 太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、蓄電池などを活用します。
- ★ HEMS・BEMSの導入、省エネルギー診断などを利用して、エネルギーの「見える化」を推進するとともに、高効率な省エネルギー機器を導入します。
- ★ 建物の新築及び改築時には、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物、ZEH・ZEB化に努めます。
- ★ 電気自動車などの次世代自動車を選ぶとともに、エコドライブを実践します。
- ★ 徒歩や自転車の移動を心がけます。

 **事業者の取組**

- ★ 太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池、蓄電池などを活用します。
- ★ HEMS・BEMSの導入、省エネルギー診断などを利用して、エネルギーの「見える化」を推進します。
- ★ 高効率な省エネルギー機器を導入するとともに、ESCO事業の導入を検討します。
- ★ 建物の新築及び改築時には、高気密・高断熱な省エネルギー基準を満たす建物、ZEH・ZEB化に努めます。
- ★ 電気自動車などの次世代自動車を選ぶとともに、エコドライブを実践します。
- ★ 環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- ★ 移動による温室効果ガスの削減を図るため、テレワークを推進します。

 **関連する計画**

都市計画マスタープラン／地域公共交通網形成計画／立地適正化計画／地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）／地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）／自転車活用推進計画／住宅マスタープラン


基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】

2 気候変動適応策の推進

本市の年平均気温は、過去 90 年間で約 2℃上昇しているほか、真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加、冬日の減少など、既に地球温暖化による影響が出ていると考えられます。そのため、温室効果ガス排出量の削減などの緩和策と同時に、気候変動による影響に対処し、被害を最小限にするための適応策を進めていきます。

 指標

指標名	現状値 (2020 年度)	最終目標 (2031 年度)
普通河川改良延長 (年間)	130m/年 (2018-2020 年度平均)	140m/年

 市の取組

① 気候変動適応策

◆ 自然災害対策の推進 **重点取組**

河川氾濫などの水害に備え、河川等の整備改修、浚渫、河川等監視装置の設置を行うとともに、土砂災害に備え、急傾斜地崩壊防止施設の建設を行います。また、甚大化する災害の中で、インフラ・ライフライン確保のため、トンネル、橋梁の定期的な点検、適切な設備の更新を行います。

災害時の円滑な避難行動のため、水防訓練や風水害時の避難行動訓練の実施、ハザードマップの配布、マイタイムラインの普及などにより、災害の危険度や避難方法を周知します。また、市民への迅速かつ的確な情報伝達体制の強化のため、運用体制の整備、防災行政無線の更新、市民メール、市公式 LINE 等の SNS などを活用した多様な情報伝達に努めます。

◇ 熱中症・感染症対策の推進

熱中症については、市民に予防や対処法の普及啓発に努め、熱中症警戒アラートに基づき、メールや SNS、コミュニティ FM 等で周知を行います。

節足動物媒介感染症の防止のため、感染症の発生・流行情報の把握、注意喚起を行うとともに、感染予防の啓発を行います。

◇ 農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進

農業については、高温による品質低下が起こりにくい品種の選択、防霜技術の普及の検討、家畜舎の暑熱対策の普及、病害虫の発生予察と情報提供などを行います。林業については、森林の水源かん養機能が高度に発揮されるよう、森林資源の適切な管理や効率的な施業、森林経営管理制度の活用により、流域特性に応じた森林の整備・保全を図ります。また、イノシシなどによる鳥獣被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊と連携して捕獲活動の強化及び侵入防止柵設置の支援を行います。

◇ 水環境・水資源の保全

水資源の維持のため、定期的な河川流量・水質調査を行い、雨水浸透・貯留施設への補助等を実施するとともに、水資源の大切さを啓発します。



◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全

エネルギー需給への影響を低減するため、ZEB・ZEHの普及や節電の呼びかけを行います。また、風水害による観光客への影響が予測される際は、市のウェブサイトやSNSによる情報発信により、注意喚起を行います。

暑熱による生活への影響を低減するため、生垣づくり用苗木の配布、緑のカーテンの普及・啓発を行います。

市民の取組

- ★ ハザードマップの確認、訓練への参加、マイタイムラインの作成、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備などを行い、防災意識を高めます。
- ★ 室温の適正管理、水分補給、帽子着用、猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策を徹底します。
- ★ 餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 水たまりをなくすなど、自宅周辺での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ★ 敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりに努めます。

事業者の取組

- ★ ハザードマップの確認や訓練への参加のほか、気候変動による影響を想定した事業継続計画（BCP）を策定します。
- ★ 室温の適正管理、水分補給、帽子着用、猛暑時の屋外活動自粛など、熱中症対策を徹底します。
- ★ 農林作業時は熱中症に十分注意します。
- ★ 高温に強い品種の選択や、栽培作物の転換、栽培適地の移動、畜舎の温度調整など、気候変動による影響の少ない農畜産業を行います。
- ★ 人工林の間伐や植林・育林を進め、森林の適正管理に努めます。
- ★ 侵入防止柵の設置や、餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 水たまりをなくすなど、事業所周辺での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ★ 適応を促進する製品やサービスを提供する「適応ビジネス」を展開します。
- ★ 敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりに努めます。

関連する計画

気候変動適応計画／国土強靱化地域計画／都市計画マスタープラン／立地適正化計画／地域防災計画

基本目標 2 資源循環のまち【資源循環】

3 資源の有効利用

本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、近年大きく減少し、国や県の平均を下回るまでとなりました。一方でリサイクル率は、国や県の平均と比べて低い状況が続いています。また、現在使用している焼却施設等は建設から30年以上が経過し、最終処分場の残余容量はひっ迫している状況です。そのため、さらなるごみの減量・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、施設の適正な維持管理や新たな最終処分場の整備に向けた手続きを進めます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	845g	800g以下
リサイクル率	13.9%	21.0%以上

市の取組

①ごみの減量・再利用・再資源化（3R）

◆ごみの減量（リデュース）の推進 **重点取組**

食品ロスの削減、生ごみの削減、商品包装の簡素化、詰め替え商品の利用などについて、啓発・推進し、家庭ごみの削減を図るとともに、多量排出事業者には適切な指導を行います。また、海洋プラスチックごみ削減のため、使い捨てプラスチック製品の使用削減を啓発・推進します。

なお、食品ロスの削減については、「食品ロス削減推進計画」を策定し、各種施策を推進します。

◇ごみの再利用（リユース）の推進

フリーマーケット等の開催、不用品活用バンクの周知等により、生活用品の再利用を推進します。使用済みのものを繰り返し大切に使う「もったいない」意識の醸成を図ります。

◆ごみの再資源化（リサイクル）の推進 **重点取組**

家庭から排出された資源物の適正分別、スーパーなどの店頭回収の周知、地域で実施する資源ごみ集団回収を推進するとともに、廃プラスチック類の分別収集と再資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討します。

◆総合的な施策の推進 **重点取組**

ごみの減量・再利用・再資源化（3R）の推進について、市民や事業者の理解や協力を求めていき、3Rの効果、市の財政状況、他自治体の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化をはじめとする一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行います。

②ごみの適正処理

◇安定かつ効率的なごみの収集

自治会や環境美化推進員の協力のもと、適正なごみ集積所の管理に努めるとともに、全ての市民に配慮した安定かつ効率的なごみの収集体制を整備します。



◆ごみ処理施設の維持管理と整備 **重点取組**

ごみ処理施設の定期点検や修繕を行い、適正に維持管理します。

現在使用している一般廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫していることから、新規最終処分場の整備に向けた手続きを進めます。また、中間処理施設の延命化を図るとともに、新たな施設の整備やごみ処理の広域化について近隣市町と協議を進めます。

◇法令に基づく適正処理

清掃センターに搬入される事業系ごみの定期的な検査や事業者への戸別訪問等を行い、事業系ごみの適正処理について指導を行うとともに、少量排出事業者制度について周知を図ります。

「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材の分別解体及び再資源化等について周知を図ります。

◇環境衛生の向上

ルール違反ごみの削減に努め、違反者に対して指導を行うとともに、不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や関係機関と連携し、監視体制の充実を図ります。

市民の取組

- ★ マイバッグの持参、簡易包装やバラ売り商品などの利用により、容器包装の排出を抑制します。
- ★ 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努め、分別収集・再資源化に協力します。
- ★ 調理くずや食べ残しなどの食品ロスを減らすとともに、生ごみの減量に努めます。
- ★ コンポストや生ごみ処理機による生ごみの堆肥化を実践します。
- ★ フリーマーケットや不用品活用バンクなどを利用し、まだ使えるものの有効利用を図ります。
- ★ ミックス古紙などの資源物の分別を実施し、衣類や小型家電などの拠点回収に協力します。
- ★ 資源ごみの集団回収や店頭回収に参加・協力します。
- ★ 市が定めた分別方法や排出方法を守り、ごみの適切な分別や排出に努めます。
- ★ 自治会が行う清掃活動に参加するとともに、適正なごみ集積所の維持管理に協力します。

事業者の取組

- ★ 事業活動に伴って生じたごみについては、事業者自らの責任で適正に処理することが原則であることを理解し、ごみの減量や資源化を積極的に取り組みます。
- ★ 法令に基づき、事業活動に伴うごみの適正区分・適正処理に努めます。
- ★ 製造業者等はプラスチック製品の使用削減、再使用や再資源化を考慮した商品開発、使用済み容器の回収ルートの構築等、小売業者等は過剰包装の削減や資源物の店頭回収に協力します。
- ★ 食品関連事業者は、食品ロスの削減や生ごみの再資源化に努めます。
- ★ 市が進めるごみの減量や資源化の取組に協力するとともに、地域で行われる清掃活動に参加し、地域の環境美化に貢献します。

関連する計画

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）／循環型社会形成推進地域計画／災害廃棄物処理計画／食育基本計画

基本目標3 自然共生のまち【自然環境】

4 自然環境の保全

本市では、森林・農地・河川などで構成される生態系に、約4,000種を超える動植物が生息・生育しています。しかし、開発などによる自然環境の改変、人の手が入らなくなったことによる森林・農地の荒廃、外来種の侵入や化学物質による汚染、気候変動などにより、生物多様性に危機が迫っています。そのため、「三島市生物多様性地域戦略」に基づき、重要種の保全や外来種への対策、野生鳥獣との共存、生態系の保全などに取り組み、本市の自然環境を将来に残していきます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
間伐実施面積（年間）	25.49ha/年 (2016-2020年度平均)	30ha/年

市の取組

① 動植物

◆動植物の保全 重点取組

ふるさとの保存木や桜の名所など、市内に残された貴重な巨樹や樹林地を大切に保護・保存します。また、在来種・希少種の保護・保全に努めるとともに、外来種を含めた自然環境調査の実施及び外来種問題の普及啓発、特定外来生物の防除などの取組を推進します。

「鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」に基づく鳥獣保護区での野生鳥獣の保護や、有害鳥獣への対策を推進します。

② 河川・水資源

◇河川・水資源の保全

河川の改良や適正な維持管理を図るとともに、水辺環境の再生と保全を推進するため、市民や事業者との協働により市内の河川・緑地の適正管理を行います。

広域連携の黄瀬川地域地下水利用対策協議会による定期的な湧水や地下水位について監視するなど、地下水保全対策を推進するとともに、身近な水資源を地域づくりに活かすため「持続的な水の保全と利用の推進」を図ります。

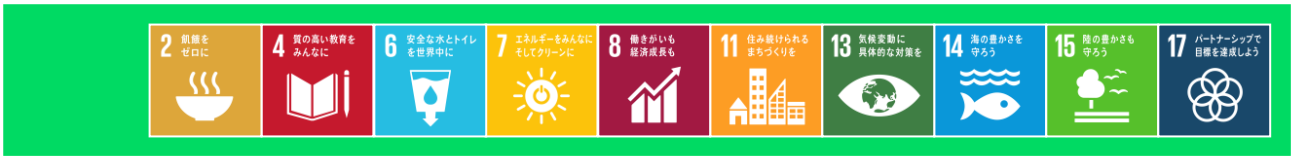
上水道については、水道施設の耐震化や更新、適正な維持管理により、安心して飲めるおいしい水を安定して供給するとともに、広報などにより、節水意識の啓発を行います。

③ 森林・農地・里地里山

◆森林の保全 重点取組

「三島市森林整備計画」をわかりやすく周知し、森林のもつ公益的機能の普及に努めます。また、健全な森林の保全と育成を進めるため、間伐や林道の整備を推進するとともに、放置竹林対策により、竹材やチップの活用を検討します。さらに、間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。

針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹を植栽することで、災害に強い森林を目指すとともに、生物多様性の保全に取り組みます。



◇農地の保全

農用地等の確保に関する「農業振興地域整備計画」の変更や耕作放棄地の解消、土壌の改善を図る畑作圃場土壌保全、農地等の地域資源や農村環境を守る地域共同活動支援のための多面的機能支払事業などにより、農業農地・農村基盤整備を推進するとともに、認定農業者の育成、新規就農者の支援により、農業経営の強化を図ります。また、荒廃農地の発生防止に努め、担い手への農地の集積・集約化を進め、農地流動化を推進します。

◇里地里山の保全

「山田川自然の里」で市民農園等の維持管理を行い、自然にふれる機会や農業に親しみ親子で楽しむ食農体験を実施するとともに、茶臼山展望台周辺のウォーキングコースなどを整備し、適正な維持管理を行います。

市民の取組

- ★ 地域の自然環境や生物多様性に関心を持ち、重要種や身近な自然環境の保全、外来種の拡大防止に協力します。
- ★ 餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 森づくりなど、水源かん養のための活動に参加します。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。
- ★ 市民農園の利用や、農地を守る活動への参加により、荒廃農地の解消・再生利用に協力します。
- ★ 地産地消や旬産旬消を進めて、地域の農業を守ります。
- ★ 「山田川自然の里」などにおいて、里地里山での自然体験を楽しみます。

事業者の取組

- ★ 地域の自然環境や生物多様性に関心を持ち、重要種や身近な自然環境の保全、外来種の拡大防止に協力します。
- ★ 侵入防止柵の設置や、餌になるものを放置しないなど、生物との共存を図ります。
- ★ 節水機器などにより節水に努めるとともに、雨水浸透マスや雨水貯留施設を設置します。
- ★ 工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。
- ★ 中心市街地の水辺や緑地、楽寿園などを活用するとともに、維持管理に協力します。
- ★ 人工林の間伐や植林・育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加、森林体験などの場の提供や機会を設けます。
- ★ 市民農園の利用、農地・水・農村環境保全向上活動への参加などにより、荒廃農地の解消・再生利用に協力します。
- ★ 地場野菜などを積極的に購入することにより、地産地消や旬産旬消を進めて地域の農業を守ります。

関連する計画

生物多様性地域戦略／鳥獣被害防止計画／森林整備計画／農業振興地域整備計画／人・農地プラン


基本目標4 健康で安心なまち【生活環境】

5 健全な生活環境の推進

大気汚染や騒音、水質汚濁などの公害については改善傾向にありますが、道路騒音や中小河川の水質などについては、一部の地域で課題となっています。また、生活型公害については、空き家の草木の繁茂や飼育動物などの苦情が多くなっています。そのため、今後は日常生活に起因するこれらの問題も含めて適切に対処し、安心なまちづくりを進めていきます。

 指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
大気・水質などの環境基準の達成率	90.0%	100%

 市の取組

① 大気・音・水・土壌

◆ 大気汚染・騒音・におい対策の推進 **重点取組**

大気汚染物質の測定・監視を定期的に行うとともに、光化学オキシダント注意報・警報、PM2.5注意喚起情報について広く市民に向けて周知します。騒音・振動対策として、一般環境中の騒音測定、自動車交通騒音の測定などを実施します。においについては、工場・事業場等の悪臭の測定・監視を行うとともに、家畜舎への消毒薬剤の補助等を行います。また、これらの関係法令に定められた特定施設、設備については、届出の提出・立入検査などにより、法令等に基づく適正管理を指導します。

◆ 水・土壌保全 **重点取組**

河川や地下水の水質測定・監視を定期的に行います。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、未接続世帯への個別指導や資金融資等により、速やかな下水道への接続を推進します。下水道の整備区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助を行います。さらに、終末処理場や衛生プラントの適正な維持・管理に努めます。

土壌汚染の防止と土壌汚染地域の監視・指導を行うとともに、農地における減農薬や低化学肥料などを進める環境保全型農業や有機農業を支援します。

◇ 有害物質対策の推進

ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の測定・監視を行います。また、アスベストによる健康被害を防止するため、「建築基準法・大気汚染防止法」に基づく指導、アスベストの除去などにより飛散防止を図ります。

◇ 規制・法令遵守

ホルムアルデヒド、VOC（トルエン、キシレンなど）による健康被害を防止するため、「建築基準法・大気汚染防止法」に基づく指導を行います。焼却施設や油・化学物質の流出などの発生源に対しては、国・県と連携した立入調査や指導などを行います。



②生活型公害

◇生活型公害対策の推進

公害に関する苦情に速やかに対応するとともに、発生源には立入調査などにより適正な指導を行います。また、マナーを無視した路上喫煙、望まない受動喫煙を防止するため、「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」により、市民・事業者などへの啓発・指導を推進します。

空き家所有者に対しては適正管理を周知するとともに、法律や不動産等の専門家団体への橋渡しや、有効活用に向けた取組を推進します。

また、ペットの適正飼養の周知・啓発などを図るとともに、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑制するための取組を推進します。

市民の取組

- ★ 生活騒音などによる近隣騒音の防止、野焼きの禁止に協力します。
- ★ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力します。
- ★ 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の購入に努めます。
- ★ 「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を遵守し、路上喫煙を自粛するとともに、吸い殻を適切に処理します。
- ★ 空き家の適正な管理に努め、有効活用を図ります。
- ★ ペットはマナーを守り、責任を持って適正に飼養します。

事業者の取組

- ★ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質、土壌などに対する規制を遵守するとともに、発生源への立ち入り調査に協力します。
- ★ ボイラーなど燃焼機器の効率的使用や適正管理を行い、定期的に酸素濃度を測定して現状を自主的に把握します。
- ★ 家畜ふん尿の再資源化や悪臭を低減させる飼料などの利用、適正な污水处理を行うなど、環境に配慮した畜産を推進します。
- ★ 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の生産・購入に努めます。
- ★ ダイオキシン類に対する規制を遵守し、小型焼却炉等による焼却を行いません。
- ★ 「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」を遵守して化学物質の適正管理を行うとともに、外因性内分泌攪乱化学物質など人体や生態系などへの有害性が疑われるものについては、製品などへの使用を控えます。
- ★ 公害が発生しないように努め、発生した場合も被害拡大防止のうえ、速やかに原因究明、問題解決します。

関連する計画

都市計画マスタープラン／公共下水道事業計画／一般廃棄物処理基本計画（し尿処理編）／空家等対策計画

基本目標5 快適で安全なまち【都市環境】

6 快適で良好なまちづくりの推進

みんなが快適に感じ、安心感を得ながら暮らしていくためには、富士山の眺望や湧水などの景観資源、歴史・文化遺産、公園・緑地などを保全・活用したまちづくりを行うとともに、都市機能及び居住機能の集積と環境に配慮した公共交通の利便性を高めていくことが必要です。また、気候変動に適応した防災対策も重要です。そのため、都市部に分布する貴重な資源を活用しながら、住む人や訪れる人にも快適で安全なまちづくりを進めていきます。

指標

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
美しい景観（都市・自然・歴史）の保全・形成に対する市民満足率	53.1%	60%
バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率	24.8%	30%以上

市の取組

① 景観・歴史・文化

◆ 景観の保全と活用 **重点取組**

大規模な建築行為などについて、「景観法」に基づく届出による規制・誘導を行うほか、景観重点整備地区、眺望地点、景観重要建造物・景観重要樹木の指定、無電柱化などにより、良好な景観形成を行います。

放置自転車の放置禁止区域からの撤去、街頭での駐輪指導を徹底するなど、駐輪マナーの向上を図ります。屋外広告物については、「三島市屋外広告物条例」に基づき、規制・誘導を行うとともに、違反広告物の撤去などを行い、美観・風致の維持を図ります。

◇ 歴史・文化の保護と活用

文化財の調査・発掘や地域の歴史的な遺産を文化財に指定・登録することなどにより、文化財の保護・保存・活用を行います。

② 緑化・交通・防災

◇ 計画的なまちづくりの推進

コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、都市機能の更新・集積を進めるため、「三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を計画的に推進します。

◇ 公園の整備・緑化の推進

楽寿園をはじめとする公園や街路樹、源兵衛川や大場川などの水辺や緑地を適正に管理します。

屋上・壁面緑化に対する補助、緑のカーテン用種子の配布やコンテストの開催、生け垣づくりへの支援、みどりまつりや花壇コンクールの開催などにより、緑化を推進します。

◇ 道路の整備・管理

国道や県道の整備の促進及び市道の整備のほか、狭あい道路の解消などにより、交通混雑の緩和や安全な道路・歩道の整備を推進します。



◆公共交通の維持向上と利用促進 **重点取組**

市、公共交通事業者、関係機関、地域住民との連携・協働により、「三島市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地域の解消や利用促進策に取り組み、路線の維持、確保に努めます。

便利で使いやすい公共交通となるよう、地域の実情に応じた路線の見直しを行い、自動運転技術やMaaS等、先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究を行います。

◇自然災害対策の推進

河川等の改修・浚渫、河川等監視装置の設置、急傾斜地崩壊防止施設の建設などにより、自然災害への対策を強化します。

市民の取組

- ★ 駐輪マナーやモラルの徹底を図り、美観の維持に協力します。
- ★ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。
- ★ マナーを守って公園・緑地を利用します。
- ★ 公園管理者との協働により、公園等の良好な環境を維持していきます。
- ★ 家庭の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。
- ★ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ★ ハザードマップの確認、訓練への参加、マイタイムラインの作成、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備などを行い、防災意識を高めます。

事業者の取組

- ★ 店舗や看板・広告塔などは、屋外広告物の規制を遵守し、周辺の自然環境や景観・街並みと調和するように、色や形、配置などに配慮します。
- ★ 事業所敷地内やその周辺の緑化・美化に努め、都市景観の向上に努めます。
- ★ 駐輪マナーやモラルの徹底を図り、美観の維持に協力します。
- ★ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。
- ★ 工事の実施前における文化財の調査や保護・保存などに協力します。
- ★ 遊休地や休閑地を公共花壇や緑地として活用できるように協力します。
- ★ 事業所の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。
- ★ 公共交通機関を積極的に利用します。

関連する計画

都市計画マスタープラン／緑の基本計画／景観計画／文化振興基本計画／地域公共交通網形成計画／国土強靱化地域計画／“水の郷”構想整備計画／楽寿の森管理計画／天然記念物及び名勝「楽寿園（小浜池）」保存管理計画／都市計画道路整備プログラム／自転車通行空間ネットワーク整備計画／国土利用計画／立地適正化計画／無電柱化推進計画


基本目標6 環境教育と協働・共創のまち【環境教育と協働・共創】

7 環境教育と協働・共創の推進

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するには、幼児期の早い段階から環境への配慮を習慣づけ、子どもから大人まで市民全員の環境への意識を育てていくことが重要です。そのため、各世代に応じて段階的に発展していく環境教育（学習）を推進するとともに、情報発信、環境ボランティアの活動や市民・事業者・市による協働・共創の取組を推進していきます。

 指標

指標名	現状値 (2019年度)	最終目標 (2031年度)
小学生の環境学習・イベント等の参加率	10%	30%

 市の取組

① 環境教育（学習）

◆ 環境教育の推進 **重点取組**

幼児から高齢者まで各世代に応じた環境教育を推進し、市民一人ひとり環境保全意識の底上げを図ります。

子どもを対象に、自然とふれあうなどの体験型や実践型のプログラム、ICTを活用した環境教育等を推進することで、「地球環境を大切に作る心」を育みます。加えて、幼児においては、保育士や幼稚園教諭と連携し、環境教育教材の開発・導入を進め、小学生においては環境読本を活用した学習を行います。

市民を対象に環境講演会や各種講座を開催し、積極的に環境情報を発信することで、一般に広く環境学習の場を提供します。

◇ 情報発信の拡充

本市の環境の現状や環境への取組状況についてまとめた環境報告書を作成・公表します。

環境教育教材や環境読本の内容を充実させるとともに、図書館では環境に関する資料・情報を収集し、展示や貸出を実施します。

普段の生活の中で実践できる省エネ術や地域の環境ボランティア等の活動、環境に関する県や国の最新情報など、多種多様な環境情報を様々なメディアやSNSを通して積極的に発信し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促します。

② 協働・共創

◇ ボランティア活動支援

地域の環境活動の普及・推進、森林環境整備の推進、里山景観などの保全・利活用を行うボランティア活動を活性化するために、活動の支援や活動情報の発信を行います。


また、環境教育やボランティア活動の拠点として、エコセンターの管理運営を行います。



◆協働・共創の推進 **重点取組**

市内で実施される環境保全活動について広く情報提供し、活動への参加を促すとともに、自治会などが自主的に行う環境保全活動を支援します。また、市民・事業者・市によるパートナーシップを形成し、協働による環境保全活動を推進します。

市民・事業者・市が協働・共創により、2050（令和 32）年の脱炭素社会の実現という課題に対応し、経済と環境の好循環を図るための組織の立ち上げを推進します。

 **市民の取組**

- ★ 保育園や幼稚園、小・中・高等学校が進める環境教育について参加・協力します。
- ★ 家庭・地域・学校などで環境について考え、自ら実践するとともに、環境イベントに積極的に参加します。
- ★ 環境学習や活動の拠点としてエコセンターなどを利用します。
- ★ 市がウェブサイトや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を確認し活用します。
- ★ 地域の環境ボランティアの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。

 **事業者の取組**

- ★ 保育園や幼稚園、小・中・高等学校が進める環境教育について、講師の派遣や教材の提供など、事業者の立場から参加・協力します。
- ★ 工場見学、事業所で取り組んでいる環境保全活動の紹介などにより、環境教育・環境学習に協力します。
- ★ 社員に対する環境教育を行います。
- ★ 市がウェブサイトや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を確認し活用します。
- ★ 事業者の CSR 活動としての環境保全活動を積極的に行うとともに、環境報告書を発行するなど、事業者自らによる環境情報の提供を行います。
- ★ 地域の環境ボランティアの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。

 **関連する計画**

食育基本計画／子ども・子育て支援事業計画／学校教育振興基本計画／生涯学習推進プラン／消費者教育推進計画

望ましい環境像 **未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島**

基本目標

施策の方向

脱炭素のまち
【地球環境】



施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進
【市域からの温室効果ガス排出量削減率 46%以上】
①再生可能エネルギー・省エネルギー

施策の方向2 気候変動適応策の推進
【普通河川改良延長(年間) 140m/年】
①気候変動適応策

資源循環のまち
【資源循環】



施策の方向3 資源の有効利用
【1人1日当たりのごみの排出量 800g以下】
【リサイクル率 21.0%以上】
①ごみの減量・再利用・再資源化(3R)
②ごみの適正処理

自然共生のまち
【自然環境】



施策の方向4 自然環境の保全
【間伐実施面積(年間) 30ha/年】
①動植物
②河川・水資源
③森林・農地・里地里山

健康で安心なまち
【生活環境】



施策の方向5 健全な生活環境の推進
【大気・水質などの環境基準の達成率 100%】
①大気・音・水・土壌
②生活型公害

快適で安全なまち
【都市環境】



施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進
【美しい景観の保全・形成に対する市民満足率 60%】
【バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率 30%以上】
①景観・歴史・文化
②緑化・交通・防災

環境教育と協働・共創のまち
【環境教育と協働・共創】



施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進
【小学生の環境学習・イベント等の参加率 30%】
①環境教育(学習)
②協働・共創

第5章

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画

(区域施策編)・気候変動適応計画



- 第1節 地球温暖化と影響予測
- 第2節 計画の概要
- 第3節 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状
- 第4節 温室効果ガス排出量の削減目標
- 第5節 温暖化対策の取組（緩和と適応）
- 第6節 緩和策の取組
- 第7節 適応策の取組

第1節 | 地球温暖化と影響予測



1-1 地球温暖化のメカニズム

太陽からのエネルギーは、大気の間を通り抜けて、地球表面を暖めます。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地球表面から宇宙空間へと向かう赤外線を吸収することで、大気を温める効果があります。地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし、温室効果ガスがなければ-19℃になるといわれています。

18 世紀後半の産業革命以降、人類は石油などの化石燃料を使用し、大気中への二酸化炭素の排出量が急激に増加しました。また、メタンやフロンなど、より強い温室効果をもつガスの排出量も増えています。その結果、地球表面の温度が急激に上昇しており、この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



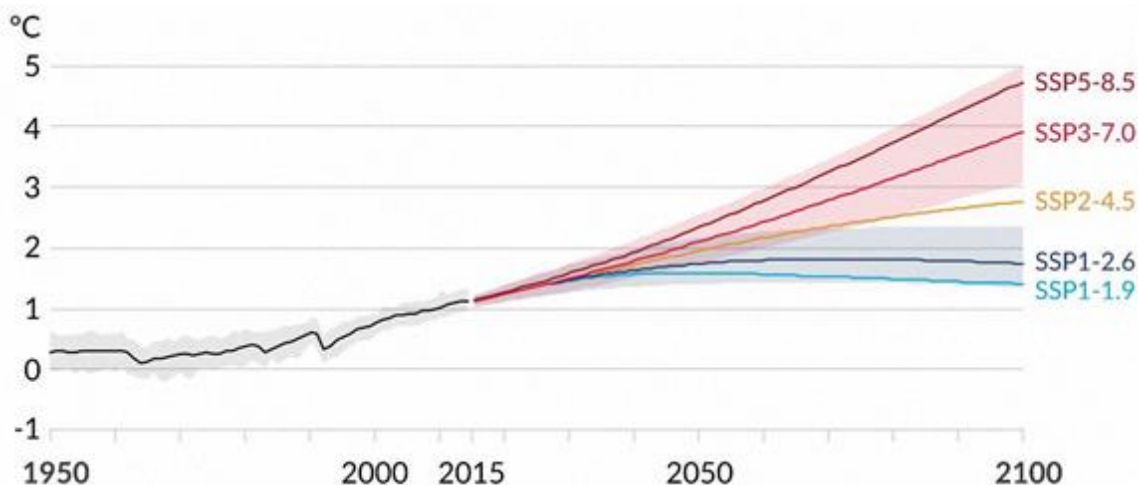
地球温暖化のメカニズム

【資料：環境省】

1-2 地球温暖化の将来予測と影響

■IPCC による将来予測

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が 2021 (令和 3) 年に発表した「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」では、「人間活動が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されています。本報告書では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路 (SSP) シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、5 つのシナリオ (SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP3-7.0、SSP5-8.5) が主に使用されています。21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善のシナリオ (SSP1-1.9) においても、2021～2040 年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があり、また、化石燃料に依存した気候政策を導入しないシナリオ (SSP5-8.5) では、今世紀末までに 3.3～5.7℃も気温が上昇すると予測されています。



1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化予測

注) グラフ中の陰影は不確実性の範囲を示す。

【資料：IPCC 第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書 (IPCC、2021 年)】

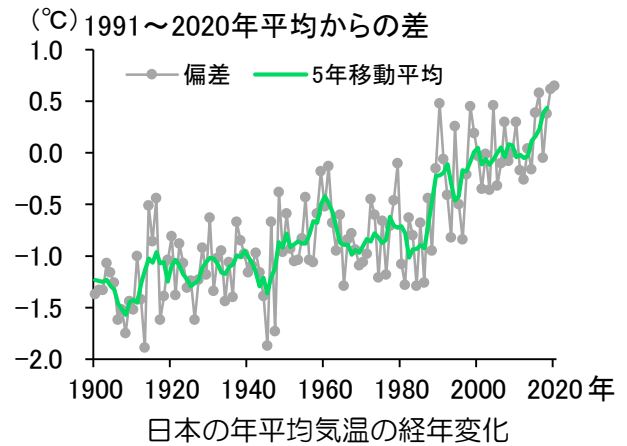
■地球温暖化による気候変動

【日本の気候変化】

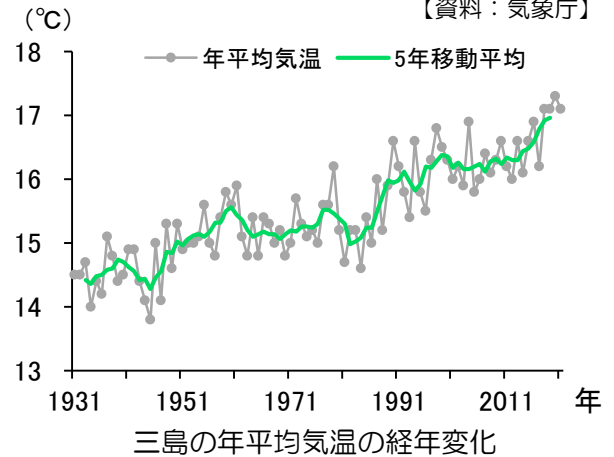
日本の平均気温は、100年あたり約1.26℃上昇し、特に1990（平成2）年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれています。また、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）や猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）は増加、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）は減少しているほか、1日に降る雨の量が100mm以上の大雨の日数は長期的に増える傾向にあります。

【三島市の気候変化】

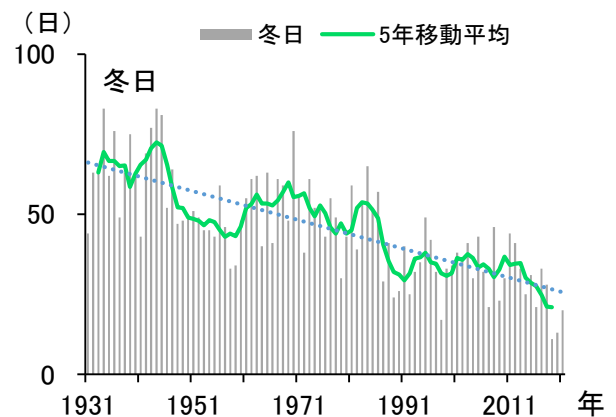
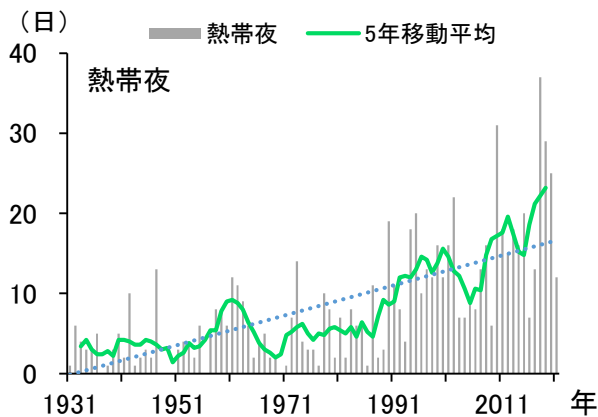
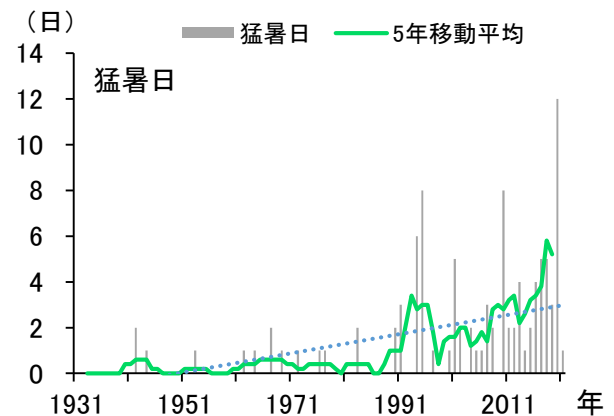
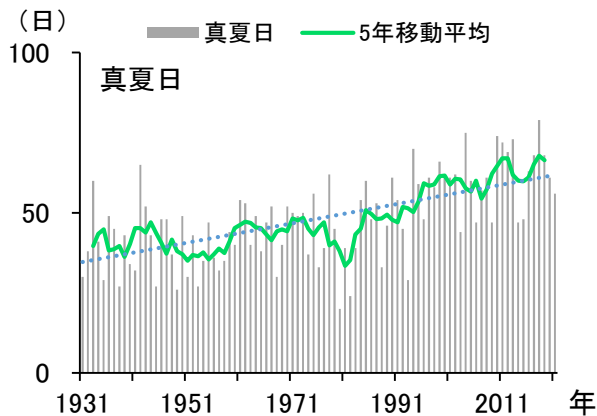
気象庁・三島特別地域気象観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つという目標が掲げられていますが、本市では90年間で既に約2℃上昇しています。また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



注) 黒色の線は各年の基準値（1991～2020年の平均）からの偏差。緑色の線は偏差の5年移動平均を示している。
 【資料：気象庁】



【資料：気象庁】



三島の真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の日数

【資料：気象庁】

1-3 気候変動による影響予測

「気候変動適応情報プラットフォーム」における気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」及び「環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」では、21世紀末における、本市の気候及び気候変動による影響について以下のとおり予測されています。

■気象庁による将来予測

厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP[※]8.5）、21世紀末（2076～2095年）における本市の年平均気温は、基準期間（1980（昭和55）～1999（平成11）年）と比べて3.5～4.5℃上昇し、猛暑日・真夏日・熱帯夜の日数は増加、冬日の日数は減少、集中豪雨の頻度が今よりも増加すると予測されています。

※RCPとはRepresentative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCPシナリオは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。RCPに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）が大きいことを意味している。IPCCの「第5次評価報告書・統合報告書」では、2081～2100年の地球の気温を、「厳しい温暖化対策をとった場合」（RCP2.6）から、「厳しい温暖化対策をとらなかった場合」（RCP8.5）まで、全部で4つのシナリオ（RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5）を予測している。

21世紀末（2081～2100年）における気温・降水量の予測結果（三島）

項目	三島市の予測結果（21世紀末：RCP8.5）
年平均気温	今より3.5～4.5℃上昇する
年降水量	場所により10%減少～20%増加する
猛暑日日数	年間で35～40日増加する
真夏日日数・熱帯夜日数	年間で60～70日増加する
冬日日数	年間で35～40日減少する
1時間降水量30mm以上の発生回数	年間で1.0～1.5回増加する
日降水量100mm以上の発生回数	年間で1.0～1.5回増加する

【資料：気象庁地球温暖化予測情報・第9巻】

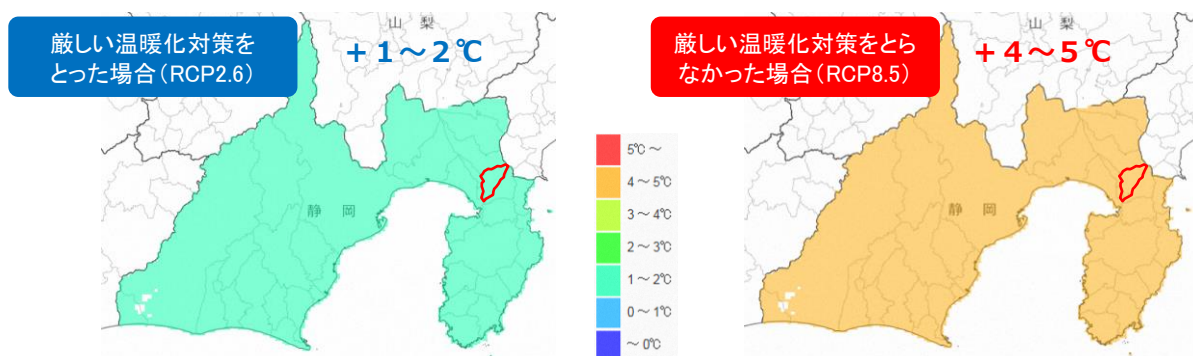
■環境省による将来予測[※]

RCP（代表的濃度経路）の4つのシナリオのうち、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）の2つのシナリオを掲載しています。基準期間は1981（昭和56）～2000（平成12）年、対象期間は21世紀末（2081～2100年）です。

※今回使用したのは、日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」です。

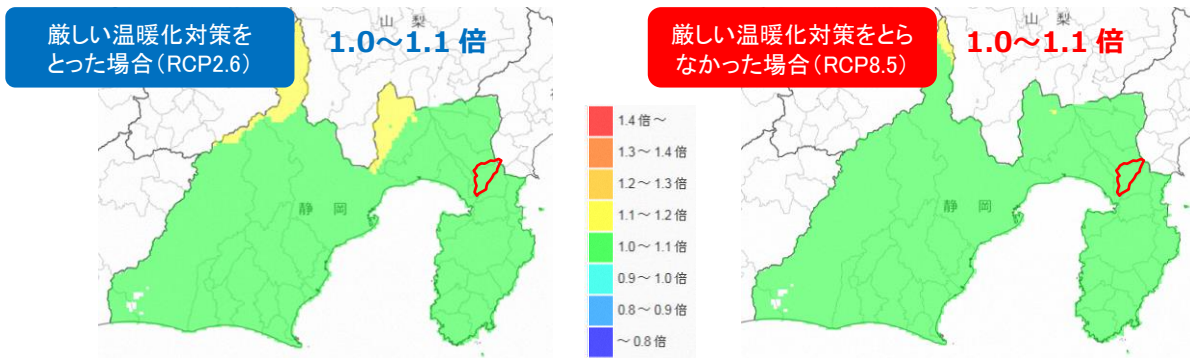
①年平均気温

年平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～5℃、現在よりも上昇すると予測されています。



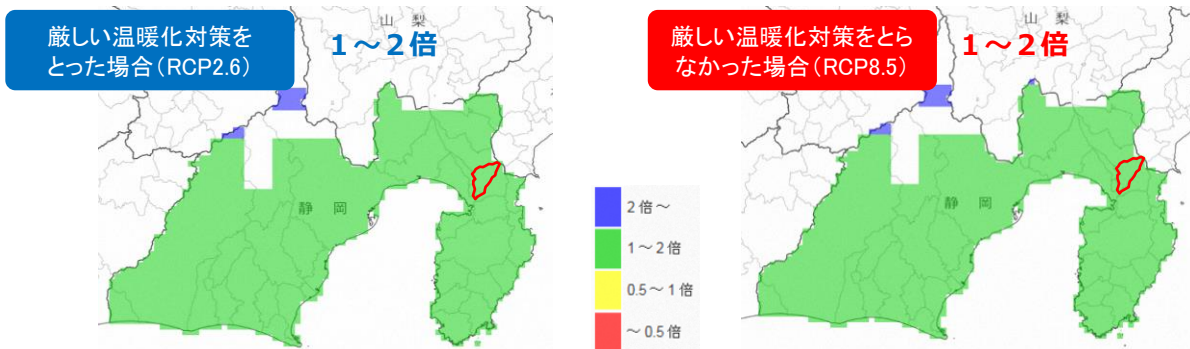
②年降水量

年降水量は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて 1.0～1.1 倍 となり、ほとんど変化はないと予測されています。



③コメ収量（収量重視）

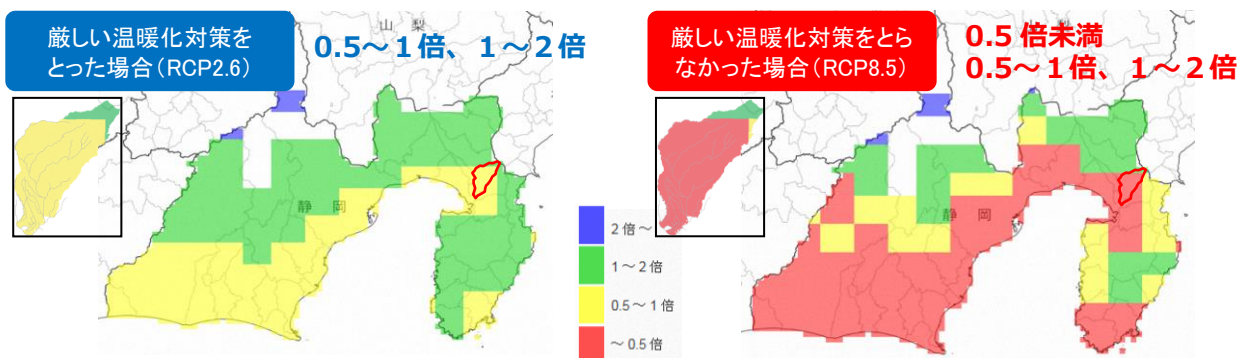
コメ収量（収量重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて 1～2 倍 となり、あまり大きな変化はないと予測されています。



※基準期間のコメ（品種：コシヒカリ）の収量を1とした場合の相対値。移植日の移動や品種の変更は考慮していない。気候変動に伴う水需給や病虫害発生形態、台風などによる大規模災害の発生の変化などといった間接的に影響を与える要因は考慮していない。

④コメ収量（品質重視）

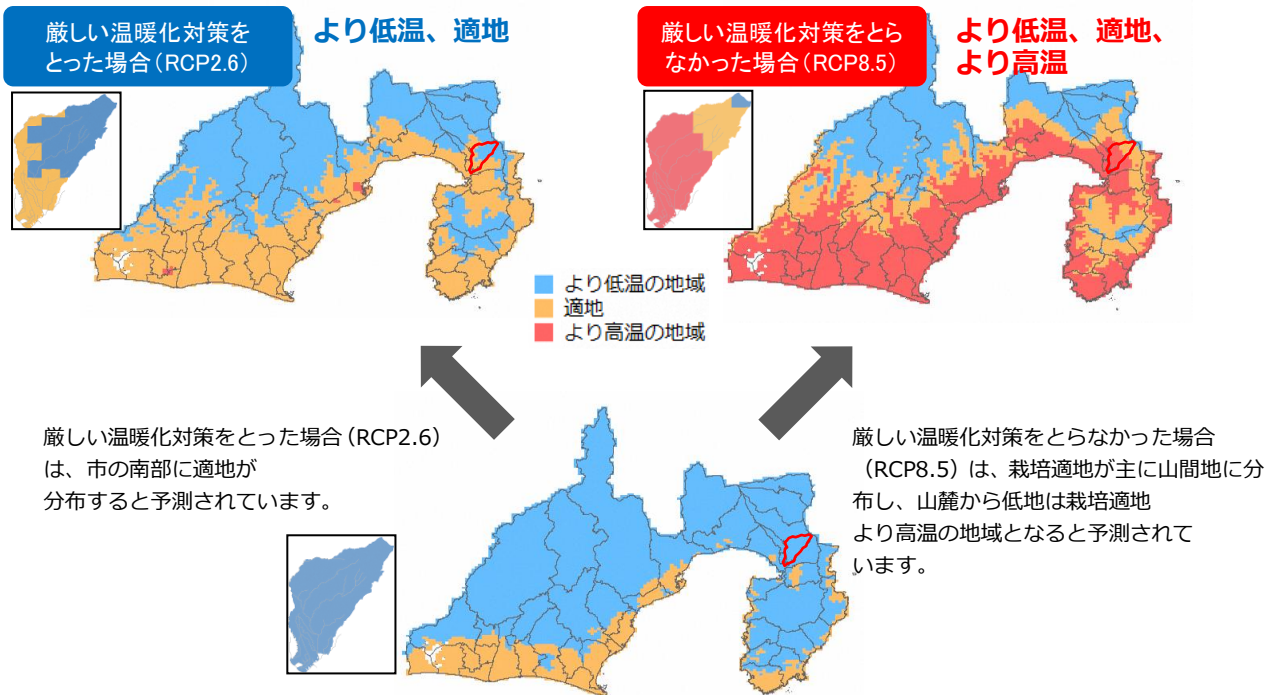
コメ収量（品質重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は 0.5～2 倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は 0.5 未満～2 倍 となっています。特に厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は水田のある低地の全ての地域で 0.5 倍未満 となっており、コメの品質を重視した場合の収量減少が懸念されます。



※高温に因る品質低下リスクが「低」（品種：コシヒカリ）の収量の将来予測。基準期間の高温に因る品質低下リスクが「低」（品種：コシヒカリ）の収量を1とした場合の相対値。移植日の移動や品種の変更は考慮していない。気候変動に伴う水需給や病虫害発生形態、台風などによる大規模災害の発生の変化などといった間接的に影響を与える要因は考慮していない。

⑤ ウンシュウミカン

ウンシュウミカン栽培適地は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は、市の南部に適地が分布していますが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は、栽培適地が主に山間地に分布し、山麓から低地は栽培適地より高温の地域となると予測されています。

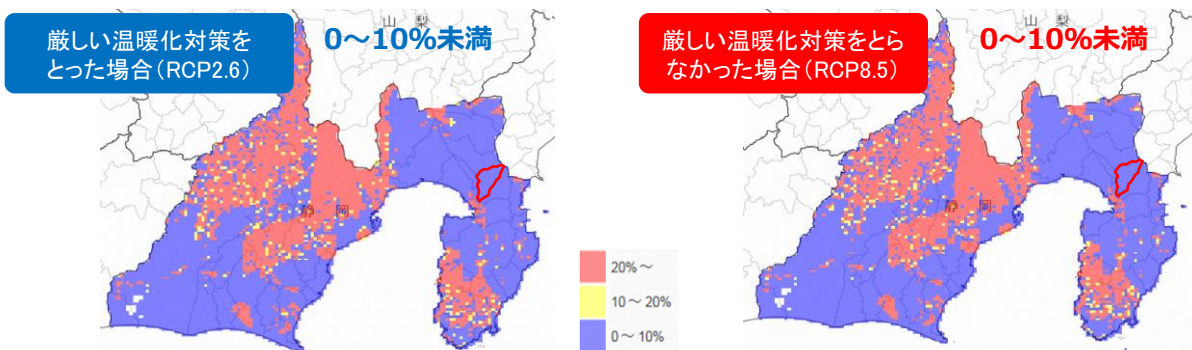


現在（基準期間：1981～2000年）における
ウンシュウミカンの栽培適地

※年平均気温が15℃以上18℃以下であり、かつ日最低気温の年間の最低値が-5℃未満となる年が20年間に4年以下となる地域を「栽培適地」と判定。栽培適地を年平均気温及び日最低気温のみで評価しているが、日射量や降水量なども関係するとされている。土壌や地形（傾斜地の向きなど）は考慮していない。

⑥ 斜面崩壊発生確率

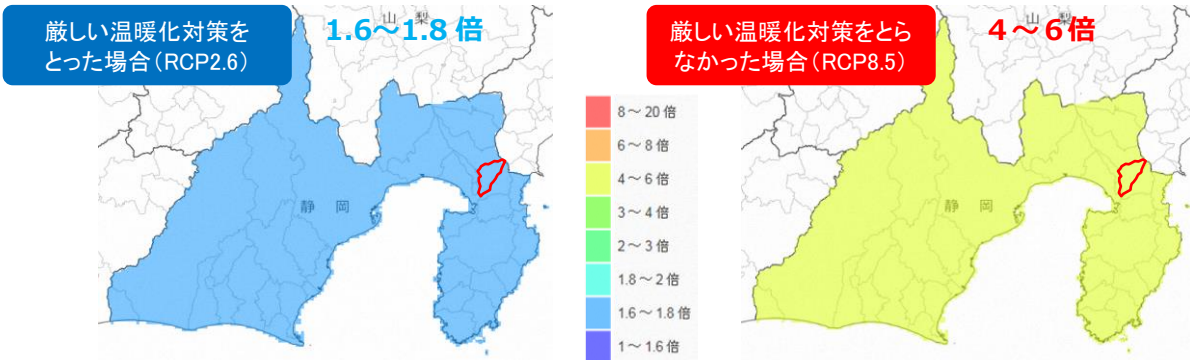
斜面崩壊発生確率は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに変化がなく、市全域で0～10%未満となっています。



※降水量や地盤情報より斜面崩壊発生確率を推計するモデルを作成し、このモデルを用いて将来の日降水量（年最大日降水量）における斜面崩壊発生確率を算定。

⑦熱中症搬送者数

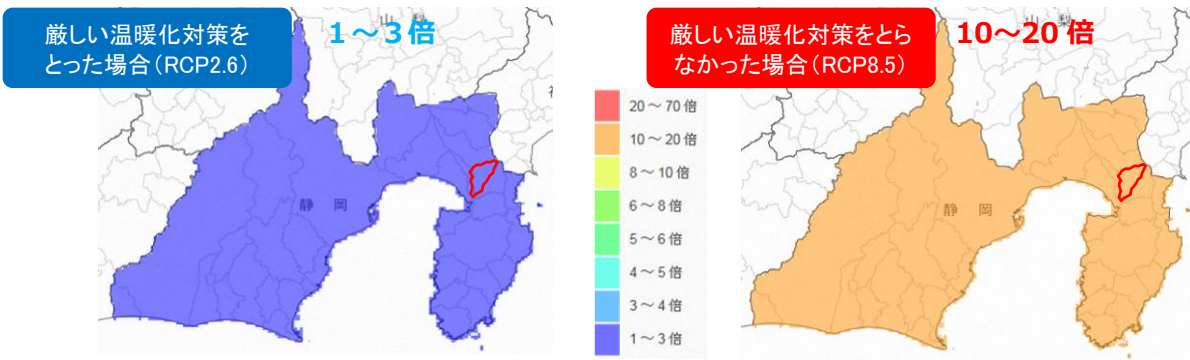
熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1.6～1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～6倍、現状よりも増加すると予測されています。



※基準期間における熱中症患者数を1とした場合の相対値。

⑧熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は10～20倍、現状よりも増加すると予測されています。



※基準期間における熱ストレスによる超過死亡者数を1とした場合の相対値。

注) 上記の予測結果は、「気候変動適応情報プラットフォーム」(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>) の「将来予測・WebGIS (オンライン地理情報システム)」から引用した。なお、気候変動による将来予測には、将来の温室効果ガス排出量の不確実性、②気候変動予測の不確実性、影響評価地球温暖化予測など、様々な不確実性が含まれている点は留意が必要である。

第2節 | 計画の概要



2-1 計画の背景

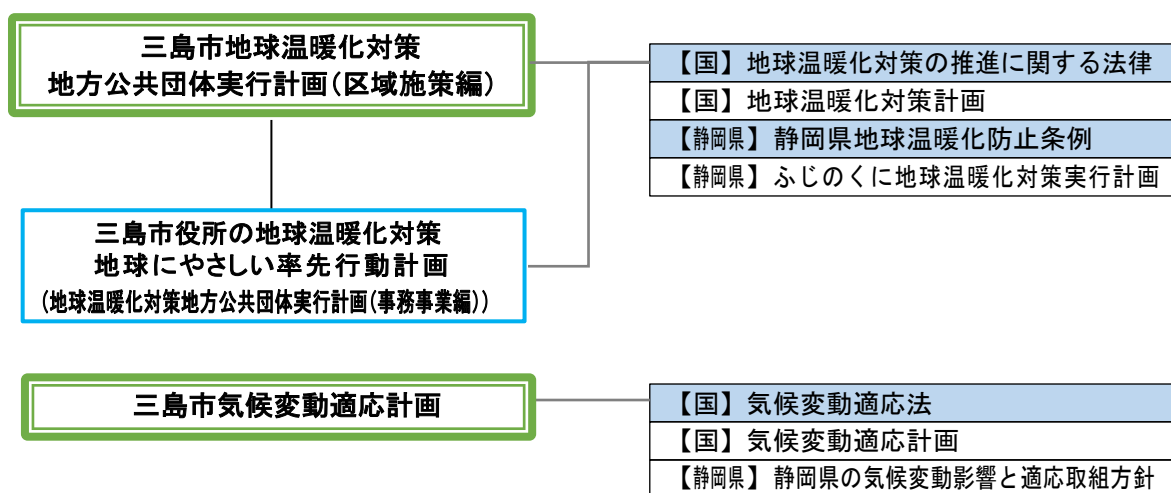
2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議（COP21）では、気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つ（1.5℃に抑えるよう努力する）という目標を掲げています。

パリ協定を踏まえ、2020（令和2）年10月に政府は温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を宣言し、2021（令和3）年4月には2030（令和12）年度の削減目標について、2013（平成25）年度から46%削減することを表明しました。これを受けて、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正するとともに、2021（令和3）年10月には改訂した「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

また、近年は気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、生物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、全国各地で気候変動の影響があらわれています。このような気候変動に適応する対策を推進するため、国は「気候変動適応法」を2018（平成30）年12月1日より施行するとともに、同法に基づく「気候変動適応計画」を2021（令和3）年10月に改訂し、閣議決定しました。

2-2 計画の位置付け

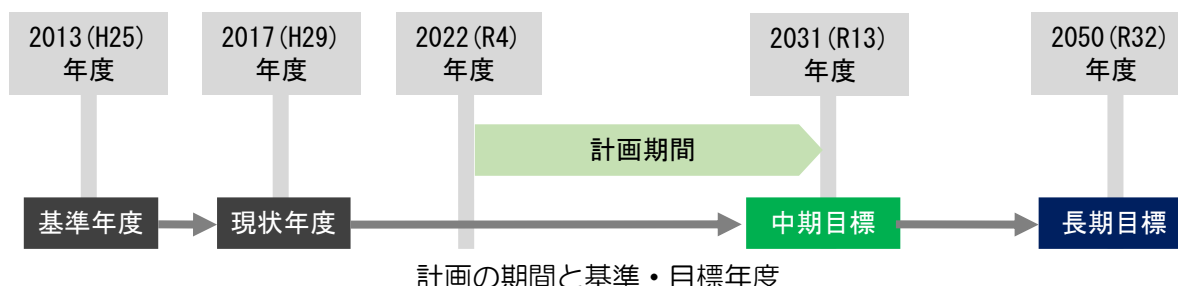
本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）、「気候変動適応法」第12条に基づく「三島市気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）であり、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。



計画の位置付け

2-3 計画の期間と基準・目標年度

区域施策編及び適応計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、5年を目途に見直しを行います。また、区域施策編における基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2031（令和13）年度、2050（令和32）年度とします。



2-4 計画の対象ガス・部門

①対象とする温室効果ガスの種類

区域施策編で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガスのうち、本市では排出のないパーフルオロカーボン、三ふっ化窒素を除く5種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）とします。

削減対象となる温室効果ガス

対象ガスの種類	対象ガスの主な排出源	GWP 値 ^(注)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガスなどを燃焼する際に発生する。温室効果ガス排出量の約94%を占め、温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH ₄)	廃棄物の埋立てや下水処理からの排出が約5割を占め、稲作や家畜の腸内発酵など農業部門からの排出が約4割を占める。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業部門からの排出が約6割を占め、廃棄物処理部門からの排出が約2割を占める。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。	77~14,800
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体などの製造用などとして使用されている。	22,800

注) GWP値：Global Warming Potentialの略。「地球温暖化係数」と呼ばれ、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示しています。

②対象とする部門

区域施策編で対象とする部門は以下のとおりです。

対象とする部門

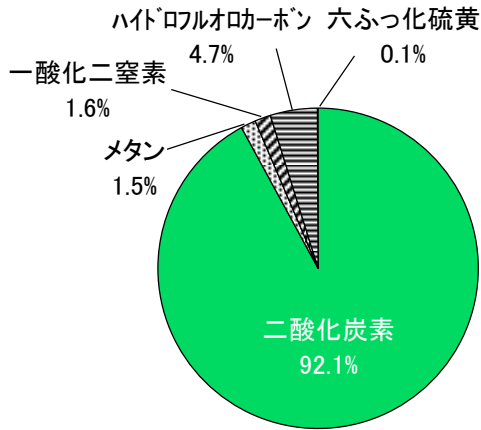
部門	内容	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	製造業、建設業、鉱業、農林水産業から排出される温室効果ガス
	家庭	家庭から排出される温室効果ガス
	業務その他	産業以外の事業所（民間、公共）から排出される温室効果ガス
	運輸	自動車、鉄道から排出される温室効果ガス
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	廃棄物の燃焼、埋立処分場からの発生、排水処理、廃棄物の燃料代替などとしての利用から排出される温室効果ガス
	工業プロセス等	工業プロセス、燃料の燃焼、自動車の走行から排出される温室効果ガス
	農業	水田からの発生、家畜の飼養・排せつ物の管理、農業廃棄物の焼却、耕地における肥料の使用から排出される温室効果ガス
	代替フロン類	代替フロン類の漏洩などで発生する温室効果ガス

第3節 | 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状

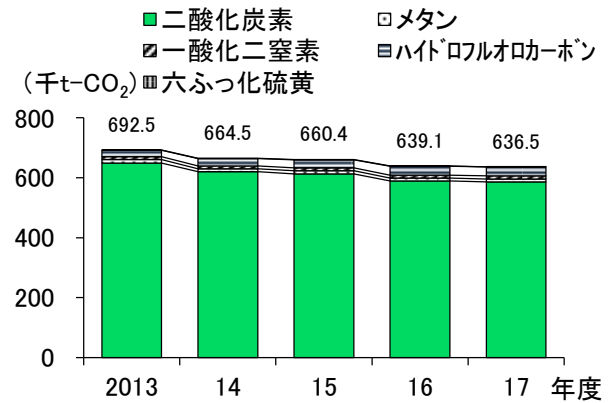


3-1 種類別温室効果ガス排出量

本市における2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量は636.5千t-CO₂であり、そのうち二酸化炭素が92.1%と大部分を占めています。



種類別温室効果ガス排出量
(2017年度)

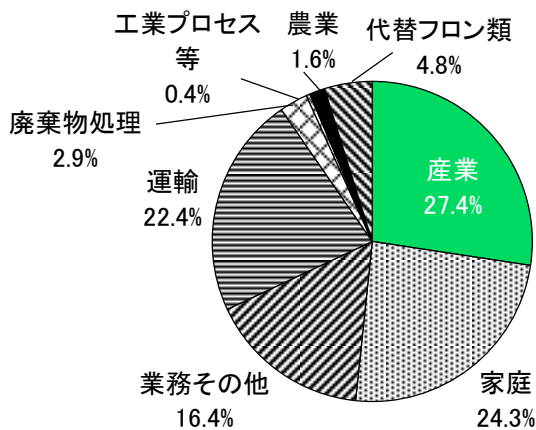


種類別温室効果ガス排出量の推移

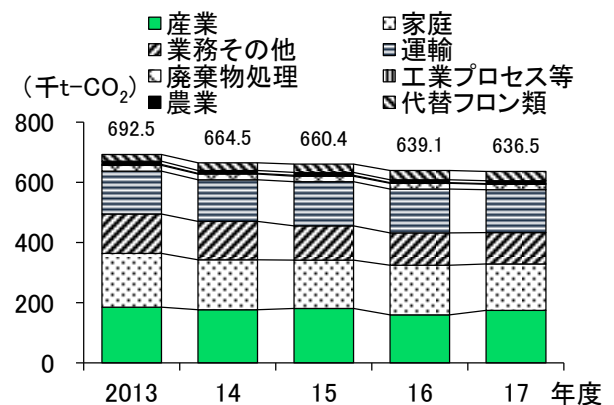
3-2 部門別温室効果ガス排出量

2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門（27.4%）が最も多く、次いで家庭部門（24.3%）、運輸部門（22.4%）、業務その他部門（16.4%）となっています。

2017（平成29）年度の排出量を2013（平成25）年度（692.5千t-CO₂）と比べると、8.1%減少しています。部門別でみると、業務その他部門（-20.3%）、家庭部門（-13.7%）、工業プロセス等（-12.1%）、廃棄物処理部門（-9.0%）、農業（-6.6%）、産業部門（-5.9%）は減少しています。



部門別温室効果ガス排出量
(2017年度)



部門別温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

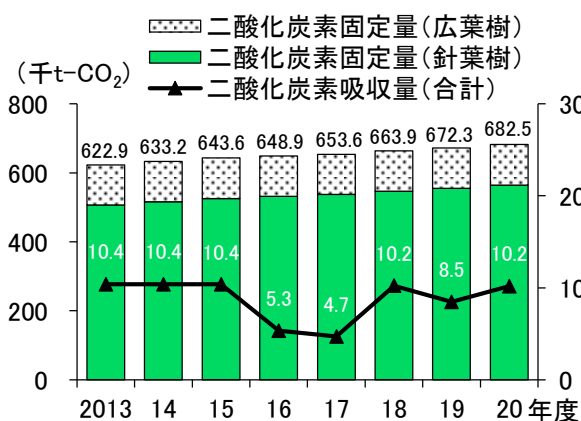
温室効果ガス	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度			
					排出量	構成比	2013 (H25) 年度 比	
ガス別								
二酸化炭素 (CO ₂)	649.5	619.8	613.0	588.8	586.0	92.1%	-9.8%	
メタン (CH ₄)	11.0	10.1	9.9	9.8	9.7	1.5%	-12.6%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9.6	9.7	9.9	10.1	10.2	1.6%	6.0%	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	21.9	24.5	27.2	29.9	30.2	4.7%	38.0%	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.1%	-5.3%	
部門別								
エネルギー 起源 CO ₂	産業	185.4	176.9	181.4	160.0	174.4	27.4%	-5.9%
	家庭	179.1	165.7	160.4	164.5	154.5	24.3%	-13.7%
	業務その他	130.7	127.3	113.6	107.8	104.2	16.4%	-20.3%
	運輸	141.7	139.1	146.8	145.9	142.3	22.4%	0.4%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.4	18.2	18.2	18.2	2.9%	-9.0%
	工業プロセス等	2.7	2.7	2.8	2.3	2.4	0.4%	-12.1%
	農業	10.6	9.7	9.6	10.0	9.9	1.6%	-6.6%
	代替フロン類	22.4	24.9	27.6	30.4	30.7	4.8%	37.2%
総排出量	692.5	664.5	660.4	639.1	636.5	100.0%	-8.1%	

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

3-3 森林の二酸化炭素固定量・吸収量

2020（令和2）年度における森林の二酸化炭素固定量*¹は682.5千t-CO₂、吸収量*²は10.2千t-CO₂です。市域の温室効果ガス排出量636.5千t-CO₂に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合は約1.6%となっています。

- *1 樹木が二酸化炭素を吸収し、固定した二酸化炭素の量
- *2 1年間に樹木が二酸化炭素を吸収し、固定した二酸化炭素の量で、算定年度と算定前年度の二酸化炭素固定量の差



森林における二酸化炭素固定量・吸収量の推移

森林の二酸化炭素固定量・吸収量の推移（単位は千 t-CO₂）

樹種	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	
二酸化炭素固定量									
針葉樹	ヒノキ	477.6	486.4	495.2	501.5	507.9	516.7	524.5	533.1
	スギ	19.4	19.7	20.0	20.4	20.3	20.6	20.9	21.2
	マツ	9.6	9.7	9.7	9.6	9.6	9.6	9.7	9.7
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広葉樹	クヌギ	52.4	52.9	53.4	52.7	51.9	52.4	52.6	53.1
	その他	63.8	64.5	65.2	64.8	63.9	64.5	64.7	65.4
合計	622.9	633.2	643.6	648.9	653.6	663.9	672.3	682.5	
二酸化炭素吸収量									
合計	10.4	10.4	10.4	5.3	4.7	10.2	8.5	10.2	

注) 端数処理の関係上、二酸化炭素固定量・吸収量の和が合計値と合わない場合がある。

第4節 | 温室効果ガス排出量の削減目標



4-1 将来推計（現状趨勢、削減見込量の推計）

① 将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）について将来推計を行います。温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができますが、将来推計を行うためには、各部門において活動量及び排出原単位を推計する必要があります。このうち、「活動量」については上位計画などにおける推計値、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。「排出原単位」については、現状をそのまま維持するものと想定し、2017（平成29）年度の値で固定しました。

現状趨勢ケースの推計に使用した活動量と推計方法

部門		活動量	単位	推計方法
産業	非製造業	従業者	人	2017（平成29）年度を基準として人口増減率*を乗じた。
	製造業	製造品出荷額等	万円	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*及び内閣府「中長期経済推計による試算・ベースラインケース・実質GDP成長率（2021（令和3）年7月）」（2031（令和13）年度以降は、2030（令和12）年度の据え置き）を乗じた。
家庭		世帯数	世帯	国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年推計）の静岡県・平均世帯人員の推計結果（2041（令和23）年度以降は多項式近似で設定）を基に本市の平均世帯人員を推計した。世帯数は、「第5次三島市総合計画・人口ビジョン」の将来人口を平均世帯人員で除した。
業務その他		業務用延べ床面積	m ²	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
運輸	旅客	旅客自動車保有台数	台	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から多項式近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
	貨物	貨物自動車保有台数	台	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
	鉄道	一日平均乗車人員数	人	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*を乗じた。
廃棄物処理		一般廃棄物焼却量	t/年	「三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」における2030（令和12）年度の1人1日当たりごみ排出量の予測値（829g/人・日）に、「第5次三島市総合計画・人口ビジョン」の将来人口、年間日数、2020（令和2）年度の焼却ごみ/（ごみ総量+集団回収量）の割合を乗じた。
工業プロセス等		製造品出荷額等	万円	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*及び内閣府「中長期経済推計による試算・ベースラインケース・実質GDP成長率（2021（令和3）年7月）」（2031（令和13）年度以降は、2030（令和12）年度の据え置き）を乗じた。
農業		畑面積	ha	「第4次国土利用計画（三島市計画）」（2021（令和3）年3月）に基づき、2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までに2.1%減少するものとして設定し、2031（令和13）年度以降も同じ減少率が継続するものと設定した。
代替フロン類		業務用延べ床面積	m ²	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。

*：「第5次三島市総合計画」（2021（令和3）年3月策定）の「人口ビジョン」では、生産年齢人口（15～64歳）の減少を緩やかにし、年少人口（0～14歳）割合の現状を維持することで、2030（令和12）年度に10.3万人の人口を維持する（2050（令和32）年度の人口は9.3万人と推計）としている。この人口ビジョンに基づき、2017（平成29）年度を基準として、2050（令和32）年度までの人口増減率を計算した。なお、現状趨勢ケースの将来推計では、地球温暖化対策を実施しないケースを想定することから、人口については人口ビジョンが達成される前提とした。

活動量の推計結果

部門	活動量の指標	実績		予測		
		2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度	2031 (R13) 年度	2050 (R32) 年度	
エネルギー起源 CO ₂						
産業	非製造業	従業者数 (人)	3,228	3,104	2,872	2,590
	製造業	製造品出荷額等 (万円)	17,945	1,9226	17,657	15,924
家庭		世帯数 (世帯)	47,732	48,842	49,031	47,935
業務その他		業務用延べ床面積 (m ²)	713,694	726,182	682,335	619,879
運輸	旅客自動車	旅客自動車保有台数 (台)	57,124	58,695	56,696	47,109
	貨物自動車	貨物自動車保有台数 (台)	8,571	8,255	7,342	6,506
	鉄道	一日平均乗車人員数 (人)	46,771	46,749	42,818	38,614
エネルギー起源 CO ₂ 以外						
廃棄物処理		一般廃棄物焼却量 (t/年)	36,453	31,607	26,487	23,821
工業プロセス等		製造品出荷額等 (万円)	17,945	1,9226	17,657	15,924
農業		畑面積 (ha)	648	621	607	586
代替フロン類		業務用延べ床面積 (m ²)	713,694	726,182	682,355	619,879

② 将来推計の結果

温室効果ガスの総排出量は、2031 (令和 13) 年度が基準年度から 12.9%減の 603.1 千 t-CO₂、2050 (令和 32) 年度が基準年度から 20.7%減の 548.9 千 t-CO₂ と予測されます。

部門別温室効果ガス排出量の将来推計 (現状趨勢ケース) (単位は千 t-CO₂)

部門		実績		将来推計			
		2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度	2031 (R13) 年度	基準年度比 (H25 比)	2050 (R32) 年度	基準年度比 (H25 比)
エネルギー 起源 CO ₂	産業	185.4	174.4	160.3	-13.5%	144.6	-22.0%
	家庭	179.1	154.5	155.1	-13.4%	149.0	-16.8%
	業務その他	130.7	104.2	97.9	-25.1%	88.9	-31.9%
	運輸	141.7	142.3	133.9	-5.5%	115.1	-18.8%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.2	15.2	-24.0%	13.7	-31.3%
	工業プロセス等	2.7	2.4	2.2	-20.4%	2.0	-28.2%
	農業	10.6	9.9	9.7	-8.3%	9.4	-11.4%
	代替フロン類	22.4	30.7	28.8	28.8%	26.2	17.0%
合計	692.5	636.5	603.1	-12.9%	548.9	-20.7%	

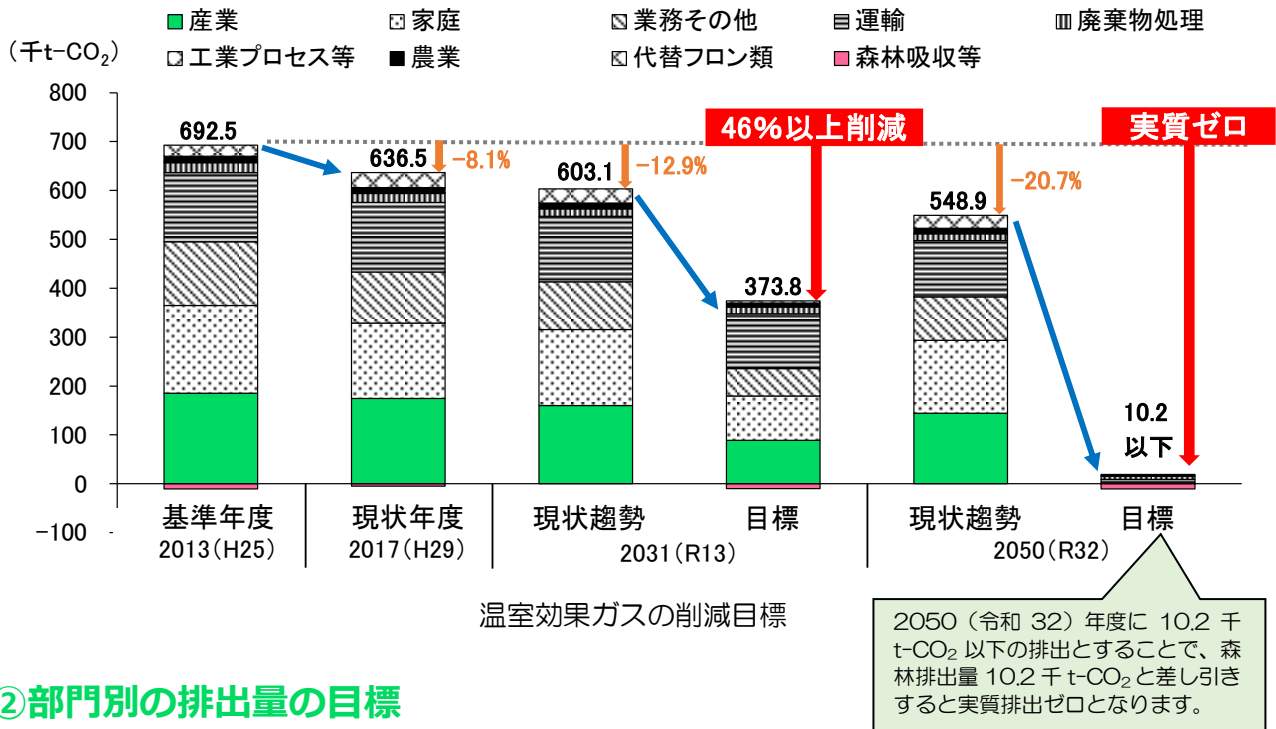
注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

4-2 削減目標（2031年度、2050年度）

①市全体の削減目標

政府における2050（令和32）年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」（2021（令和3）年10月）における中期目標を踏まえ、区域施策編では以下のとおり温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

- 中期目標：2031（令和13）年度までに、2013（平成25）年度比で**46%以上削減**
- 長期目標：2050（令和32）年度までに、**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**



②部門別の排出量の目標

部門別の目標を以下のように設定します。

部門別温室効果ガス排出量の目標（単位は千 t-CO₂）

		2013	2017	2031		2050			
		(H25) 年度	(H29) 年度	現状趨勢	排出量	削減率	現状趨勢	排出量	削減率
エネルギー起源 CO ₂	産業	185.4	174.4	160.3	89.2	-51.9%	10.2 以下	-98.5%	
	家庭	179.1	154.5	155.1	90.4	-49.5%			
	業務その他	130.7	104.2	97.9	55.9	-57.2%			
	運輸	141.7	142.3	133.9	112.0	-21.0%			
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.2	15.2	13.8	-31.3%			
	工業プロセス等	2.7	2.4	2.2	2.2	-20.4%			
	農業	10.6	9.9	9.7	6.4	-39.4%			
	代替フロン類	22.4	30.7	28.8	4.0	-82.0%	26.2		
合計		692.5	636.5	603.1	373.8	-	548.9		
基準年度比増減量		-	-8.1%	-12.9%	-46.0%	-	-20.1%	-98.5%	-
森林吸収量		-10.4	-4.7	-	-10.2	-	-	-10.2	-

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

③削減効果の推計

中期目標年度（2031（令和13）年度）における施策の実施による温室効果ガス排出量の削減見込量を推計しました。

なお、削減効果の算定は、市の施策による削減効果のほか、国が2021（令和3）年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の施策波及分（三島市分の按分）を合算しました。

削減効果の推計結果（1）（単位は千t-CO₂）

部門	項目	取組	2031 (R13) 年度 削減見込量	根拠
産業	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	0.6	A
		省エネルギー	産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	16.9
	省エネルギー	ESCO事業による省エネ技術の導入	0.5	A
		その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	10.3	B
		燃料転換の推進	0.9	B
		FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.8	B
	電力排出係数の改善	電気事業者の取組によるCO ₂ 排出係数の改善	41.1	C
小計		71.1	-	
家庭	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	3.4	A
		太陽熱温水器の導入	0.1	A
		ソーラーシステムの導入	0.6	A
	省エネルギー	高効率給湯器の導入	1.1	A
		家庭用コージェネレーションの導入	1.1	A
		計画・制御システムの導入	0.1	A
		高効率照明の導入	0.7	A
		省エネルギー行動の実践	0.3	A
		住宅の省エネルギー化	5.4	B
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.6	B
	電力排出係数の改善	電気事業者の取組によるCO ₂ 排出係数の改善	50.3	C
	小計		64.7	-
	業務 その他	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	1.9
太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入			0.3	A
省エネルギー		高効率給湯器の導入	3.0	A
		業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.3	A
		ESCO事業による省エネ技術の導入	0.5	A
		市の事務事業における省エネルギー行動の実践	2.0	B
		計画・制御システムの導入	0.5	A
		建築物の省エネルギー化	2.2	B
		上下水道における省エネルギーなどの導入	0.9	B
		廃棄物処理における取組	0.0	B
脱炭素型ライフスタイルへの転換		4.8	B	
電力排出係数の改善	電気事業者の取組によるCO ₂ 排出係数の改善	25.6	C	
小計		42.0	-	
運輸	省エネルギー	クリーンエネルギー自動車の導入	14.3	D
		エコドライブの実践	0.3	A
		公共交通機関の利用促進	0.6	A
		テレワークの実践	0.5	A
		道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	1.6	B
		鉄道分野の脱炭素化	1.4	B
		トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	3.2	B
小計		21.9	-	

注）端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

削減効果の推計結果（2）（単位は千 t-CO₂）

部門	項目	取組	2031 (R13) 年度 削減見込量	根拠
廃棄物 処理	廃棄物	廃プラスチックなどの削減	1.5	E
	小計		1.5	-
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策		0.1	B
	みどりの食料システム戦略の推進		3.2	F
	小計		3.3	-
代替フ ロン類	業務用冷凍空調機器への対策		23.6	B
	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理		0.7	B
	産業界の自主的な取組の推進		0.5	B
	小計		24.8	-
森林 吸収	森林による CO ₂ 吸収		10.1	G
	農地土壌による CO ₂ 吸収		0.1	B
	都市緑化による CO ₂ 吸収		0.0	B
	小計		10.2	-
合計			239.5	-

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

根拠一覧

A	「第3次三島市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して三島市分を設定
C	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数の推移から推計して設定
D	「次世代自動車戦略 2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
E	「三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を基本として設定
F	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
G	今後も市内の森林整備が継続的に実施されるものとして設定

第5節 | 温暖化対策の取組（緩和と適応）

5-1 緩和と適応

地球温暖化による気候変動が進行し、私たちの健康や産業、自然生態系、自然災害などに大きな影響を及ぼしています。そのため、地球温暖化への対策は、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、森林吸収などによって温室効果ガス排出量を削減する「緩和」とともに、気候変動に対する影響による被害を抑えていく「適応」を同時に進めていくことが大切です。



農作物の品質低下

鳥獣被害の拡大

自然災害の多発

感染症の拡大

熱中症の増加

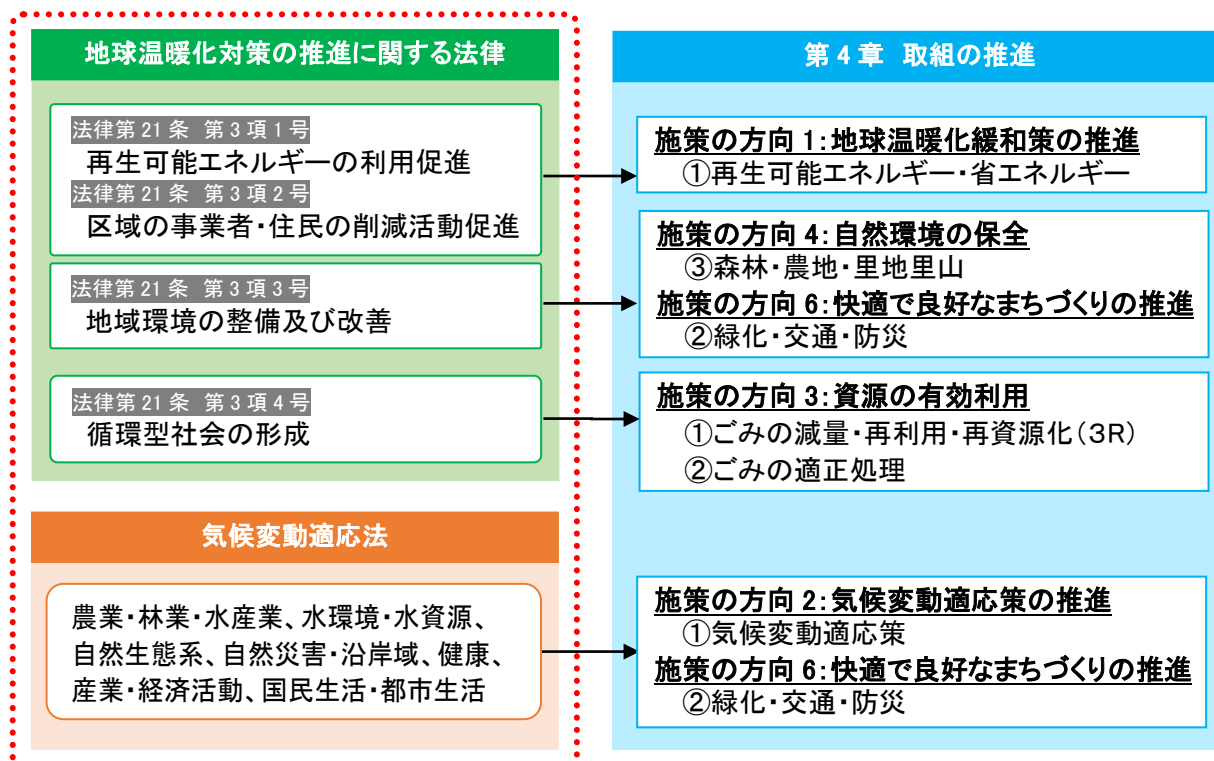
気候変動による影響事例

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

5-2 「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」に基づく取組

緩和においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める4つの分野について、本市の自然的社会的条件に応じた取組を推進します。また、適応においては、「気候変動適応法」に基づく国の「気候変動適応計画」で定める7つの分野を参考に、本市に影響があると思われる分野を選定し、取組を推進します。

なお、「第4章 取組の推進」の中でも緩和及び適応に関する取組を掲載していることから、対応する方針を図で示します。



第5章 三島市地球温暖化対策地方公共団体
 実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「気候変動適応法」に基づく取組

第6節 | 緩和策の取組



温室効果ガス排出量を削減・吸収し、目標を達成するため、以下の施策を推進します。

①再生可能エネルギーの利用促進

項目	取組
再生可能エネルギーの情報提供・普及啓発	●再生可能エネルギー全般に関する情報提供・普及啓発を行います。
再生可能エネルギーの普及支援	●太陽光発電システムや蓄電池システム等の設置に対し補助金を交付するなど再生可能エネルギーの普及拡大に向けた支援を行います。
バイオマス資源の利活用	●下水汚泥、食品廃棄物等の生ごみ、木質チップなどバイオマス資源の利活用について調査・研究を行います。
公共施設への再生可能エネルギー設備の導入	●駐車場、未利用地、屋上など設置可能な公共施設を調査し、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ●公共施設に再生設備を導入することにより、非常時の電源を確保し、地域のレジリエンスと脱炭素を同時に実現する地域づくりを推進します。
優良事例の情報収集	●県と連携し情報やノウハウを共有するとともに、他の自治体における率先的かつ優良な取組事例の情報収集を行います。

②事業者・住民の削減活動促進

項目	取組
高効率機器・省エネ機器の普及	●高効率機器（高効率空調、高効率給湯器、高効率照明等）や省エネ機器などの省エネルギー型設備の普及を図ります。
建築物の省エネ化	●「建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」に基づく届出により、次世代省エネルギー基準を満たす建物の普及を推進します。 ●静岡県建築物環境配慮制度（CASBEE）に基づく届出により、建物の省エネルギー化を推進します。
エネルギー管理の推進	●HEMS・BEMSの導入により、エネルギーの「見える化」を推進します。 ●省エネルギー診断等による、徹底的なエネルギー管理の普及を図ります。 ●不要な電気の使用の見直しなどの省エネ行動の推進を行います。
環境マネジメントシステムの推進	●事業者に対し、エコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの情報提供、取得支援を行います。
公共施設における省エネの推進	●公共施設の改修においては、高効率機器や省エネ機器の導入を推進します。 ●公共建築物の新築においては、ZEB化の普及拡大を図ります。 ●市自らが、市民や事業者の模範となるような率先的な取組を推進します。 ●環境マネジメントシステムによるPDCAの体制を構築・運用し、環境への負担軽減を図ります。
次世代自動車の普及	●次世代自動車に関する情報提供・普及啓発を行います。 ●公用車には次世代自動車や低燃費・低排出ガス認定車の導入を推進します。 ●EV充電スタンドや水素ステーションの設置について調査・研究を行います。
COOL CHOICEの推進	●クールビズ・ウォームビズを含むCOOL CHOICEの普及啓発を行い、ライフスタイルの転換、意識の醸成及び行動変容を促します。
官民の連携と共創	●三島市ストップ温暖化推進員の活動を支援するとともに、推進員と市が連携した取組を推進します。 ●市民、事業者及び行政の協働・共創による、経済と環境の好循環を図るための組織の立ち上げを検討します。
脱炭素な移動やテレワークの推進	●自動車による環境負荷低減を図るため、エコドライブの普及を推進します。 ●再生可能エネルギー電力と電気自動車等を活用する「ゼロ・カーボンドライブ」の普及を図ります。 ●「自転車活用推進計画」や「移動円滑化基本構想」等に基づき、徒歩や自転車による脱炭素な移動を推進します。 ●エコ通勤またはテレワークをはじめとした多様な働き方への理解促進と、働きやすい環境づくりへの支援に努めます。

③地域環境の整備及び改善

項目	取組
都市機能の集積や交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ●コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、都市機能の更新・集積を進めるため、「三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を推進します。 ●市道の整備を推進するほか、狭あい道路の解消などにより、交通混雑の緩和や安全な道路・歩道の整備を推進します。
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「三島市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地域の解消や利用促進策に取り組み、路線の維持、確保に努めます。 ●地域の実情に応じた路線の見直しを行い、自動運転技術・MaaS等の先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究を行います。
緑地の保全や緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民との協働により、公園、緑地、街路樹等の整備や適正管理に努めるとともに、公共施設の緑化を推進します。 ●屋上・壁面緑化に対する補助、生け垣づくりへの支援、緑のカーテンの普及啓発を行うとともに、みどりまつりや花壇コンクールの開催などにより、緑化を推進します。
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ●「森林経営計画」の推進により、森林の効率的な施業や適切な保護に努めます。 ●森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大や環境林モデル事業の実施などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。 ●森林の持つ公益的機能を引き出し、市民による森林整備活動を活性化させるため、森林ボランティアの育成及び講座を開催します。

④循環型社会の形成

項目	取組
ごみの減量の推進（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> ●商品包装の簡素化、詰め替え商品の利用等によるごみの減量を推進します。 ●「食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、フードバンクの実施、市民対象講座などを開催し、食品ロスの削減を推進します。 ●環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働でごみの減量を推進します。 ●使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた啓発を行います。
ごみの再利用の推進（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーマーケットやもったいない市の開催、不用品活用バンクの周知等により、不用品の再利用を推進します。
ごみの再資源化の推進（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> ●廃食用油の拠点回収を行うとともに、回収した廃食用油を軽油代替燃料として再生し、廃油回収車などに利用します。 ●家庭から排出される資源物の分別区分や、スーパーなどで実施する店頭回収の周知に努めます。 ●環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働で、ミックス古紙をはじめとする資源物の分別について啓発を行います。 ●資源ごみの集団回収を行う団体に対し報奨金を交付します。 ●「プラスチック資源循環促進法」に基づく廃プラスチック類の資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討を行います。
ごみ処理の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の推進による3Rの効果、市の財政状況、他自治体の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化をはじめとする一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行います。
ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの適正処理について指導を行うとともに、多量排出事業者に対しごみの減量への協力を要請します。 ●家庭用エアコン等のフロン類を適正に回収し処理するために、違法な不用品回収業者への対策に努めます。
新たな中間処理施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな中間処理施設の検討を行う際には、処理の広域化や施設の集約化、発電等による高効率なエネルギー回収施設への更新について検討を行います。

第7節 | 適応策の取組



本計画では、国が重大性、緊急性、確信度の観点から影響評価を行った7分野を参考としながら、本市に影響があると思われる分野を選定し、その取組をまとめました。

① 農業・林業分野の適応

	項目	影響	取組	
農業	水稻・園芸作物（野菜等）・果樹	気温上昇による収量、品質の低下	<ul style="list-style-type: none"> ●高温による品質低下が起こりにくい品種を普及します。 ●施設野菜などに環境制御機器の導入を推進します。 	
	土地利用型作物	遅霜による凍霜害の発生の増加（お茶）	●防霜技術の普及について検討します。	
	畜産	気温上昇による畜産動物の生育不良	●家畜舎の暑熱対策の普及により適切な家畜の飼育環境を確保します。	
	病害虫	気温上昇による病害虫の分布域の変化	●病害虫の発生の予察に基づく情報を正確かつ迅速に提供します。	
	農業生産基盤	多雨による農地の湛水被害などのリスクの増加	●排水機場や排水路の整備などの湛水被害防止対策を講じます。	
林業	土石流・地すべり等	土砂崩れの発生	●「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、適切に治山・林道施設を維持管理します。	
	水供給（地表水）	集中豪雨、無降雨日数の増加による渇水の増加		●流域特性に応じた森林の整備・保全、それらの整備に必要な林道施設の整備を推進します。
	人工林	土砂崩れの発生		
	自然林・二次林	分布域の変化		
	病害虫	病害虫の蔓延	●継続的に森林被害調査を実施します。	
鳥獣害	野生鳥獣による影響・分布・個体群の変動	土壌の流出や造林木、農作物への被害の増加	●二ホンジカなどによる鳥獣被害防止のため、捕獲活動の強化及び侵入防止柵設置支援を行います。	

② 水環境・水資源、自然生態系、自然災害分野の適応

	項目	影響	取組
水環境	河川	水温上昇による水質悪化 降水量増加による土砂の流出、濁度の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に河川の水質調査を実施します。 ●河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫を行います。
水資源	水供給（地表水・地下水）	渇水の多発 地下水位の変動	●雨水浸透・貯留施設や節水設備の導入を促します。
	水需要	水需要の増加	●浄水量及び揚水量を記録します。
自然生態系	分布・個体群の変動（在来種・外来種）	在来種の減少や絶滅、植生の変化	●外来種の周知、特定外来生物の防除を行います。

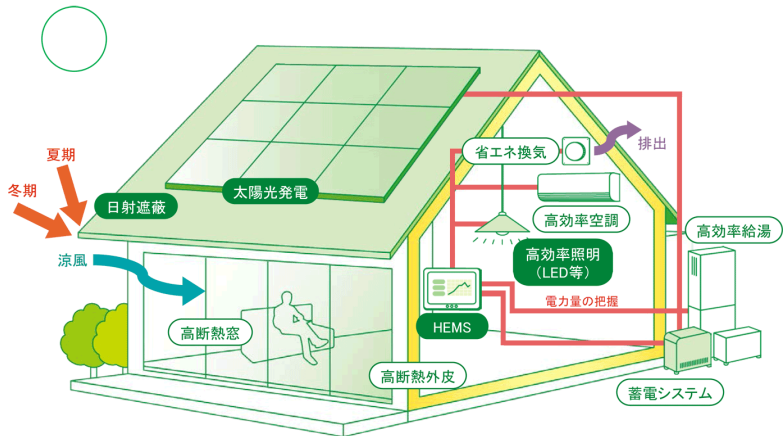
	項目	影響	取組
自然災害	水害（洪水・内水）	短時間強雨の発生回数の増加 河川の氾濫、浸水被害リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●狩野川水系流域治水プロジェクトに基づき内水排水体制を強化するため、市所有の排水ポンプ車を配備するとともに河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫を行います。 ●洪水ハザードマップを配布します。 ●河川的能力アップを図るため、普通河川の整備改修を行います。 ●水位センサー及び監視カメラなどの監視装置を設置し、危険性の把握、水門などの確実な操作を行います。 ●雨水排水施設の機能を維持するため、点検・修繕・改築を実施します。水防訓練を実施します。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練実施を推進します。 ●マイタイムラインの普及を行います。 ●「都市計画法」や「三島市土地利用事業指導要綱」に基づき一定規模以上の開発行為等には調整池の設置を求めます。
	土砂災害（土石流・地すべり等）	土砂災害の発生頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害ハザードマップを配布します。 ●急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の建設、維持管理を行います。
	その他（強風等）	竜巻の出現頻度の増加 台風の大型化・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●電力事業者等と連携し、倒木等による電力供給・通信支障を予防するための対策を推進します。

③健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活分野の適応

	項目	影響	取組
健康	暑熱	熱中症患者数、死亡リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症警戒アラートを基に、注意喚起を行います。 ●熱中症について健康教育を実施します。
	感染症	節足動物の生息域の変化による、節足動物媒介感染症リスクの増大	<ul style="list-style-type: none"> ●節足動物媒介感染症に関する情報を発信します。
	その他・温暖化と大気汚染の複合影響	光化学オキシダント濃度の上昇に伴う健康被害リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、福祉施設などへの迅速な情報提供及び、市民への注意喚起を行います。
産業・経済活動	産業・経済活動（製造業・エネルギー需給）	従業員の生産性の低下 電力ひっ迫状況の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●先端設備を導入した際の固定資産税を軽減し生産性向上を促します。 ●節電を呼びかけます。 ●ZEB、ZEH等再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。
	金融・保険、観光業	自然災害等に伴う金融商品や保証、保険などの利用の増加 風水害による観光旅行者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動の影響を受けた事業者が金融機関から借り入れた資金に対する利子補給を随時実施します。 ●旅行者の安全確保が図られるよう必要な情報を発信します。
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン（水道、交通等）	短時間強雨、強い台風の増加などによる、インフラ・ライフラインなどへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送路をはじめとする市道路線について、トンネル、橋梁などの定期点検修繕を行います。 ●道路冠水が想定される箇所に、水位センサー及び監視カメラなどを設置し、危険性を把握します。 ●安全な水源確保と安定した水道水の提供を行います。 ●汚水処理施設の機能を維持するため、点検・修繕・改築を実施します。
	その他・暑熱による生活への影響	都市域での大幅な気温上昇	<ul style="list-style-type: none"> ●生垣づくり用の苗木の配布や緑のカーテンの普及啓発により市街地の緑化を推進します。

ZEH

ZEHとは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指します。



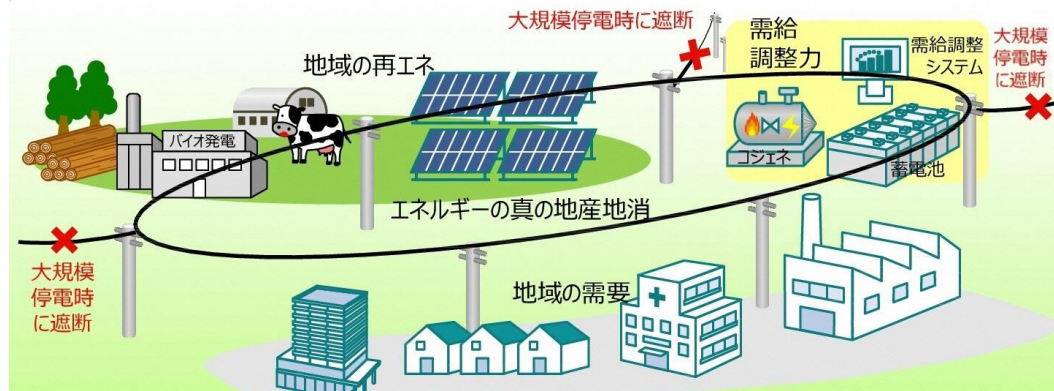
ZEHのメリットは、徹底的な省エネや太陽光発電によって、光熱費を下げる点はもちろん大きなメリットです。ZEH化した住宅に蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家としても力を発揮できます。さらなるメリットとして、温度差のある部屋の間を移動した時に起こりやすいヒートショックのリスクが低減されるなど、住宅の高断熱化によって快適になるだけでなく、健康面のメリットも期待できます。

【資料：資源エネルギー庁】

地域マイクログリッド

マイクログリッド (microgrid) とは、直訳すると micro = 極小の、grid = 送電網 となります。限られたコミュニティの中で、太陽光発電等の再生可能エネルギーで電気を作り、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことのできるエネルギーの地産地消ができるシステムを「地域マイクログリッド」と呼んでいます。災害等で停電が発生した際は、電力会社等との送配電ネットワークを遮断し、その地域内のネットワークに切り替えることで、安定的に電力を供給することができます。

地域マイクログリッドの導入には災害時のエネルギー供給の確保によるレジリエンスの向上、エネルギー利用の効率化、地域エネルギーを活用することによる地域産業の活性化などのメリットがあります。



【資料：経済産業省 北海道経済産業局】

第6章

三島市生物多様性地域戦略



- 第1節 生物多様性とは
- 第2節 地域戦略の概要
- 第3節 三島市の生物の現状
- 第4節 生態系区分ごとの現状
- 第5節 生物多様性の保全・利用に向けた取組

第1節 | 生物多様性とは



1-1 生物多様性の定義

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応しながら進化を続けてきました。その中で生まれた多様な生きものには、それぞれに個性があり、全て直接的・間接的につながり、支えあって生きています。この生きものたちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、様々な生態系が存在すること（生態系の多様性）、種間の差異があること（種の多様性）、種内の差異があること（遺伝子の多様性）の3つの段階があります。



生態系の多様性

水の苑緑地

森林、草地、河川など、様々なタイプの生態系があります。



種の多様性

カワセミ

植物、鳥、魚、昆虫など様々な種類の生物がいます。



遺伝子の多様性

アサリ

同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様などに個性があります。

1-2 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、きれいな空気や水、食料や住居・生活の材料など、生態系の働きから受け取る「恵み」によって支えられています。このような恵みは「生態系サービス」といわれ、その働きによって4つに分類されています。

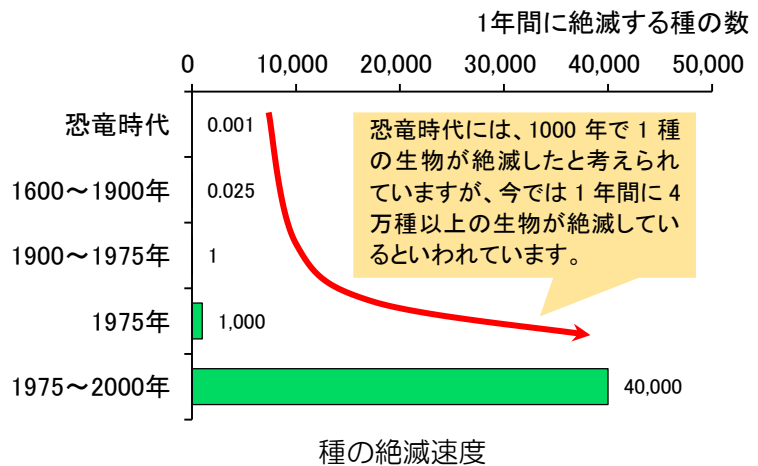


生物多様性の恵み「生態系サービス」

1-3 急速に失われつつある生物多様性

これまでの長い地球の歴史の中で、生物の絶滅は自然に起こってきました。しかし、産業革命以降、世界的規模で人間の活動が発展するのに伴って絶滅する種の数が増加し、現在はその絶滅速度がさらに加速しています。

なお、環境省が2020（令和2）年3月に公表した「環境省レッドリスト2020」によると、3,716種の生物が絶滅の危機にあるとされています。

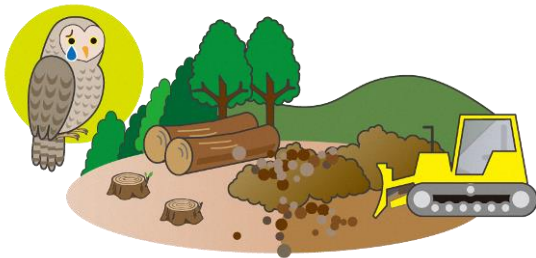


【資料：沈みゆく箱舟（ノーマン・マイヤーズ著、1981（昭和56）年）】

1-4 生物多様性に迫る危機

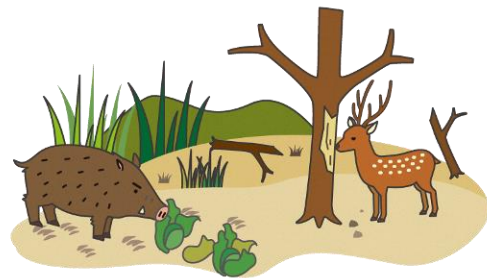
現在、生物多様性には以下の4つの危機が迫っているとされています。

第1の危機 開発など人間活動による危機



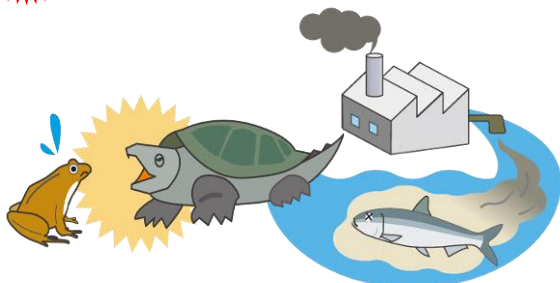
開発（森林伐採、埋め立て）などによる生物の生育・生息地の破壊や乱獲、盗掘、などにより個体数が減少しています。

第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機



ライフスタイルの変化により、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生物が絶滅の危機に瀕したり、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止機能が低下したりしています。

第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機



外来種が持ち込まれることで、在来種が食べられたり、すみかが奪われたりし、生態系のバランスが崩れています。また、化学物質が生態系に影響を与えています。

第4の危機 地球環境の変化による危機



地球温暖化などの地球環境の変化によって、多くの生物が絶滅や生態系の崩壊のおそれがあります。

生物多様性に迫る4つの危機

第2節 | 地域戦略の概要



2-1 生物多様性の保全に関する動向

①世界と国の動向

急速な生物種の絶滅、生物資源の消失への危機感から、1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した生物多様性条約が採択されました。その後、日本国内では2008（平成20）年6月に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、2010（平成22）年には愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）が開催されました。同会議では、生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

また、東日本大震災などを踏まえ、愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。

②静岡県の動向

静岡県は、多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。また、絶滅のおそれのある野生生物についての保護・保全を進めるため、2004（平成16）年3月に公表した静岡県版レッドデータブックを改訂し、「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉〈植物・菌類編〉」を2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月にそれぞれ発行しました。

なお、絶滅のおそれのある野生生物の保護を目的として「静岡県希少野生動植物保護条例」を2011（平成23）年4月に施行し、これまでに11種を指定希少野生動植物に指定し、保護活動を進めています。

③三島市の動向

本市は、「第2次三島市環境基本計画（後期基本計画）」の基本方針Ⅱ「自然共生社会に向けたまちづくり」の中で、生物多様性についての調査・広報、野生生物の保護・管理についての施策を推進してきました。また、2002（平成14）年度からは、「三島市自然環境基礎調査」を定期的実施し、市内の生物の分布について情報を蓄積しています。



三島市自然環境基礎調査
（源兵衛川・魚類調査）

2-2 戦略の基本的事項

①戦略の位置づけと目的

「三島市生物多様性地域戦略」（以後、本戦略という。）は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略です。生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における市民・事業者・市などによる様々な取組を計画的かつ総合的に進めることを目的とします。

②戦略の期間

本戦略の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、社会情勢や環境の変化などを踏まえ、5年後の2026（令和8）年度に見直しを行います。

第3節 | 三島市の生物の現状



3-1 三島市で確認されている動植物

2001（平成13）年度から2019（令和元）年度までに実施した「三島市自然環境基礎調査」では、市域で4,310種の動植物が確認されました。

① 植物の概要

これまでに本市で確認された植物は1,724種であり、「静岡県野生生物目録2020」に掲載されている4,070種の約42%にあたります。

箱根西麓に位置する本市では、ハコネウツギ、ハコネダケ、ハコネグミのように「ハコネ」や、ミシマバイカモ、ミシマサイコのように「ミシマ」の名がつけられた種が確認されています。また、「フォッサマグナ地域」にも位置していることから、同地域を特徴づけるサンショウバラ、ハコネコメツツジなども生育しています。



絶滅危惧Ⅱ類
ハコネグミ

② 動物の概要

これまでに本市で確認された動物は2,586種（哺乳類28種、鳥類146種、爬虫類16種、両生類13種、魚類45種、昆虫類2,167種、底生動物171種）であり、「静岡県野生生物目録2020」に掲載されている9,856種の約26%にあたります。

また、ハコネサンショウウオ、ハコネマルツノゼミのように「ハコネ」の名がつけられた種が多く確認されています。



絶滅危惧Ⅱ類
ハコネサンショウウオ

3-2 重要種

① 絶滅のおそれのある生物

絶滅のおそれのある生物として、「静岡県版レッドデータブック（レッドリスト）」に掲載されている198種が本市で確認されています。

植物ではミシマバイカモ、クマガイソウ、キンランなど107種が確認されており、このうち、絶滅の危険性の高い種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は61種です。

動物ではコシアカツバメやアマゴなど91種が確認されており、このうち、絶滅の危険性の高い種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は34種です。



絶滅危惧Ⅱ類
クマガイソウ



絶滅危惧Ⅱ類
コシアカツバメ



絶滅危惧Ⅱ類
アマゴ

カテゴリー区分と確認種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅 (EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種	0	2	2
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種			
I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	4	4	8
I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	14	11	25
絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	43	19	62
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	17	35	52
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種	4	5	9
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	0	0	0
要注目種 (N)	本県独自のカテゴリー			
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	6	1	7
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	1	6	7
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	18	8	26
合計		107	91	198

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注 2) 魚類は静岡県レッドリスト淡水魚類別表の東部地域（富士川本支川（沼川を除く）より東、旧大仁町及び狩野川放水路より北、熱海市より西の地域）のカテゴリー区分に従った。「/★」は天然分布区域への移入ありのもの。

【資料：静岡県レッドリスト 2020】

② 特定植物群落・天然記念物

環境省や静岡県で選定されている「特定植物群落」としては、「市立公園・楽寿園の森」と「三嶋大社社叢」の 2 件があります。また、国指定天然記念物及び名勝 1 件、国指定天然記念物 1 件、県指定天然記念物 1 件、市指定天然記念物 9 件があります。



市立公園・楽寿園の森

特定植物群落・天然記念物

特定植物群落	市立公園・楽寿園の森、三嶋大社社叢
国指定	天然記念物及び名勝 楽寿園
	天然記念物 三嶋大社のキンモクセイ
県指定	天然記念物 御獄神社の親子モッコク
市指定	天然記念物 神明宮神社社叢、願成寺のクスノキ、耳石神社のイタジイ、中のカシワ、愛染院跡の溶岩塚、三嶋大社社叢、矢立の杉、鏡池横臥溶岩樹型、白滝公園溶岩塚

③ 巨樹・保存木

何百年もの長い年月生き続けてきた巨木のことを「巨樹」といいます。良好な景観の形成や野生動物の生息環境、人々の心の拠りどころとなっている巨樹の存在はとても重要であり、市内では 135 本が確認されています。本市では、先人から受け継いだ貴重な財産である巨樹・名木を「保存木」として指定し、保護・保存しています。

3-3 外来種

貴重な野生生物の存在を脅かすものとして、外来種の存在があります。「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来種を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

市内では、11種の特定外来生物が確認されています。また、環境省は、「外来生物法」では規制されていませんが、幅広く生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある生物を「生態系被害防止外来種」として選定し、注意を呼びかけており、市内ではセイタカアワダチソウやミシシippアカミミガメなどが確認されています。

市内で確認された特定外来生物

植物	アレチウリ、ボタンウキクサ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、
動物	台湾リス、ガビチョウ、ソウシチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス



特定外来生物

ガビチョウ



生態系被害防止外来種

セイタカアワダチソウ

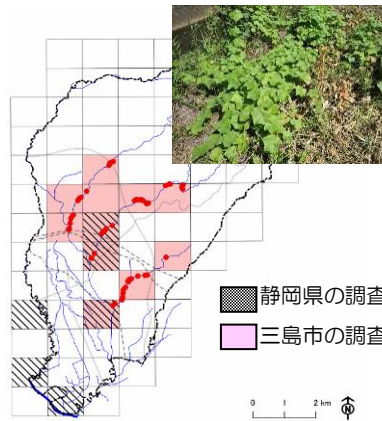


生態系被害防止外来種

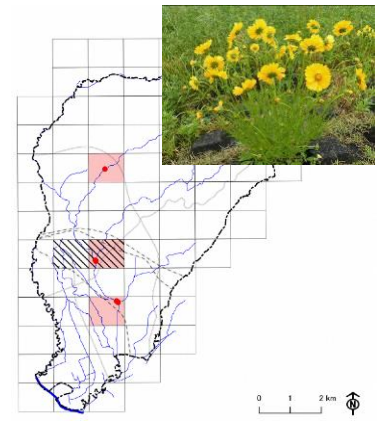
ミシシippアカミミガメ

対策を重点的に行うべき特定外来生物の分布と駆除方法

静岡県が2009（平成21）年度から2010（平成22）年度に行った調査では、アレチウリ、オオキンケイギクなどが市内で確認されました。その後、本市が2002（平成14）年度から2019（令和元）年度に実施した調査では、河川沿いを中心にアレチウリが広く分布しており、河川生態系への影響が危惧されます。



アレチウリ



オオキンケイギク

特定外来生物（植物）の分布

【資料：静岡県特定外来植物生息分布調査報告書、三島市自然環境基礎調査報告書】

【アレチウリの駆除方法】

- 種子散布される前の9月上旬頃までに駆除を実施する（芽生えて間もない5～6月に駆除すると作業が容易である）。
- 春から秋まで発芽するため、1年間に数回駆除を実施すると効果的である。
- 種子に休眠性があることから、数年間継続して駆除を行う必要がある。

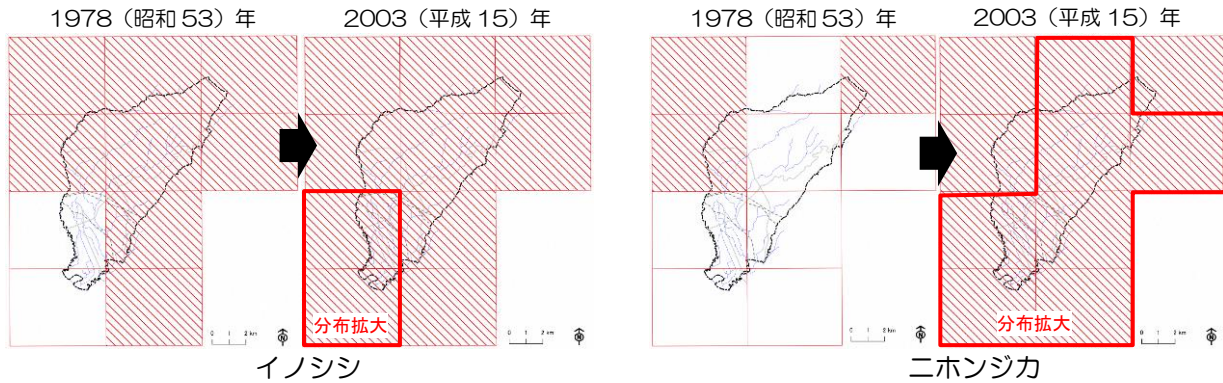
【オオキンケイギクの駆除方法】

- 種子散布される前の5～6月頃に駆除を実施する。
- 刈り取りではなく、スコップやバールなどによって地下部（根系）から抜き取るのが効果的である。
- 種子に休眠性があることから、数年間継続して駆除を行う必要がある。

3-4 野生鳥獣

本市では、山間地や住宅地付近などでイノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣による農業被害が深刻化しています。2018（平成30）年度の被害額合計は182.5万円で、イノシシによる被害が最も大きくなっています。2018（平成30）年度における野生鳥獣の捕獲実績は203頭羽で、近年はイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が増加傾向にあります。これは、未収穫作物の放置や耕作放棄地などの増加により、野生鳥獣が生活しやすくなったことが原因として考えられます。

環境省の「自然環境保全基礎調査」の結果を見ると、1978（昭和53）年よりも2003（平成15）年の方が、イノシシ、ニホンジカの分布が拡大していることがわかります。



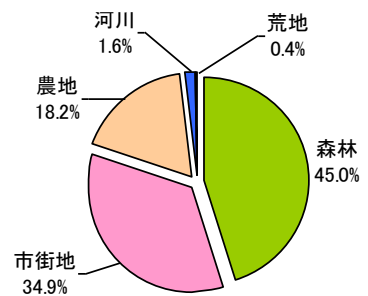
野生鳥獣による生態系への影響が懸念される地域（イノシシ、ニホンジカ）

【資料：環境省・生物多様性ウェブサイト自然環境保全基礎調査】

土地利用の変化

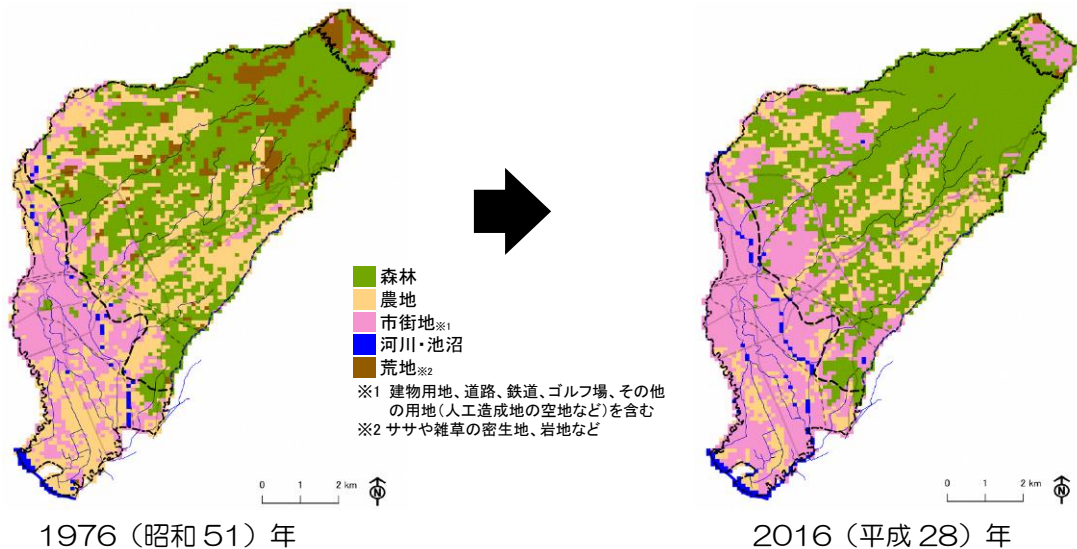
国土交通省の「土地利用細分メッシュデータ」によると、本市における土地利用面積は、森林（45.0%）が約半分を占めており、次いで市街地（34.9%）、農地（18.2%）となっています。

1976（昭和51）年と2016（平成28）年の土地利用面積を比べると、農地から市街地に変化した場所が多くみられます。



土地利用面積
（2016（平成28）年）

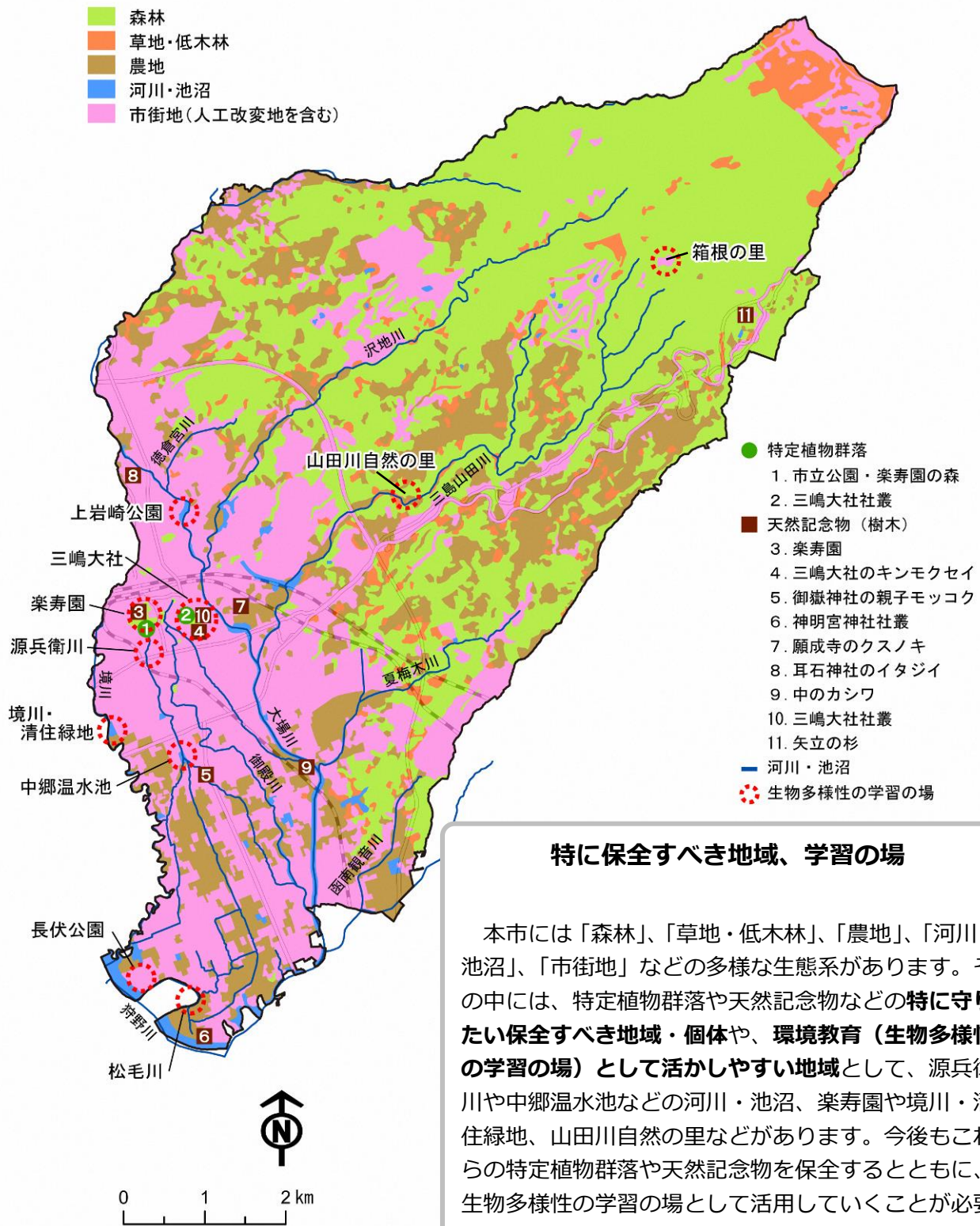
【資料：国土交通省・国土数値情報をもとに作成】



第4節 | 生態系区分ごとの現状



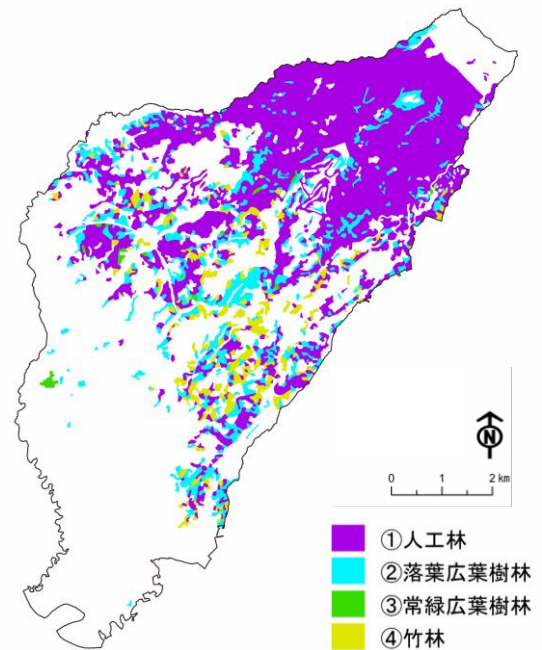
本市の生態系は、主に「森林」、「草地・低木林」、「農地」、「河川・池沼」、「市街地」の5つの区分に分類できます。このうち、「森林」、「草地・低木林」、「農地」の生態系のまとまりは、「里地里山」と呼ばれます。



5つの生態系区分と注目すべき地域

4-1 森林

本市に分布する森林には、ヒノキを主体とした人工林、ケヤキやコナラなどの落葉広葉樹林、アカガシなどの常緑広葉樹林、モウソウチクやメダケの竹林などがあります。森林の分布は右図のとおりです。



森林の分布

①人工林

人工林は本市の森林で最も広い面積を占めています。特にヒノキの植林地が主体となっていますが、近年では管理不足が課題となっています。林内にはアオキ、モミジイチゴ、スイカズラ、ツリフネソウ、ミョウガ、ハナイカダなどが生育しています。

動物はニホンジカやイノシシ、タヌキなどの哺乳類、トビ、クロツグミ、カケスなどの鳥類などが生息しています。



山中新田



アオキ



モミジイチゴ



タヌキ



クロツグミ

②落葉広葉樹林

落葉広葉樹林は、人工林の間に分布する落葉広葉樹を中心とした比較的自然的性の高い森林です。植物はケヤキ、シデ類、カエデ類、ホオノキ、クロモジなどが生育し、標高が低くなるにつれてコナラやクヌギなど、いわゆる雑木林を形成します。林内にはヤマツツジ、ヤブツバキなどが生育しています。しかし、近年では県内でも被害が拡大しているナラ枯れ被害が確認されています。

動物はアナグマ、ハクビシン、ツミ、アオゲラ、キビタキ、ヤマアカガエル、ミンミンゼミなどがみられます。コナラやクヌギの樹液にはカブトムシ、ノコギリクワガタなどが集まり、樹洞はムササビやフクロウが利用するなど、多くの動物が生息しています。



笹原新田



クヌギ



アナグマ



キビタキ



カブトムシ

③常緑広葉樹林

アカガシ、タブノキ、イヌシデなどの常緑広葉樹林は、本市の森林の中で最も面積は少ないものの、標高 550m 付近の山中城跡にはアカガシが優占する森林が分布しています。現在の森林の多くは人工林として整備されていますが、かつては、アカガシの森林が広く分布していたものと思われます。このほか、林内にはアオキ、シュロ、ヤブニッケイ、ベニシダ、ヤブコウジなどの植物が生育しています。

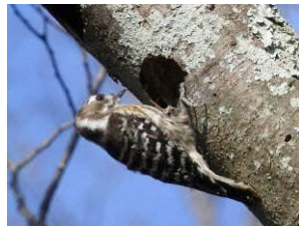
動物はシジュウカラ、コゲラなどの鳥類、アオダイショウ、オカダトカゲなどの爬虫類、アブラゼミ、ヒメジャノメ、ルリタテハなどの昆虫類などが生息しています。



山中城址



イヌシデ



コゲラ



オカダトカゲ



ヒメジャノメ

④竹林

谷沿いなどにモウソウチク林が、狩野川などの河川敷沿いなどにはメダケ林が分布しています。竹林内には、ヤマウルシ、アズマネザサ、ヒサカキ、コ克蘭、フユイチゴなどがみられます。手入れのされていない竹林の内部は暗くて植物も少ないため、竹林内でみられる動物は少ないものの、竹類を餌とするサトキマダラヒカゲ、タケトラカミキリ、ベニカミキリなどが生息しています。



川原ヶ谷



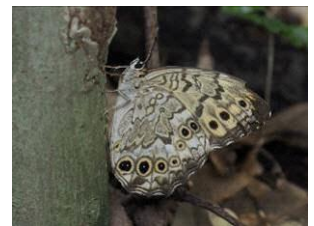
メダケ



ヒサカキ



コ克蘭



サトキマダラヒカゲ

4-2 草地・低木林

箱根稜線付近は、ススキ、ハコネアザミ、サワヒヨドリなどが生育する草地や、ハコネダケ、アセビ、イヌツゲ、ウバメガシなどの常緑広葉樹、リョウブ、マメザクラ、ニシキウツギなどの落葉広葉樹からなる低木林が分布しています。

動物は草地にノウサギ、キリギリス、トノサマバッタ、ベニシジミなどが生息しており、ススキやチガヤなどにカヤネズミの球巣がみられます。また、低木の茂みではウグイスやホオジロなどがみられ、低木や背の高い草本の上部にはモズやノビタキなどが止まっていることがあります。



箱根稜線付近



マメザクラ



ノウサギ



トノサマバッタ



ウグイス

4-3 農地

水田には、タマガヤツリ、ウキクサなど湿地性の植物がみられますが、近年では市街地化が進むことで水田の面積は大幅に減少しています。このため、デンジソウやアギナシといった戦前の水田に多くみられた植物も絶滅の危機に瀕しています。トノサマガエルなどのカエル類が生息し、それを捕食するコサギやチュウサギなどの鳥類、シマヘビ、ヤマカガシなどのヘビ類もみられます。また、ヘイケボタルやホトケドジョウが確認されている地域もあります。

畑地や果樹園ではモグラ類やアカネズミ、キジ、カワラヒワ、エンマコオロギなどが生息しており、オオタカやチョウゲンボウなどの猛禽類が小動物を捕食するためにやってくることもあります。



梅名



タマガヤツリ



デンジソウ



トノサマガエル



キジ

4-4 河川・池沼

市内全域を流れる河川は全て一級河川の狩野川水系に属しており、主要河川は大場川とその支流の沢地川、山田川、夏梅木川です。また、市街地には富士山の湧水を源とする桜川、御殿川、源兵衛川があります。

川沿いには、クスノキ、ケヤキ、ヨモギ、フキ、カラスウリ、ヘクソカズラなどが生育しています。河川内には沈水性植物のヤナギモ、バイカモや抽水性植物のハナショウブ、キショウブ、湿地性植物のセキショウ、ジュズダマ、セリなどが生育しています。

動物は、河川にカワセミ、カジカガエル、アブラハヤ、ゲンジボタル、ハグロトンボなどが生息しており、ニホンウナギ、モクズガニのように川と海を行き来する生活をするものもいます。また、河川上流域ではハコネサンショウウオ、アマゴのように低い水温を好む種がみられます。中郷温水池のような池沼ではカルガモ、コサギなどの水鳥が多く生息しており、コイ、ギンブナ、モツゴなどの魚類や、ギンヤンマなどのトンボ類がみられます。しかし、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、アメリカザリガニのような外来種も生息しており、松毛川ではカミツキガメも確認されています。



源兵衛川



セキショウ



ゲンジボタル



ハグロトンボ



ニホンウナギ

4-5 市街地

市街地には、三嶋大社の社叢や楽寿園をはじめとした緑地などの緑が点在しています。これらの場所にはケヤキやクスノキ、クロガネモチなどの巨樹・巨木が生育しており、シジュウカラ、コゲラ、アブラゼミなど様々な動植物のすみかとなっています。また、市街地を流れる源兵衛川などの水辺にも、多くの生物が生息・生育しています。

市街地では、民家の軒先などに営巣するツバメのように、人の生活にうまく適応して生活している動物もいます。



三嶋大社



ケヤキ



クスノキ



アブラゼミ



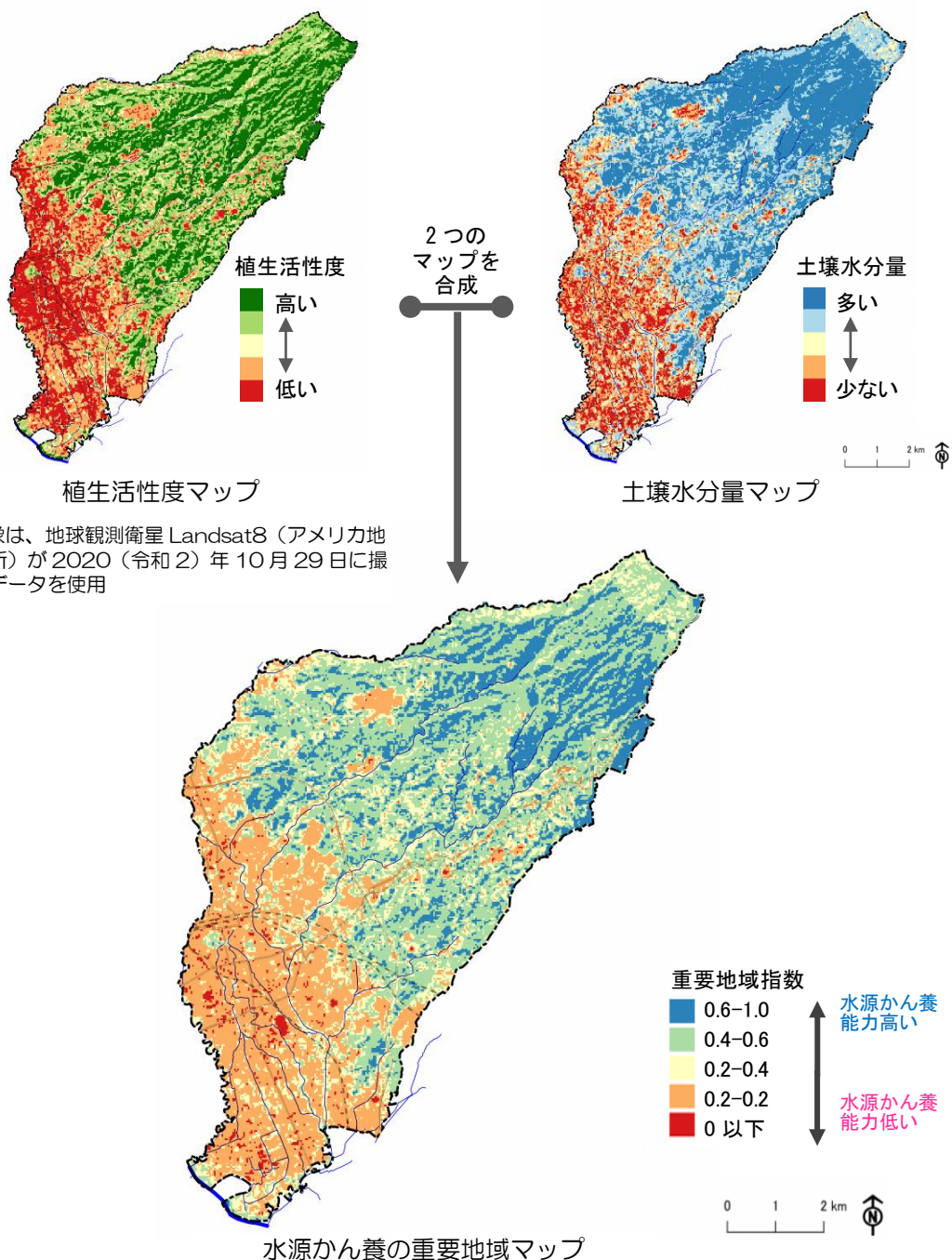
ツバメ

水源かん養の重要度が高い地域

本市の水源かん養の重要地域を可視化するため、衛星画像解析により作成した「植生活性度マップ」と「土壌水分量マップ」を重ね合わせて、「水源かん養の重要地域マップ」を作成しました。

植生の活性度が高く、土壌水分量が多い地域を、水源かん養の重要度が特に高い地域（重要地域指数 0.6-1.0 ■）として抽出したところ、標高 300m 付近から標高 800m 付近までにまとまって分布していることがわかりました。この範囲は人工林を中心とする植生が成立しており、本市の水源かん養にとって、より重要性の高い地域といえます。

しかし、近年、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷のため、人工林に対して人の手が十分に行き届かなくなっています。このため、森林整備の充実による人工林の健全化を図ることが重要です。また、水源かん養の重要度が高い地域については、林地開発をなるべく抑制して、健全な森林として維持し続けることも重要です。



第5節 | 生物多様性の保全・利用に向けた取組



生物多様性を次世代に引き継いでいくために、①知る、②守る、③活かす、④協働・共創する の4つの視点から、それぞれに目標を定め、取組を推進していきます。

三島市生物多様性地域戦略 生物多様性の保全と持続可能な利用

①知る

【目標】
生物多様性の
理解を
深める

②守る

【目標】
生物多様性を
未来へ
守り育てる

③活かす

【目標】
生物多様性の
持続可能な
活用をする

④協働・共創する

【目標】 生物多様性の保全をみんなで考え、取り組む

①知る（生物多様性の理解を深める）

項目	取組
生物多様性の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●三島市の自然資源を生物多様性の恵みとしてPRし、観光や産業と生物多様性の関わりについて啓発します。 ●「静岡県版レッドデータブック」などに掲載されている絶滅のおそれのある種を含む重要種について、どのような種が生息・生育しているか周知啓発します。 ●森林のもつ水源かん養機能、山地災害防止・土壌保全機能、生物多様性保全など公益的機能の普及に努めます。 ●自然環境基礎調査の成果を、小学生向けの環境読本や市のウェブサイトに掲載し、市域の生態系について広く情報発信します。
外来種の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●特定外来生物等の調査・監視、駆除に関わる勉強会の実施や「外来生物法」の周知啓発を行います。
自然観察会・イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性に関する講演会などを開催します。 ●楽寿園や箱根の里などにおいて、自然観察や体験学習など自然とのふれあいイベントを実施します。
市域の生態系の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境基礎調査を実施し、市域の生態系の変化を把握します。

②守る（生物多様性を未来へ守り育てる）

項目	取組
生物の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶滅のおそれのある希少種や貴重種などの保護を推進します。 ● 特定植物群落や天然記念物の保護・管理を支援します。 ● 市民や事業所からの募金による「ふるさとの緑保全基金」を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全・管理します。 ● ふるさとの保存木や桜の名所など、貴重な緑を大切に保護・保全します。 ● 「鳥獣保護管理法」に基づく鳥獣保護区の保護や、野生鳥獣に対する対策を推進します。
河川や水資源の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺の緑地の適正管理、及び水資源の持続的な利用を推進します。 ● 水源かん養の取組や地下水保全に関する啓発活動を黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や近接市町・上流市町との連携強化に努めます。 ● 黄瀬川地域地下水利用対策協議会（沼津市、三島市、清水町）による定期的な地下水位の観測、井戸の掘削の届出指導により、地下水の保全を図ります。 ● 雨水浸透マスなどの設置を支援し、地下水かん養を図るとともに、雨水貯留施設を普及し、家庭での節水を推進します。 ● 河川の改良・維持管理において、生物多様性に配慮した多自然川づくりを推進するほか、維持管理作業時に外来種の駆除を行います。 ● 生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道を計画的に整備し、下水道への接続を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置などを支援する。 ● 定期的に河川や地下水の水質調査を実施します。
森林の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「森林経営計画」による森林の効率的な施業や適切な保護、森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。 ● 針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹の植栽を推進します。 ● 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐を推進するとともに、竹破碎機の貸出しの実施、竹林やチップの活用方法の検討を行います。 ● ナラ枯れの現況調査や対策を実施します。
農地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「山田川自然の里・佐野体験農園」において市民農園等の維持管理を行います。 ● 耕作放棄地の解消や担い手への農地の斡旋などを行います。 ● 荒廃農地の再生、土壌改良を実施する農業者などを支援します。 ● 農地、農業用水などの資源や農村環境の保全と質的向上を図る多面的機能支払対策事業を推進します。 ● 認定農業者の育成・確保を行うとともに、新規就農者の受入体制を強化し、新たな担い手の確保に努めます。 ● 透排水性の向上と作土の若返りのための圃場土壌保全事業を実施し、土層の改善を図ります。
市街地の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携しながら生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、市街地の生物多様性の向上を図ります。 ● 公園や街路などの緑化を推進します。
開発行為の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 「静岡県自然環境保全条例」に基づく開発行為（1ha以上）について、県の指導に基づく重要種調査及び保全対策を行うように事業者へ指導します。

③活かす（生物多様性の持続可能な活用をする）

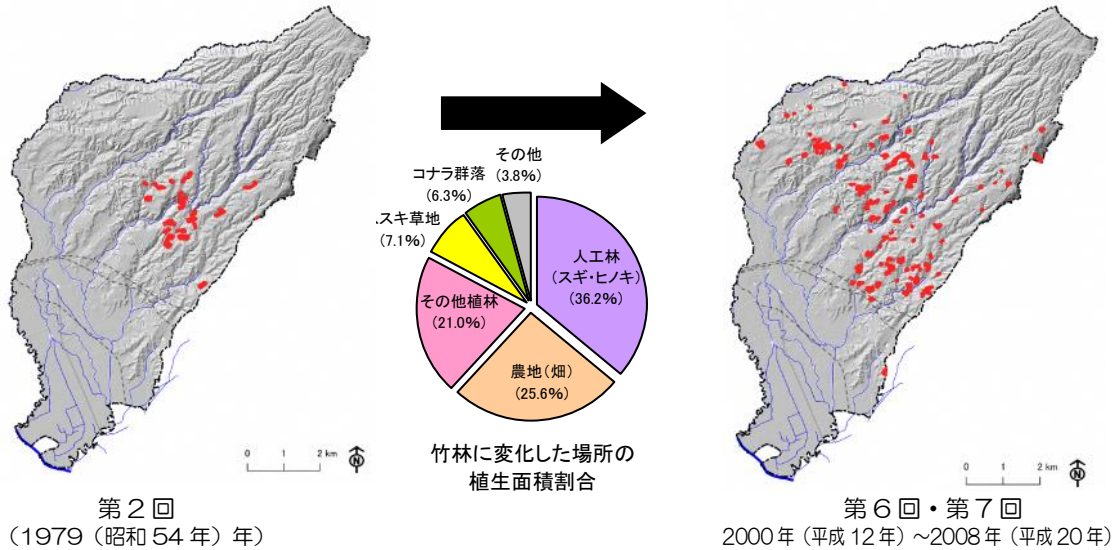
項目	取組
自然観光資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●伊豆半島ジオパークのジオサイトである楽寿園・源兵衛川などの美しい景観、自然環境や歴史文化を活用したエコツーリズムを推進します。 ●農業水利施設の保全、環境・景観形成等を図るため、大溝川から松毛川にかけての遊歩道やポケットパーク、修景等の整備を推進します。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●箱根西麓三島野菜やその他の地場農畜産物のブランド化を推進し、6次産業化の促進により、地場農畜産物の付加価値を高めます。 ●安全・安心な農産物の供給のため、環境にやさしい農業を推進し、有機農業やGAPなどの取組を推進します。
間伐材の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ●間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。
エコカル消費の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性に配慮したフェアトレード、FSC（森林管理協議会）、MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などのエコラベルの周知啓発を図ります。

④協働・共創する（生物多様性の保全をみんなで考え、取り組む）

項目	取組
市民・事業者による緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●街中の緑化推進のため、屋上・壁面緑化設置者に対し、補助金を交付します。 ●緑のカーテンを普及させるため、種子の無償配布やコンテスト等を実施します。
自然観察会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●河川水生生物観察会、野鳥観察会などの自然観察会を実施します。
有害鳥獣の駆除	<ul style="list-style-type: none"> ●県と連携した狩猟免許の資格取得、狩猟者登録を奨励するとともに、猟友会と連携し、有害鳥獣を駆除・制御します。
ボランティア団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●人と森林との関わりなどへの理解を深めるため、ボランティア団体などを育成・支援するほか、森林塾の開催などにより森林教育を推進します。 ●自然にふれる機会や農業に親しむ食農体験を実施するとともに、里地里山景観などを保全し活用するボランティア団体などの育成・支援を推進します。 ●三島地区環境保全推進協議会など環境保全団体と連携して、環境講演会や環境保全活動を実施します。

竹林の変化

環境省の「自然環境保全基礎調査」の第2回調査と第6・7回調査の結果を比較すると、本市の竹林の分布面積は約2.5倍に増加しました。また、竹林の分布個所も広範囲に広がっています。竹林に変化した場所の多くは、人工林や農地の手入れが行き届かなくなった場所であることがわかります。



竹林の変化

【資料：第2回自然環境保全基礎調査（植生調査）（1979年（昭和54年））
第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年（平成12年）～2008年（平成20年））より作成】

生物多様性に関するエコラベル

生物多様性に配慮した製品などを示すエコラベルとしては以下のようなものがあります。これらのエコラベルを積極的に選ぶことで、生物多様性の保全につながります。



FSC：森林管理協議会

環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。



SGEC：緑の循環認証会議

日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。



レインフォレスト・アライアンス

生態系の保護、水源や土壌の保全、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農産物に付けられるマーク。



マリン・エコラベル・ジャパン

資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



MSC：海洋管理協議会

持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



国際フェアトレードラベル機構

公平な貿易、労働条件や生産地の環境保全を目的に、持続可能な生産と生活に必要な価格を保証する製品を認証するマーク。

第7章

計画推進システム



- 第1節 推進体制
- 第2節 進行管理
- 第3節 推進方策

第1節 | 推進体制



計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民・事業者・市が環境情報を共有し、各主体がお互いの役割を理解し、協働・共創による環境保全活動の体制づくりが必要です。

ここでは、市民・事業者の役割や、庁内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

1-1 市民・事業者

市民・事業者は、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することに加え、市とともに協働・共創で事業などを実施していくことが求められます。

- 主体別の取組（環境保全活動）を実践します。
- 年次報告書やウェブサイト、広報などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。
- 地域環境保全活動などに積極的に参加します。

1-2 環境ボランティア会議

エコリーダーやストップ温暖化推進員など、市内の環境ボランティアで組織され、積極的な環境保全活動の実践のほか、環境基本計画の進捗状況について意見や提案を行います。

- 環境基本計画の進捗状況について必要に応じて意見を述べます。
- 地域環境活動などに積極的に参加します。

1-3 環境審議会

「三島市環境基本条例」第25条に基づき、市長が委嘱する20人以内の委員により組織されています。

- 市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。
- 環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

1-4 環境基本計画推進本部

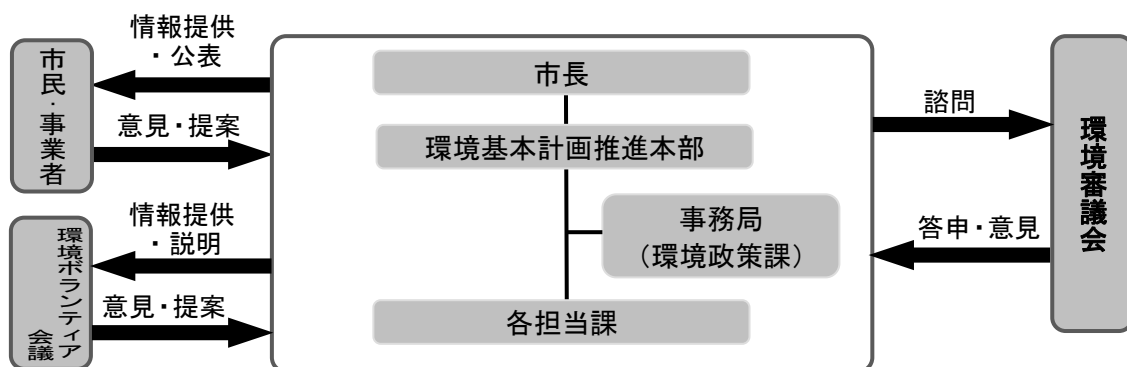
本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進する、市役所内部の横断的な推進組織である「環境基本計画推進本部」は、原則として環境マネジメントシステムの環境マネジメントマニュアル「第4 運用組織」における既存の管理及び推進体制を活用します。

- 市計画の進行管理や効果的な取組の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

1-5 環境基本計画推進事務局

環境審議会や環境基本計画推進本部の事務局、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境政策課を計画推進事務局と位置付けます。

- 計画の進行管理や効果的な取組の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

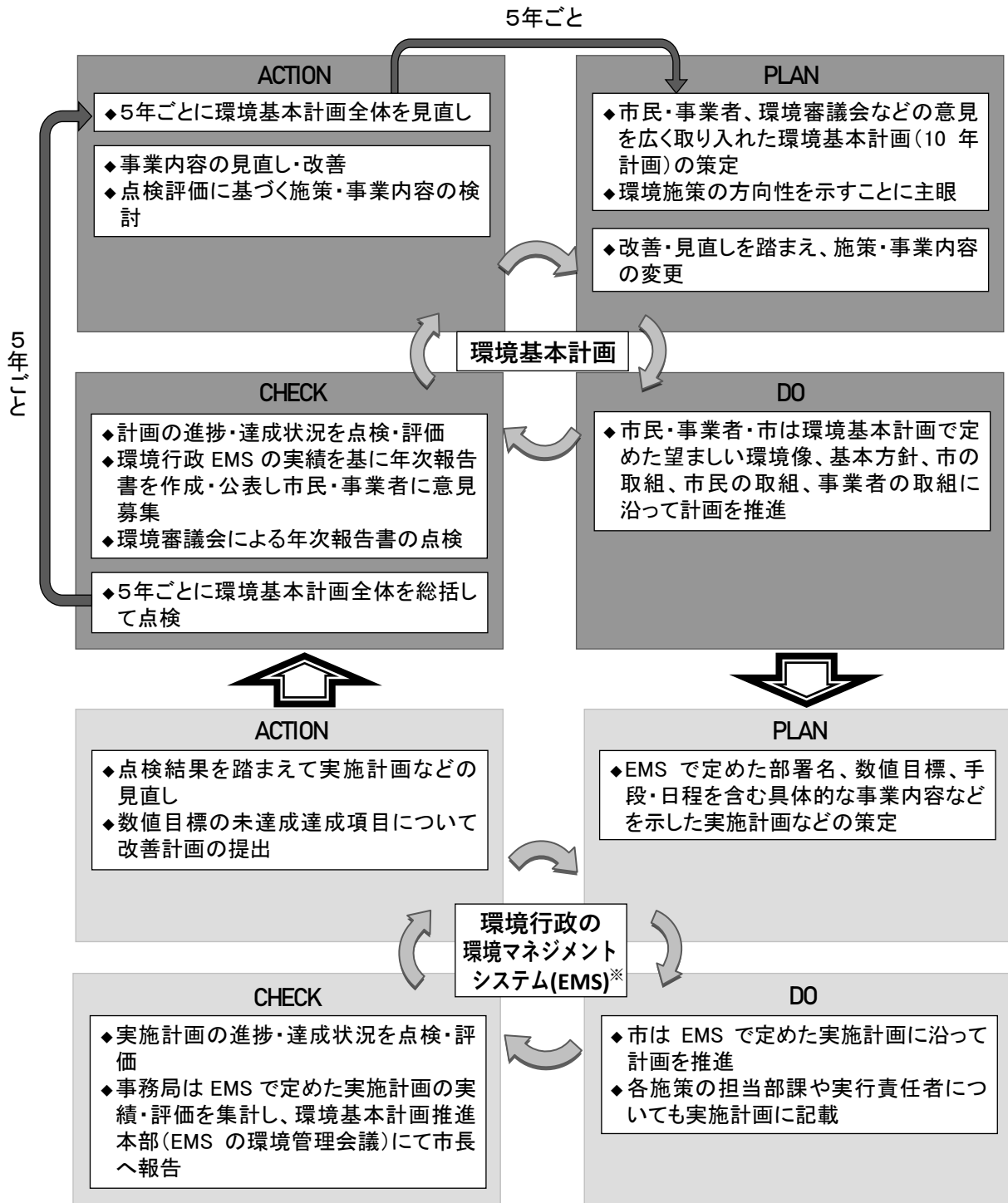


計画の推進体制

第2節 | 進行管理



計画を着実に推進していくためには、市の施策や取組の進捗状況などを定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、本市では市独自の環境マネジメントシステムを活用し、「PLAN（計画）」→「DO（実行）」→「CHECK（点検）」→「ACTION（見直し）」のPDCAサイクルにより環境基本計画に掲げられている各施策の進行管理を図ります。



※環境行政の環境マネジメントシステム(EMS)は、市の事務事業における資源・エネルギー使用量の削減や法令順守などに加えて、環境施策を含む本市独自の環境マネジメントシステム。適正運用のため、内部環境監査を実施。

PDCA による進行管理

第3節 | 推進方策



計画の周知・広報、環境報告書、個別計画との調整、予算措置など、計画を推進するための推進方策やその方向性について示します。

3-1 計画の周知・広報

市役所、図書館、公民館などに計画書及び概要版を配架するとともに、市のウェブサイトへ掲載します。さらに、環境に関するイベントや出前講座などのあらゆる場面における広報を心掛けます。

3-2 環境報告書

環境の現況や進行管理に関わる事項について毎年、環境報告書を作成し、ウェブサイトなどを通じて公開することにより、市民・事業者などに対して十分な情報提供を行います。

3-3 個別計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、「三島市環境基本条例」第8条に規定されているように、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実行するにあたっては本計画との整合性を図ります。

3-4 予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

3-5 広域的な連携・協力の推進

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。

資料編



- 1 策定の経緯
- 2 環境審議会・委員名簿
- 3 諮問・答申
- 4 三島市環境基本条例・三島市環境方針
- 5 三島市の概況
- 6 意識調査の結果
- 7 参考資料
- 8 用語解説

1 | 策定の経緯



2020（令和2）年度		
11月 16日	令和2年度第1回環境審議会	・基本的事項・策定方針の検討
11月 25日	第3次三島市環境基本計画に関する意識調査	・対象 市民 1,500人（回答率40.1%） 事業所 300社（回答率46.6%） （11月25日～12月15日）
12月 2日	関連団体ヒアリング	・対象 環境関連15団体 ・環境の課題・環境像・取組の検討 （12月2日～2月10日）
1月 27日	市民ワークショップ （書面開催）	・環境の課題・環境像・取組の検討 （1月27日～2月3日）
3月 26日	令和2年度第2回環境審議会	・市民の意見等調査報告 ・現状と課題の検討 ・環境像の検討 ・骨子案の検討
2021（令和3）年度		
7月 29日	令和3年度第1回環境審議会	・環境審議会への諮問 ・環境像の検討 ・取組・指標・重点取組の検討
11月 18日	令和3年度第2回環境審議会	・環境像の検討 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の検討 ・気候変動適応計画の検討 ・生物多様性地域戦略の検討
1月 14日	令和3年度第3回環境審議会	・環境像の検討 ・計画推進システムの検討 ・計画案の検討
1月 22日	パブリックコメント （1月22日～2月21日）	・第3次三島市環境基本計画（案）について
3月 1日	令和3年度第4回環境審議会	・パブリックコメント結果報告 ・答申案の検討
3月 8日	三島市環境審議会から答申	・答申文 ・三島市環境基本計画案
3月		・第3次三島市環境基本計画策定

2 | 環境審議会・委員名簿



氏名（敬称略）	所属等	備考
水谷 洋一	静岡大学地域創造学環教授	会長
小川 直人	日本大学国際関係学部教授	副会長
辻川 比呂斗	順天堂大学保健看護学部准教授	
平井 一之	静岡県環境資源協会専務理事	
山下 聖秋	三島市環境美化推進員会会長	
内田 新一	三島市自治会連合会副会長	
廣瀬 和正	三島函南農業協同組合代表理事専務	
渡邊 俊一	三島商工会議所環境委員会委員長	
大西 浩二	三島地区環境保全推進協議会	
飯田 由利子	三島市消費者連絡協議会副会長	
大村 洋子	三島ゆうすい会会長	
篠原 誠	三島市子ども会連合会会長	
林 辰雄	三島市ストップ温暖化推進協議会会長	
加々見 勝八郎	ガーデンシティみしま推進会幹事	
松田 吉行	三島青年会議所理事長	
清 真人	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長	
飯田 喜一	エコリーダー（市民環境大学修了生）	
山本 達雄	エコリーダー（市民環境大学修了生）	

3 | 諮問・答申



(1) 諮問文

三環政第94号
令和3年7月29日

三島市環境審議会
会長 水谷 洋一 様

三島市長 豊岡 武士

第3次三島市環境基本計画について（諮問）

三島市環境基本条例第7条の規定に基づく、第3次三島市環境基本計画の計画期間が令和3年度で満了することから、同条第3項の規定に基づき、第3次三島市環境基本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申文

三環審第1号
令和4年3月8日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市環境審議会
会長 水谷 洋一

第3次三島市環境基本計画について（答申）

令和3年7月29日付、三環政第79号にて諮問のあった第3次三島市環境基本計画について、下記意見を付して別冊のとおり答申します。

記

- 1 望ましい環境像として掲げる「未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島」の実現を目指し、市民・事業者・行政が互いに連携し、「協働・共創」の取組を推進していくこと。
- 2 本計画に関する内容を広く周知啓発するとともに、市民・事業者・行政に求められる取組についてわかりやすく発信し、ライフスタイルや事業・経済活動における行動変容を促すこと。
- 3 2050年脱炭素社会の実現を目指し、地方自治体としての責務を果たすべく、カーボンニュートラルシティ表明を行い、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に示す取組について着実に推進すること。
- 4 地球温暖化に伴う気候変動による気象災害の激甚化や、生物多様性にかかる生態系からの恵みの低下などに対処するため、持続可能な社会を目指し、「三島市気候変動適応計画」及び「三島市生物多様性地域戦略」を策定することから、市民事業者に対し、レジリエンスや自然共生社会への意識向上を推進すること。

4 | 三島市環境基本条例・三島市環境方針



(1) 三島市環境基本条例

(平成12年11月30日 条例第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的施策(第7条-第9条)

第3章 重点的に推進すべき施策(第10条-第15条)

第4章 効果的な推進のための施策(第16条-第24条)

第5章 環境審議会(第25条)

附則

私たちのまち三島市は、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、全国に誇り得る富士山のゆう水や箱根山西麓の豊かな緑に代表される恵まれた自然と古い歴史に培われた文化にはぐくまれ、先人の努力により、今日の豊かな社会を築いてきた。

特に、市街地からわき出す水の清れつな流れと四季折々に咲き誇る花や緑が調和した空間は、人々に潤いと安らぎを与える郷土の大切な財産となっている。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを求めてきた現代社会は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、地域の環境はもとより、地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ、私たちは、郷土の良好な環境を現在と将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきときである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた水と緑に象徴されるかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が丸一となって、地球的視野に立った環境の保全と創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水

質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性に生かすことにより行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、その事業の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、あらゆる施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造を図る上で、事業者及び市民の果たす役割の重要性にかんがみ、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

4 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応じ、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を積極的に講ずるよう努めなければならない。

(1)事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷を低減し、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が図られるようにすること。

(2)事業活動に係る廃棄物の減量、水資源及びエネルギー

の有効利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷を低減すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念の通り、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念の通り、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念の通り、生活排水の浄化、地下水の保全、緑化の推進等自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念の通り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民のそれぞれが配慮すべき事項

(3)前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条に規定する三島市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告書)

第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、その適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺地、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確

保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、水や緑に象徴される本市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、事業者及び市民による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、学校、家庭、地域、職場等において、有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を市が実施する場合について、準用する。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動等を助長するために特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民に適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自ら環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第19条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の

環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに森林の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う地下水の保全、緑化の推進、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、三島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

(1)学識経験者

(2)市内の各種団体等を代表する者

(3)市民

(4)関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(三島市環境審議会条例の廃止)

2 三島市環境審議会条例(平成11年三島市条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の三島市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた三島市環境審議会は、第25条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている三島市環境審議会の委員は、第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年7月21日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第1項の規定により定められている三島市環境審議会の会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長とみなす。

(2) 三島市環境方針

三島市は、かけがえのない地球環境や多様な生命が育まれる自然環境を次世代に引き継ぐとともに、品格があり花と緑があふれるガーデンシティと人々が健やかで幸せに暮らす活気のある健幸都市の実現を目指し、市民、NPO、ボランティア、事業者、行政の協働のもと、次に掲げる方針に基づきその保全、再生、創造に率先して取り組みます。

- 1 三島市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 環境に配慮した事務事業を実践します。
- 3 環境マネジメントシステムを適正に運用するとともに、継続的改善を図ります。
- 4 環境に関する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 廃棄物の削減に職員一丸となって取り組みます。

この環境方針及び環境マネジメントシステム運用の成果は、広く公表します。

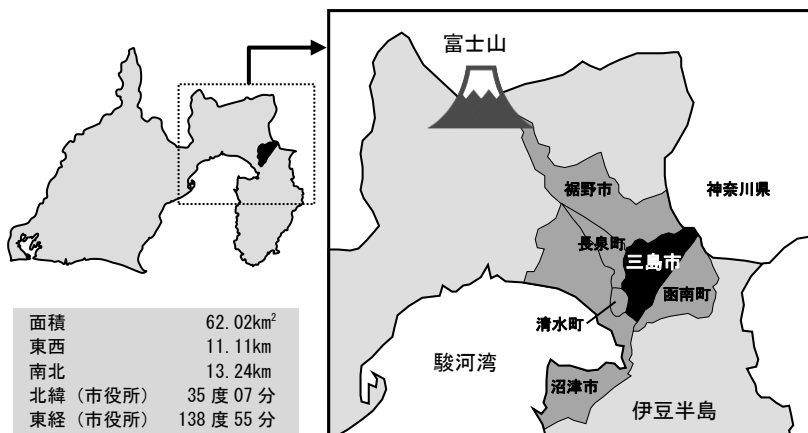
2014年6月10日
三島市長 豊岡武士

5 | 三島市の概況

(1) 地勢

本市は、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園への玄関口に位置し、裾野市、駿東郡長泉町、駿東郡清水町、沼津市、田方郡函南町、神奈川県足柄下郡箱根町と接しています。東は箱根連山に連なり、北は富士の高峰を仰ぎ、南は肥沃な田方平野より伊豆の温泉郷に通じ、西は遠く駿河湾を眺めています。古くは伊豆の国府が置かれ、東海道の宿場町として栄え、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれながら、県東部の中核的な都市として発展し現在に至っています。

また、富士の清冽な地下水に恵まれ、この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の利便さを背景として、近年、都市化の進行、産業活動の拡大などにより市街のインフラ整備も進み、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつあります。

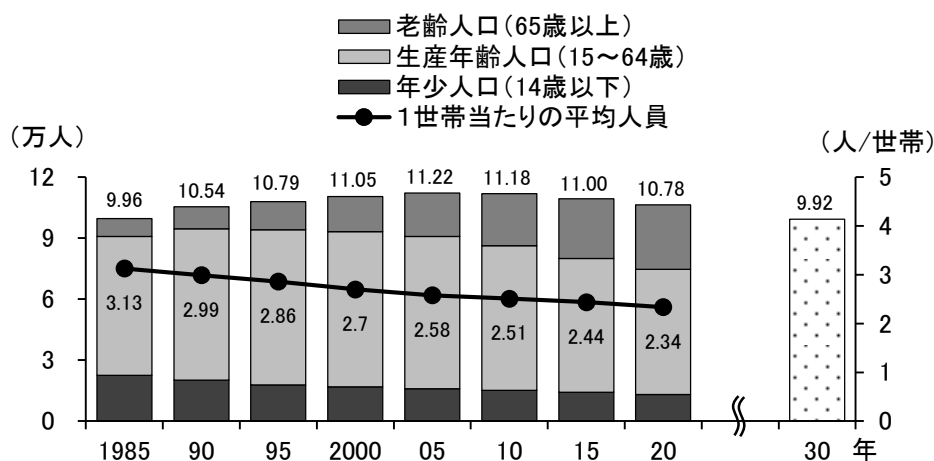


本市の概要

(2) 人口・世帯数

「令和2年国勢調査」によると、本市の総人口は107,783人、世帯数は46,106世帯、1世帯当たり平均人員は2.34人でした。国勢調査に基づく総人口は、1980（昭和55）年以降増加が続いていましたが、2005（平成17）年の112,241人をピークに減少に転じ、今後も人口減少が続くことが予測されています。「日本の地域別将来推計人口」（2018（平成30）年推計）によると、総人口は2030（令和12）年に99,244人を見込んでいます。

世帯数については、核家族化や世帯分離などが進んでいることから増加しており、1世帯当たりの平均人員は減少傾向が続くものと予測されます。



人口・世帯数の推移

注) 1985（昭和61）年～2020（令和2）年は国勢調査の実績値。

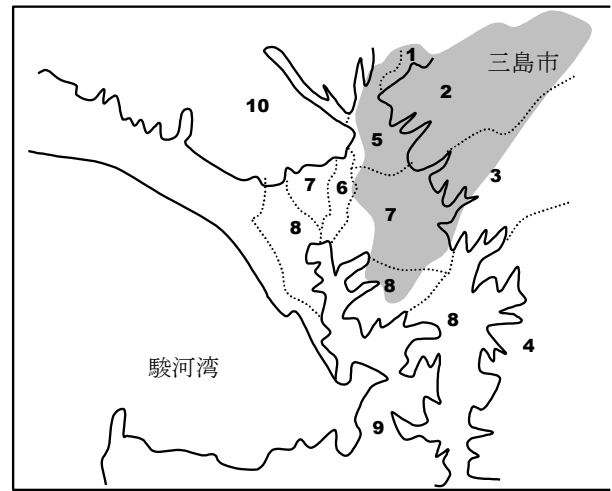
2030（令和12）年は、「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）。

【資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口】

(3) 地形地質

本市の地形は、箱根西麓の「箱根火山山麓地」、市北部から三島駅付近までの「三島溶岩流地」、三島駅付近から中郷温水池に至る「黄瀬川（三島）扇状地」、田方平野の「狩野川流域低地」に大きく区分されます。

市域の大部分を占める「箱根火山山麓地」は、山頂から中腹にかけて安山岩質岩石が分布し、中腹から裾野にかけてはローム・火山灰の火山碎屑物が分布しています。「三島溶岩流地」は玄武岩質岩石で構成され、「黄瀬川扇状地」は砂礫層の堆積物からなる平野です。一方、「狩野川流域低地」は主に軟弱な地層からなる三角州状の平野です。



- 1 黄瀬川支谷埋積低地
- 2 箱根火山山麓地北部
- 3 箱根火山山麓地南部
- 4 多賀火山地
- 5 三島溶岩流地
- 6 黄瀬川段丘地
- 7 黄瀬川（三島）扇状地
- 8 狩野川流域低地
- 9 静浦山地
- 10 愛鷹火山地

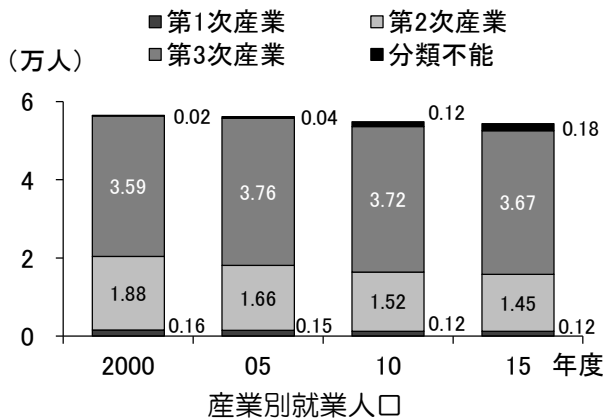
地形の状況

【資料：土地分類基本調査・地形分類図（沼津）、三島市史・増補 資料編Ⅱ】

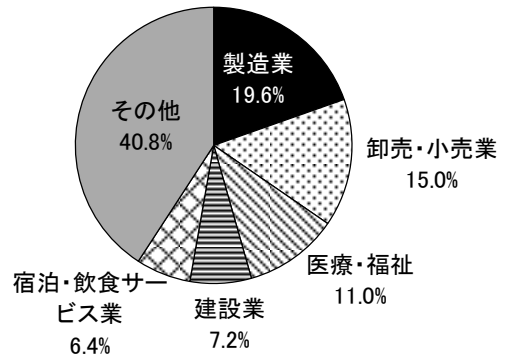
(4) 産業

2015(平成 27)年度における産業別就業人口は、第 3 次産業が 67.6%を占め、第 2 次産業が 26.8%、第 1 次産業はわずか 2.3%となっています。

産業別就業人口の内訳では、製造業（19.6%）が最も多く、次いで卸売・小売業（15.0%）、医療・福祉（11.0%）、建設業（7.2%）、宿泊・飲食サービス業（6.4%）の順となっています。



【資料：国勢調査】



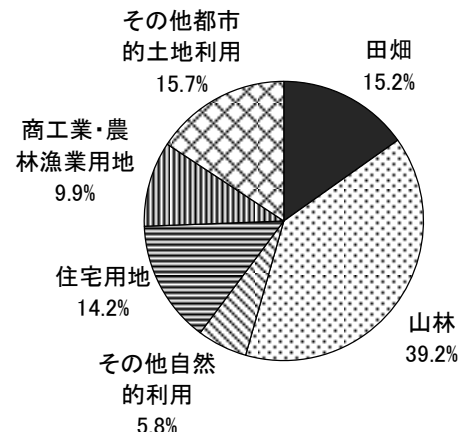
産業別就業人口の内訳（2015 年度）

【資料：国勢調査】

(5) 土地利用

2017（平成 29）年の土地利用の状況は、山林など（39.2%）が最も多く、次いで田畑（15.2%）、住宅用地（14.2%）の順となっています。

市域の3分の2は箱根西麓の農地や森林などが占め、都市的土地利用の可能な土地が限られているため、狭い平野部に多くの市民が居住しています。



土地利用の現状（2017 年）

【資料：三島の統計 2021】

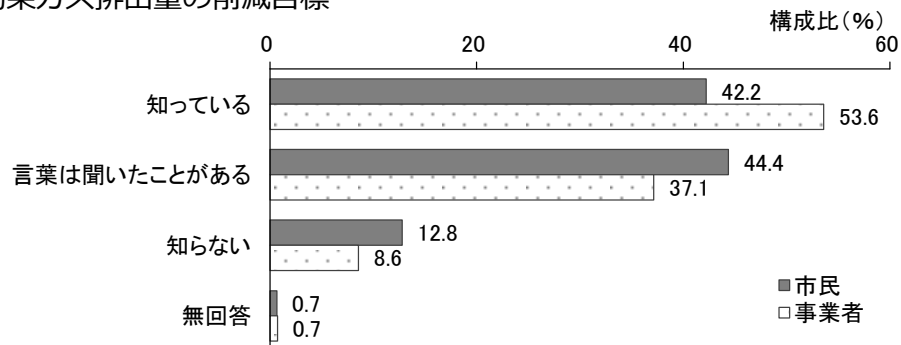
6 | 意識調査の結果



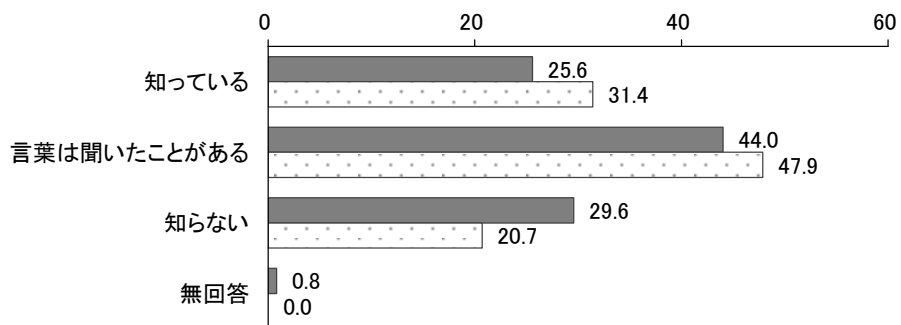
(1) 用語等の認知度【市民・事業者】

市民 1,500 人(回答率 40.1%)
事業所 300 社(回答率 46.6%)

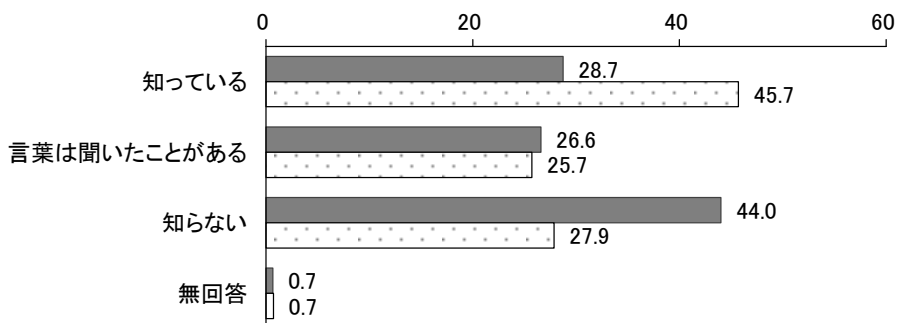
①国の温室効果ガス排出量の削減目標



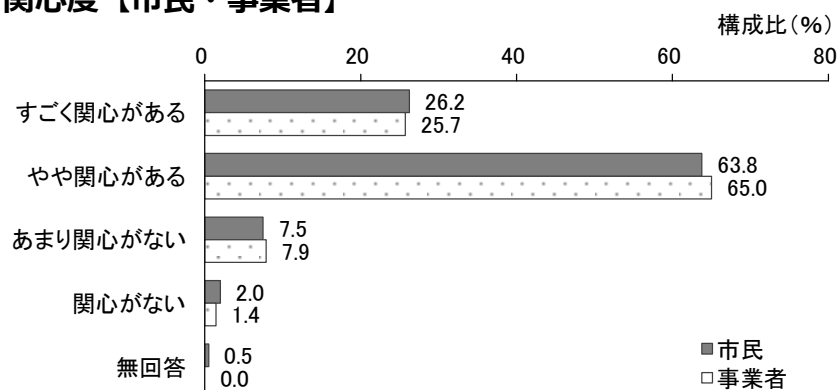
②生物多様性という用語



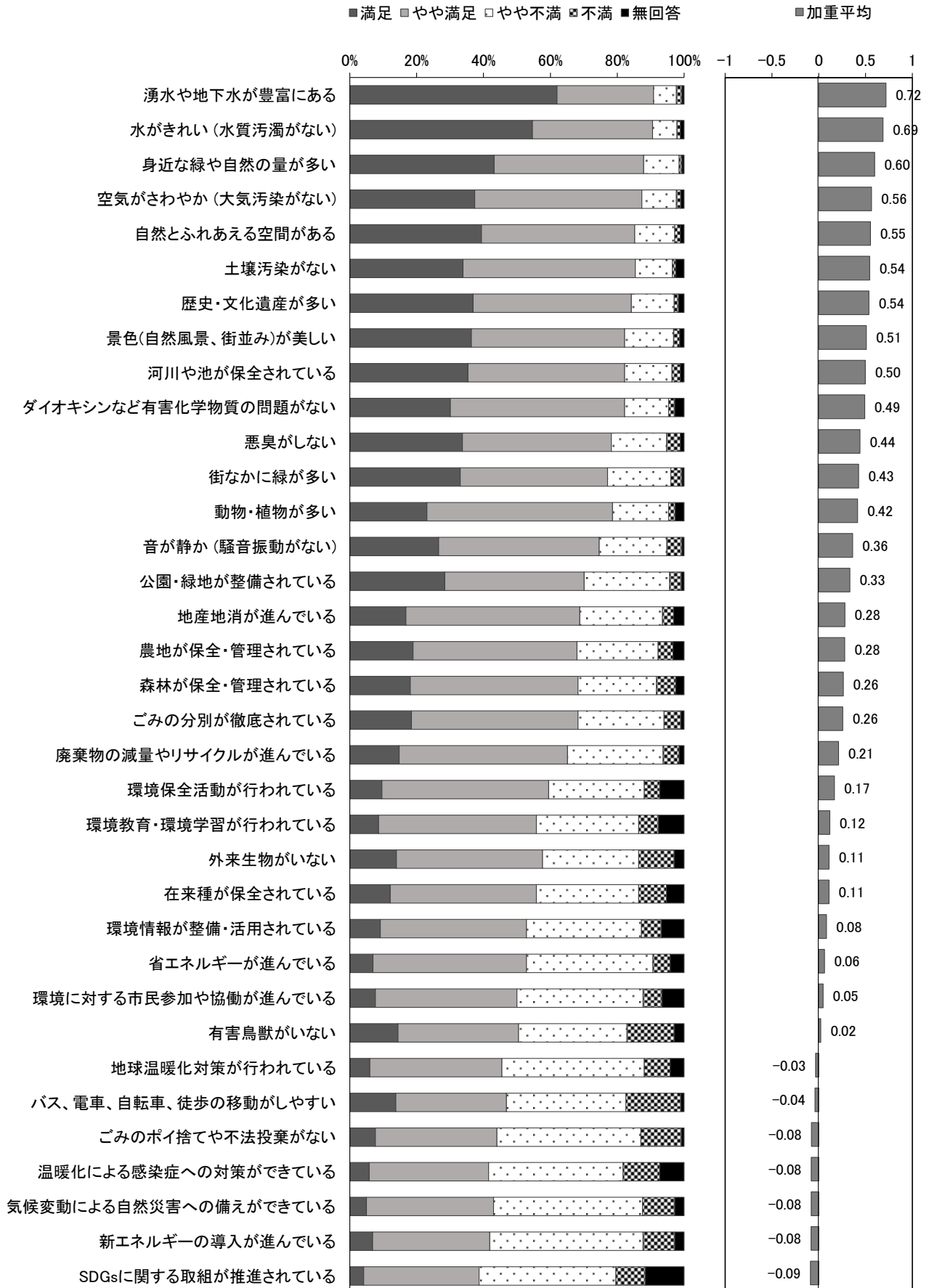
③「SDGs (持続可能な開発目標)」という用語



(2) 環境に対する関心度【市民・事業者】

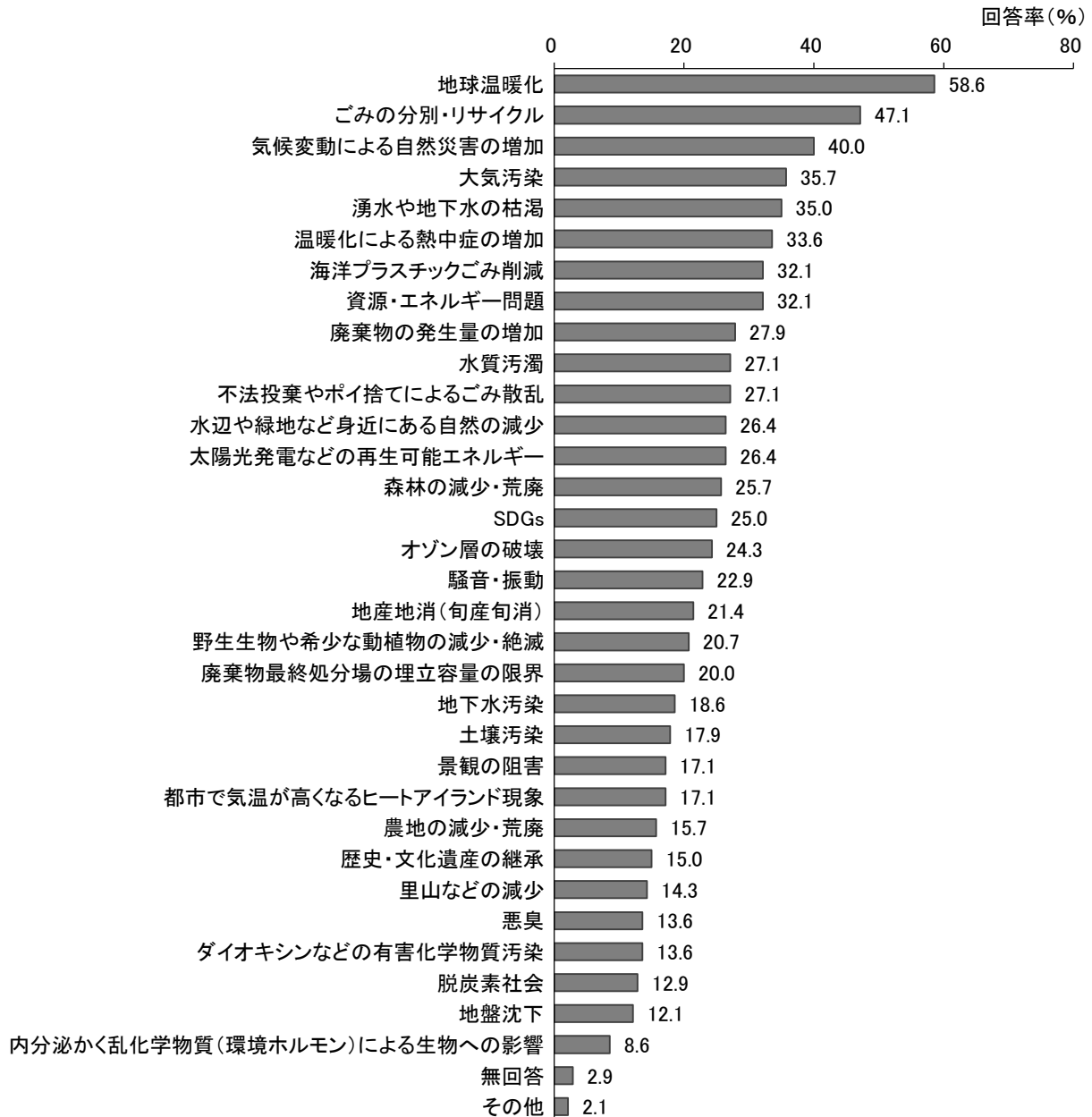


(3) 環境に対する満足度【市民】

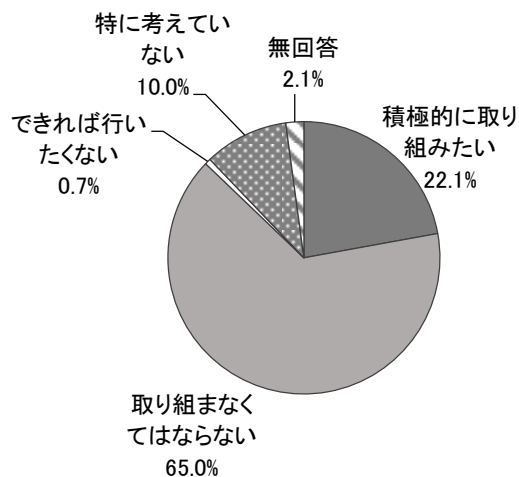


注) 加重平均(「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点))によって満足度を算出。

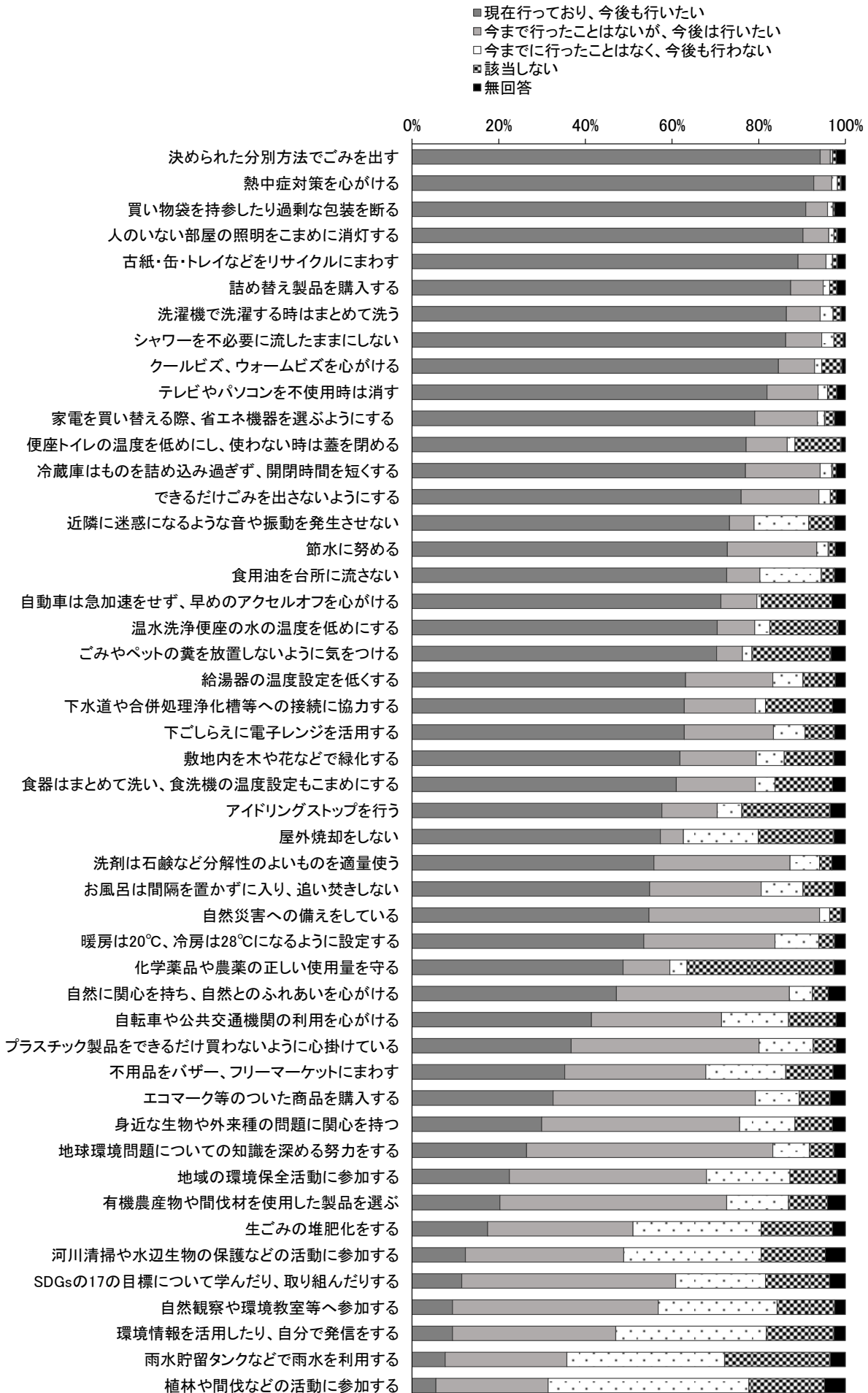
(4) 関心のある環境問題【事業者】



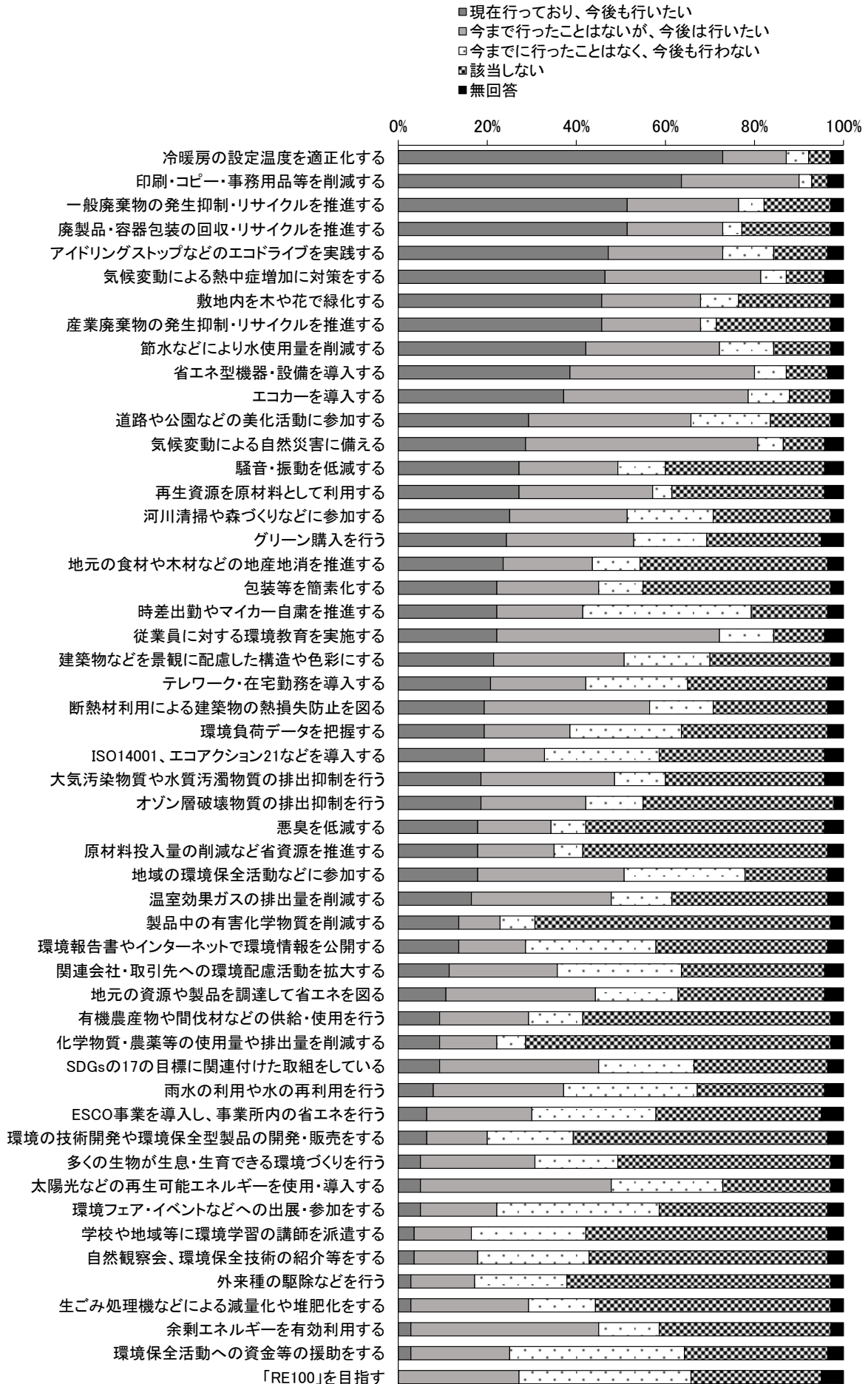
(5) 今後の環境保全への取組姿勢【事業者】



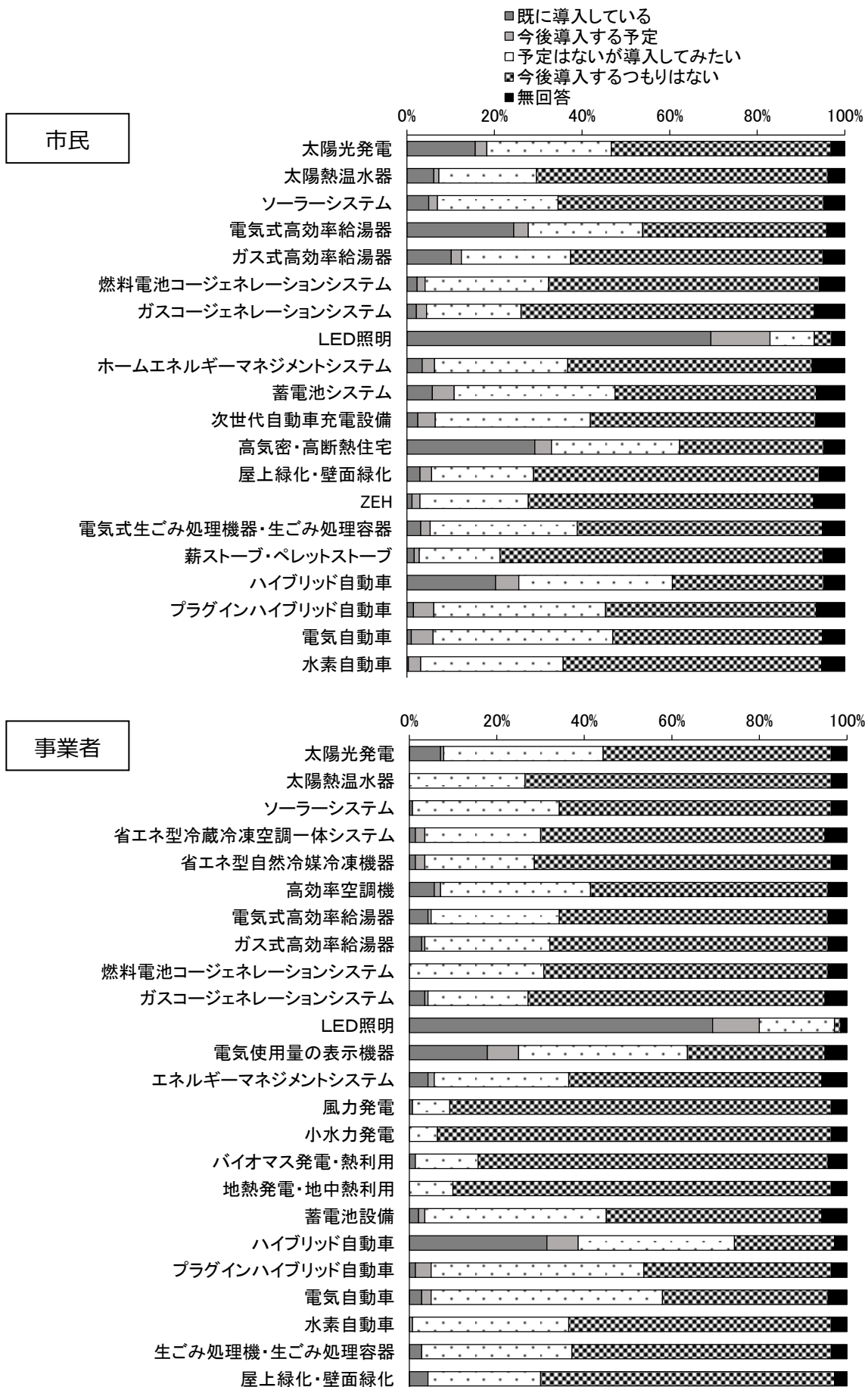
(6) 取組状況【市民】



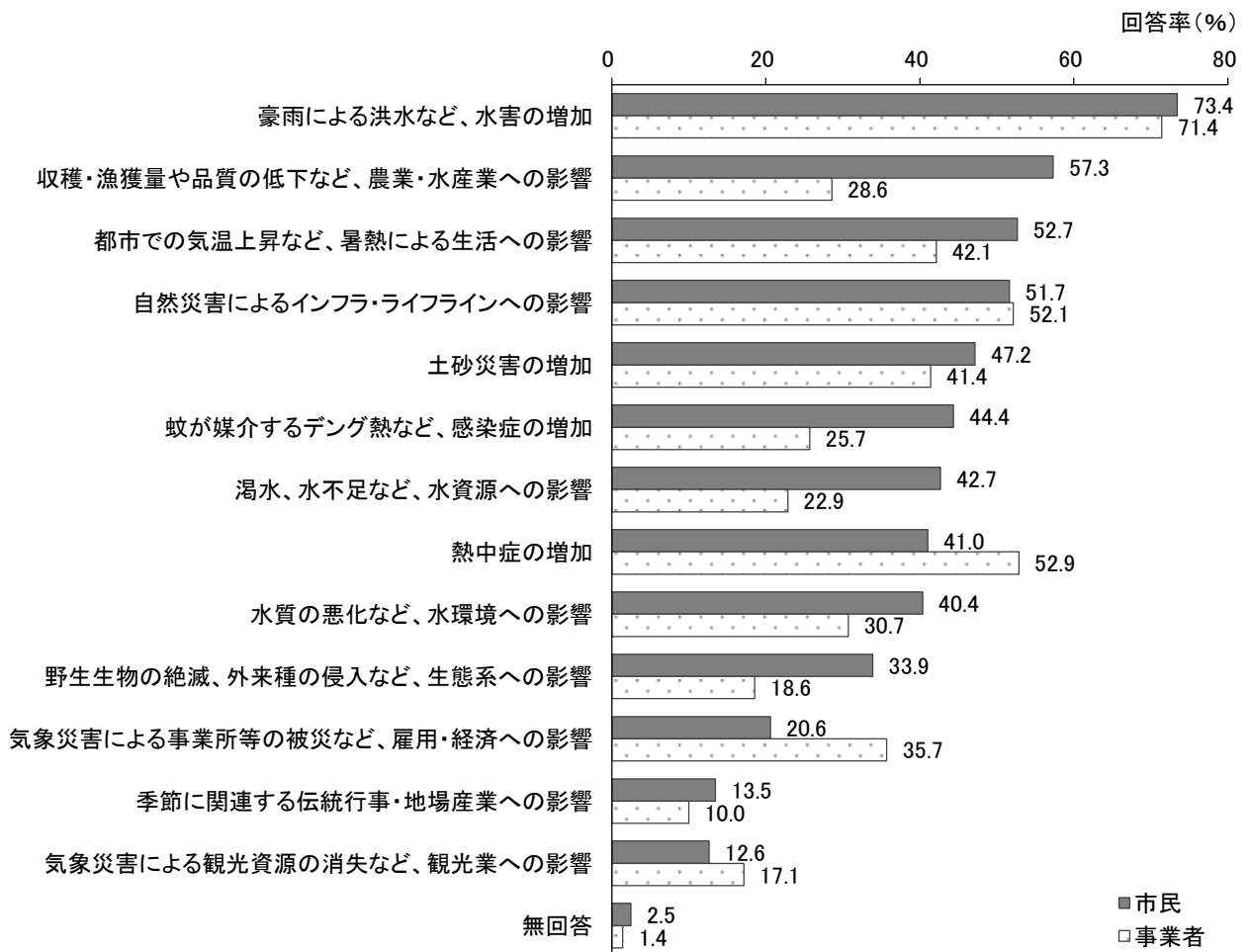
(7) 取組状況【事業者】



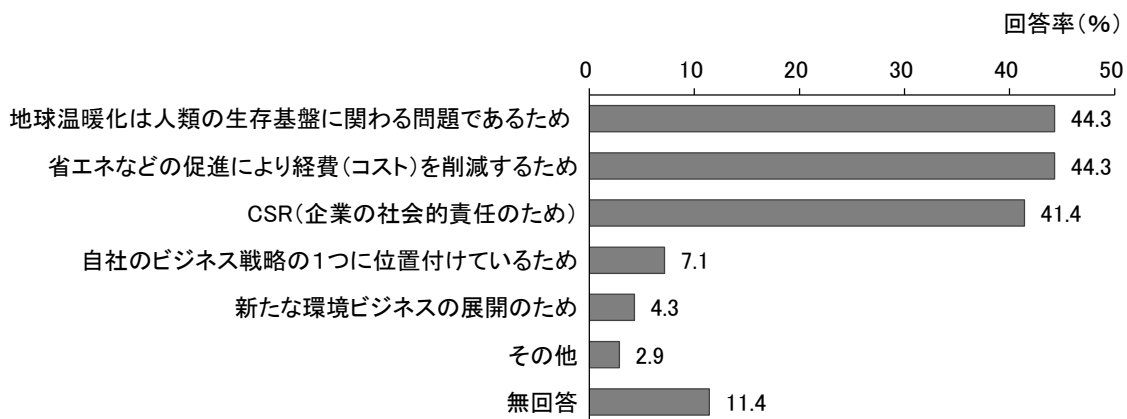
(8) 省エネ・再エネ設備や自動車の導入状況【市民・事業者】



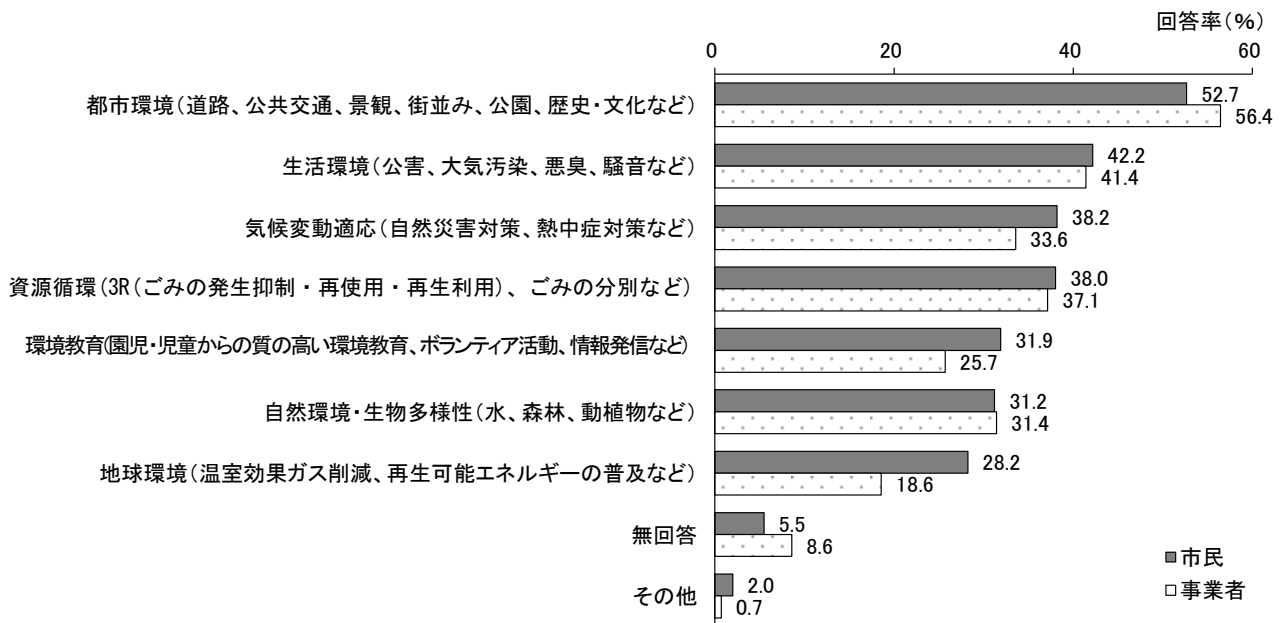
(9) 気候変動への適応策（市民）・気候変動による影響（事業者）



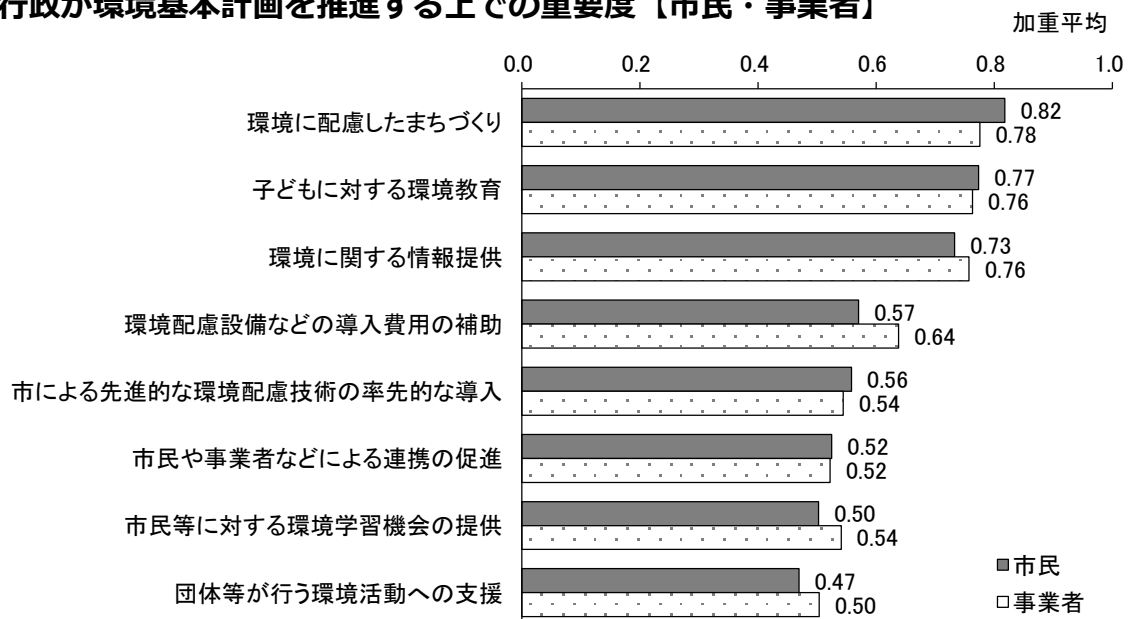
(10) 取組の動機【事業者】



(11) 行政に期待する環境の分野【市民・事業者】

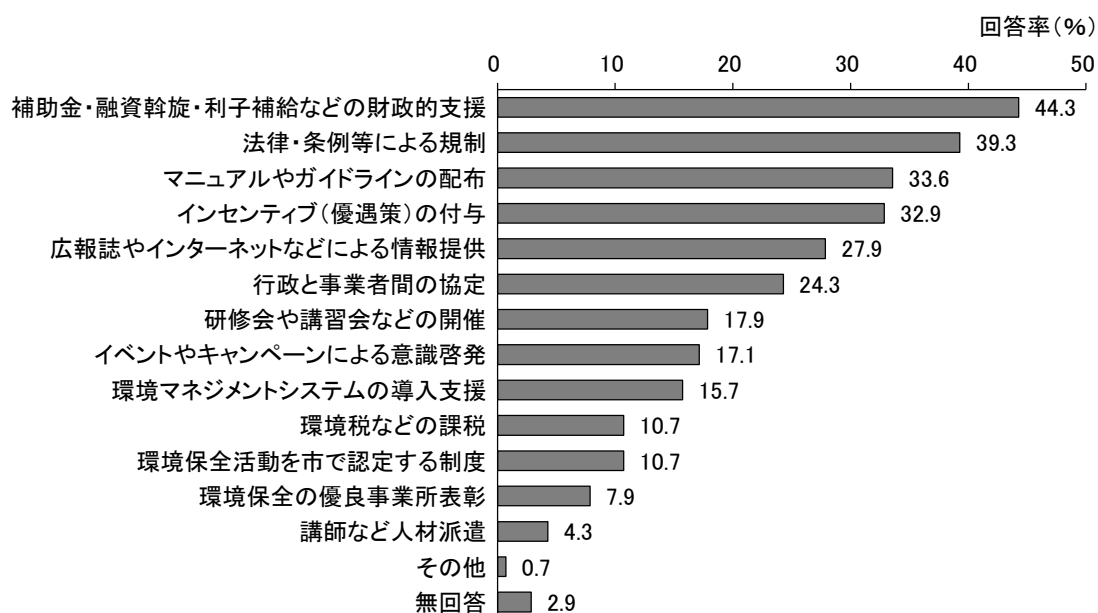


(12) 行政が環境基本計画を推進する上での重要度【市民・事業者】

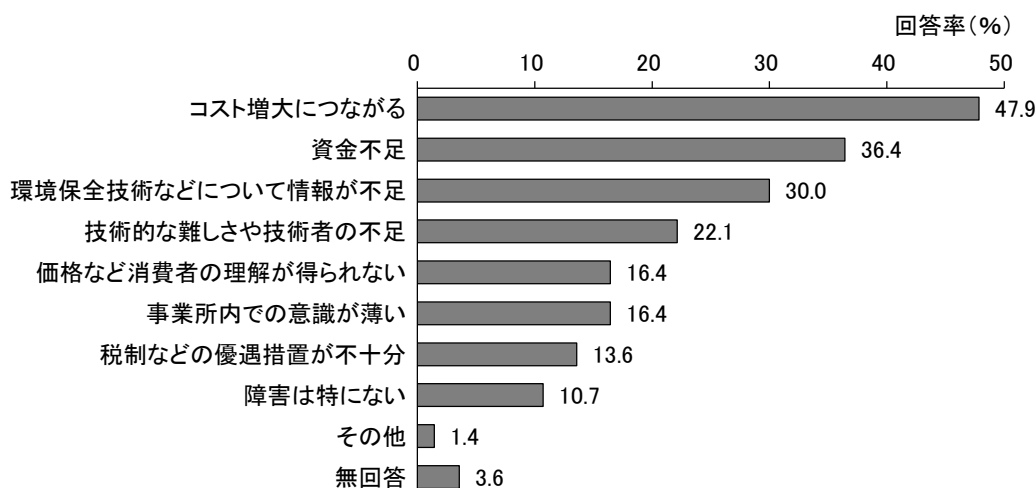


注) 加重平均(「重要」(1点)、「やや重要」(0.5点)、「どちらとも言えない」(0点)、「やや重要ではない」(-0.5点)、「重要ではない」(-1点))によって満足度を算出。

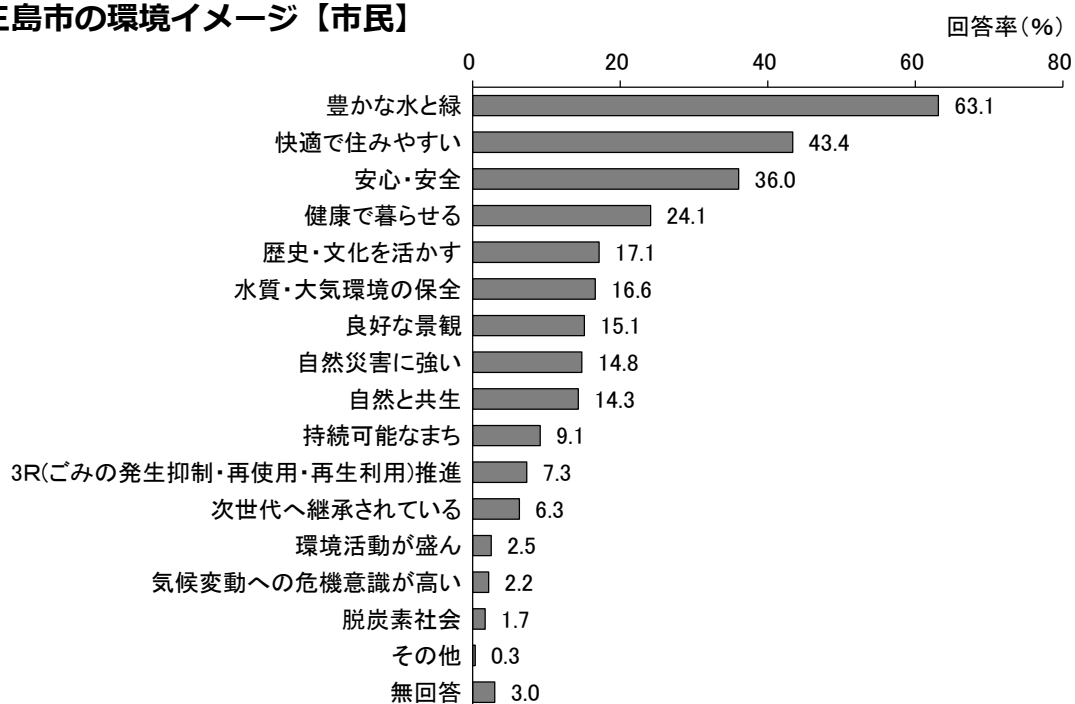
(13) 効果的な政策手法【事業者】



(14) 環境保全の取組の障害【事業者】



(15) 三島市の環境イメージ【市民】



7 | 参考資料



(1) 削減見込量の算定①

部門	取組	指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠	
				指標	削減量 (千 t-CO ₂)		
産業	太陽光発電の導入	製造業への導入	太陽光発電導入率	10.0%	15.0%	0.1	A
		建設業・鉱業への導入	太陽光発電導入率	12.5%	18.0%	0.2	A
		農林水産業への導入	太陽光発電導入率	0.0%	5.0%	0.3	A
	産業用高効率空調機(ヒートポンプ)	製造業への導入	ヒートポンプ導入率	20.0%	23.0%	3.6	A
		建設業・鉱業への導入	ヒートポンプ導入率	6.3%	19.0%	13.3	A
	ESCO 事業による省エネ技術の導入	製造業への導入	ESCO 事業導入率	5.3%	8.0%	0.5	A
		建設業・鉱業への導入	ESCO 事業導入率	25.0%	27.0%	0.0	A
	その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	【業種横断】産業用照明の導入、低炭素工業炉の導入、産業用モータ・インバータの導入、高性能ボイラーの導入	—	—	—	9.3	B
		【鉄鋼業】主な電力需要設備効率の改善、発電効率の改善(自家発)、省エネルギー設備の増強	—	—	—	0.1	B
		【パルプ・紙・紙加工品製造業】高効率古紙パルプ製造技術の導入	—	—	—	0.0	B
		【建設施工・特殊自動車分野】ハイブリッド建機等の導入、燃費基準達成建設機械の普及	—	—	—	0.5	B
		【施設園芸・農業機械・漁業分野】施設園芸における省エネルギー設備の導入、省エネルギー農機の導入	—	—	—	0.4	B
	燃料転換の推進	燃料転換の推進	—	—	—	0.9	B
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	—	—	—	0.8	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	製造業への波及	電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	40.3	C
建設業・鉱業への波及		0.8				C	
農林水産業への波及		0.0				C	
太陽光発電の導入	戸建住宅への導入	太陽光発電導入率	20.3%	23.5%	2.6	B	
	集合住宅への導入	太陽光発電導入率	4.7%	9.0%	0.8	A	
太陽熱温水器の導入	戸建住宅への導入	太陽熱温水器導入率	8.6%	10.0%	0.1	A	
ソーラーシステムの導入	戸建住宅への導入	ソーラーシステム導入率	6.8%	10.0%	0.6	A	
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	25.4%	29.0%	1.0	A	
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	10.7%	13.0%	0.1	A	
家庭用コージェネレーションの導入	燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	2.5%	4.0%	1.1	A	
	ガスコージェネレーションシステムの導入	ガスコージェネレーションシステム導入率	2.3%	5.0%	0.0	A	
計画・制御システムの導入	HEMS、スマートメーター、省エネナビなどの導入	HEMS など導入率	3.8%	7.0%	0.1	A	
高効率照明の導入 省エネルギー行動の実践	LED 照明への切り替え	LED 導入率	71.5%	85.0%	0.7	A	
	省エネルギー行動の実践	省エネルギー行動の実践率	70.6%	73.3%	0.3	A	
住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化(新築)、住宅の省エネルギー化(改修)	—	—	—	5.4	B	

(1) 削減見込量の算定②

部門	取組		指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠
					指標	削減量 (千 t-CO ₂)	
家庭	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、家庭エコ診断、カーシェアリング	—	—	—	1.6	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善		電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	50.3	B
業務その他部門	太陽光発電の導入	業務施設（市の施設を除く）	太陽光発電導入率	6.1%	12.0%	1.9	A
	太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入		太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入率	1.0%	7.0%	0.3	A
	高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	6.1%	11.0%	1.5	A
		潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	3.1%	8.0%	1.5	A
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入		業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	0.3	A
	ESCO 事業による省エネ技術の導入		ESCO 事業導入率	4.1%	8.0%	0.5	A
	市の事務事業における省エネルギー行動の実践		市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減率	0.0%	14.9% (2013 年度比 46.0%)	2.0	B
	計画・制御システムの導入	BEMS の導入	BEMS など導入率	3.1%	8.0%	0.5	A
	建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（改修）	—	—	—	2.2	B
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	—	—	—	0.9	B
	廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	—	—	—	0.0	B
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	—	—	—	4.8	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善		電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	25.6	C
運輸部門	クリーンエネルギー自動車の導入	電気自動車（EV）の導入	電気自動車導入率	0.1%	5.0%	5.0	D
		プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入	プラグインハイブリッド自動車導入率	0.1%	5.0%	5.0	D
		ハイブリッド自動車（HV）の導入	ハイブリッド自動車導入率	7.7%	12.0%	4.2	D
		燃料電池自動車（FCV）の導入	燃料電池自動車導入率	0.0%	0.1%	0.1	D
	エコドライブの実践	エコドライブ関連装置の導入	エコドライブ関連装置導入率	0.0%	5.0%	0.1	A
		エコドライブの実践	エコドライブ実践率	66.7%	68.0%	0.2	A
	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の積極的な利用	公共交通機関を利用している人の割合	41.4%	46.0%	0.4	A
		自転車の利用促進	—	—	—	0.2	B
	テレワークの実践		テレワーク実践率	21.8%	44.0%	0.5	A
	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	道路交通流対策等の推進、LED 道路照明の整備促進、交通安全施設の整備（信号灯器の LED 化の推進）	—	—	—	1.6	B
	鉄道分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	—	—	—	1.4	B
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	—	—	—	3.2	B	

(1) 削減見込量の算定③

部門	取組		指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠
					指標	削減量 (千 t-CO ₂)	
廃棄物処理	廃プラスチックなどの削減	廃プラスチック焼却量の削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率 (2017 年度比)	0.0%	-25.6%	1.5	E
			ごみ質に占める廃プラスチック割合 (目標)	23.4%	20.0%		E
			燃やすごみに含まれる水分 (目標)	44.0%	49.6%		E
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策、施肥に伴う一酸化二窒素削減	—	—	—	0.1	B
	みどりの食料システム戦略 (農林水産省) の推進	化学農薬の使用量削減、有機農業の拡大など、みどりの食料システム戦略の推進	—	—	—	3.2	F
代替フロン類	業務用冷凍空調機器への対策	使用時におけるフロン類の漏えい防止	—	—	—	13.2	B
		廃棄時等のフロン類の回収の促進	—	—	—	10.4	B
	廃家庭用エアコンの回収・適正処理	産業界の自主的な取組の推進	—	—	—	0.7	B
森林吸収等	森林による CO ₂ 吸収	森林管理の継続	森林面積	2,219.7 ha	2,212.7 ha	10.1	G
	農地土壌による CO ₂ 吸収	農地土壌炭素吸収源対策	—	—	—	0.1	B
	都市緑化による CO ₂ 吸収	都市緑化等の推進	—	—	—	0.0	B
合計						239.5	

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

根拠一覧

A	「第3次三島市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して三島市分を設定
C	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数の推移から推計して設定
D	「次世代自動車戦略 2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
E	「三島市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)」を基本として設定
F	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
G	今後も市内の森林整備が継続的に実施されるものとして設定

(2) 適応計画の分野・項目の選定

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、影響評価の結果を整理しています。また、既存文献や気候変動及びその影響の予測結果などを活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。本実行・適応計画では、以下の基準により選定した分野・項目について適応策を検討します。

【本実行・適応計画での選定基準】

選定基準 A：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」が特に大きく（◎）、「緊急性」及び「確信度」が高い（◎）と評価された項目
 選定基準 B：本市の地域特性から選定する項目

国の「気候変動適応計画」で示されている7分野及びその項目（1）

分野	国の適応計画で示されている項目					選定基準	
	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度		
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎	◎	◎	A	
		園芸作物（野菜等）	◇	◎	△	B	
		果樹	◎	◎	◎	A	
		土地利用型作物（麦、大豆、飼料作物等）	◎	△	△	B	
		畜産	◎	◎	△	B	
		病害虫・雑草・動物感染症	◎	◎	◎	A	
		農業生産基盤	◎	◎	◎	A	
		食料需給	◇	△	◎		
	林業	山地災害、治山・林道施設	土石流・地すべり等	◎	◎	△	B
			水供給（地表水）	◎	◎	△	B
		人工林	木材生産（人工林等）	◎	◎	△	B
			人工林	◎	△	△	B
		天然林	自然林・二次林	◎	△	◎	B
		病害虫		未記載	未記載	未記載	B
	その他	特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	◎	◎	△	
		地球温暖化予測研究、技術開発		未記載	未記載	未記載	
	農林水産業従事者の熱中症	鳥獣害	将来予測に基づいた適応策の地域への展開	未記載	未記載	未記載	
			死亡リスク	◎	◎	◎	
		熱中症	熱中症	◎	◎	◎	
鳥獣害		野生鳥獣による影響（生態系への影響）	◎	◎	-	B	
		分布・個体群の変動	◎	◎	◎	A	
世界食糧需給予測			未記載	未記載	未記載		
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◎	△	△		
		河川	◇	△	□	B	
	水資源	水供給（地表水）	◎	◎	◎	A	
		水供給（地下水）	◎	△	△	B	
水需要		◇	△	△	B		
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	生態系への影響	◎/◇	◎	◎	
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	◎	□	
		人工林	生態系への影響	◎	◎	△	
		野生鳥獣による影響	生態系への影響	◎	◎	□	
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△	

注) 重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：気候変動適応計画、気候変動影響評価報告書総説】

国の「気候変動適応計画」で示されている7分野及びその項目(2)

国の適応計画で示されている項目							選定 基準
分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	
自然 生態系	淡水 生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□	
		河川	生態系への影響	◎	△	□	
		湿原	生態系への影響	◎	△	□	
	生物季節		生態系への影響	◇	◎	◎	
	分布・個体群 の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	A
外来種		生態系への影響	◎	◎	△	B	
自然災害 ・沿岸域	水害		洪水	◎	◎	◎	A
			内水	◎	◎	◎	A
	土砂災害		土石流・地すべり等	◎	◎	◎	A
	その他(強風等)		強風等	◎	◎	△	B
健康	暑熱		死亡リスク	◎	◎	◎	A
			熱中症	◎	◎	◎	A
	感染症		節足動物媒介感染症	◎	◎	△	B
			水系・食品媒介性感染症	◇	△	△	
			その他の感染症	◇	□	□	
	その他		温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	B
			脆弱集団への影響	◎	◎	△	
その他の健康影響			◇	△	△		
産業・ 経済活動	産業・経済活動		製造業	◇	□	□	B
			エネルギー需給	◇	□	△	B
			商業	◇	□	□	
			建設業	◎	◎	□	
			医療	◇	△	□	
	金融・保険		金融・保険	◎	△	△	B
	観光業		観光業	◇	△	◎	B
	その他の影響		海外影響	◇	□	△	
国民生活 都市生活	インフラ、ライフライン		水道、交通等	◎	◎	◎	A
	文化・歴史		生物季節	◇	◎	◎	
			伝統行事、地場産業	-	◎	△	
	その他		暑熱による生活への影響	◎	◎	◎	A

注) 重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：気候変動適応計画、気候変動影響評価報告書総説】

(3) 絶滅の可能性のある生物リスト

カテゴリー	基本概念	本市で確認されている種	
		植物	動物
絶滅(EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種		スジグロチャバネセセリ、シルビアシジミ
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
絶滅危惧I類	絶滅の危機に瀕している種		
	IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	デンジソウ、ヒロハノアマナ、カワラノギク、ヤマタバコ
	IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	ナガサキシダ、マヤラン、オオハクウンラン、オキナグサ、トキワマンサク、ヒナノキンチャク、ヒトツバハギ、タチバナ、コタヌキモ、カイジンドウ、キセワタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ
絶滅危惧II類(VU)	絶滅の危険が増大している種	ミズニラ、マツバラ、オオアカウキクサ、サンショウモ、タキミシダ、ハチジョウシダモドキ、タニヘゴ、アマギカンアオイ、ズソウカンアオイ、ヒンジモ、アギナシ、スブタ、トリゲモ、イトモ、ナギラン、クマガイソウ、イチヨウラン、フウラン、ミスチドリ、キバナノショウキラン、イトデンツキ、ミヤマジュズスゲ、ホソバヒカゲスゲ、ハコネシロカネソウ、ミスミソウ、ミシマバイカモ、フッキソウ、ハコネグミ、クロツバラ、キスミレ、ノウルシ、オオヤマツツジ、オオアブノメ、タヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ヤマジソ、イズコメグサ、キキョウ、フジバカマ、ヤナギタンポポ、タカサゴソウ、アキノハコグサ、ミシマサイコ	ウズラ、ヒクイナ、ヨタカ、ハチクマ、ハイトカ、サシバ、アオバズク、アカショウビン、ハヤブサ、コシアカツバメ、コサメビタキ、ハコネサンショウウオ、アマゴ：VU/★、カマキリ、カジカ、ウツセミカジカ、モートンイトトンボ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	オトメアオイ、シラン、エビネ、キンラン、タシロラン、クロヤツシロラン、ミクリ、ナガエミクリ、ヤマシャクヤク、サンショウバラ、サクラガンピ、アマギツツジ、アオホオズキ、イヌノフグリ、ミソコウジュ、タテヤマギク、イズノハコ	カワネズミ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、ヤマドリ、クイナ、イカルチドリ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ、ニホンイシガメ、アカハライモリ、タゴガエル、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ホソミオツネトンボ、オツネトンボ、アオハダトンボ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、ヨツボシトンボ、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ、コシロシタバ、コウベツブゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、モノアラガイ、ナガオカモノアラガイ
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	ウミヒルモ、ミスタカモジ、イワレンゲ、モミジカラスウリ	ヒナコウモリ、ヤマシギ、ニホンスッポン、シロマダラ、ドジョウ
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの		
要注目種	本県独自のカテゴリー		
現状不明(N-I)	現状が不明な種	エソメシダ、センニンモ、シロバナショウジョウバカマ、モメンツル、トネリコ、ハルノタムラソウ	ヤマトモンシデムシ
分布上注目種(N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	モクレイシ	オオジシギ、ノビタキ、オカダトカゲ、ヒガシシマドジョウ、ギンイチモンジセセリ、オオチャバネセセリ
部会注目種(N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	ハマハナヤスリ、ツクシイワヘゴ、アオネカズラ、ミズオオバコ、アマナ、ギンラン、アケボノシュスラン、アオフタバラン、コキンバイザサ、イチリンソウ、ツゲ、フサモ、イワウメヅル、ホソバハマアカザ、イナモリソウ、ヒキヨモギ、ノニガナ、オナモミ	ニホンリス、ゴイサギ、ミサゴ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、ヘイケボタル
合計		107種	91種

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注2) 魚類は静岡県レッドリスト淡水魚類別表の東部地域(富士川本支川(沼川を除く)より東、旧大仁町及び狩野川放水路より北、熱海市より西の地域)のカテゴリー区分に従った。「/★」は天然分布区域への移入ありのもの。

(4) 生態系被害防止外来種（特定外来生物を含む）リスト

分類		種名（太字及び★は特定外来生物）
植物（87種）		コンテリクラマゴケ、 ポタンウキクサ★ 、オオカナダモ、コカナダモ、ヒメヒオウギズイセン、キショウブ、ハナニラ、アツバキミガヨラン、ノハカタカラクサ、ホテイアオイ、ハナシユクシャ、シユロガヤツリ、メリケンガヤツリ、コヌカグサ、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、シロガネヨシ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、オオクサキビ、シマズメノヒエ、キシユウスズメノヒエ、チクゴスズメノヒエ、アメリカスズメノヒエ、オオアワガエリ、モウソウチク、ハチク、マダケ、セイパンモロコシ、ナギナタガヤ、アツミゲシ、ヒイラギナンテン、イタチハギ、アレチヌスビトハギ、ハリエンジュ、ナヨクサフジ、ビワ、トキワサンザシ、カザンデマリ、 アレチウリ★ 、オオキバナカタバミ、コマツヨイグサ、ニワウルシ、オランダガラシ、シヤクチリソバ、ヒメツルソバ、ヒメスイバ、ナガバギシギシ、エゾノギシギシ、ムシトリナデシコ、マンテマ、キウイフルーツ、オオフタバムグラ、ツルニチニチソウ、アメリカネナシカズラ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、ホシアサガオ、ヨウシュチョウセンアサガオ、トウネズミモチ、イケノミズハコベ、 オオカワヂシャ★ 、フサフジウツギ、シチヘンゲ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、ダキバアレチハナガサ、マルバフジバカマ、オオブタクサ、アメリカセンダングサ、 オオキンケイギク★ 、ハルシャギク、ヒメジョオン、ペラペラヨメナ、ケナシヒメムカシヨモギ、フランスギク、アラゲハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ、オオアワダチソウ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、オオオナモミ、ウチワゼニクサ 全87種
動物（21種）	哺乳類（4種）	タイワンリス★ 、ドブネズミ、ハツカネズミ、ハクビシン
	鳥類（2種）	ガビチョウ★ 、 ソウシチョウ★
	両生類（2種）	ミシシippアカミミガメ、 カミツキガメ★
	爬虫類（1種）	ウシガエル★
	魚類（8種）	タイリクバラタナゴ、ギギ、ブラウントラウト、カワマス、ニジマス、グッピー、 ブルーギル★ 、 オオクチバス★
	昆虫類（0種）	（なし）
	底生動物（4種）	コモチカワツボ、ハブタエモノアラガイ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ

生態系被害防止外来種とは？

外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種のことをいいます。リストには、計 429 種類（動物 229 種類、植物 200 種類）が掲載されています。

リストには次のようなものが掲載されています。

- 侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定
- 外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定
- 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象

「外来生物法」に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬などが規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」の遵守など、取扱いには注意が必要です。


【資料：環境省パンフレット・生態系被害防止外来種リスト】

外来種被害予防三原則

1

入れない

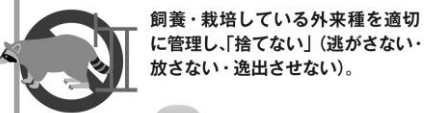
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



2

捨てない


飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させない）。



3

拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさない）。



8 | 用語解説



●ア行

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱・対磨耗性にすぐれているため、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■一般廃棄物

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

■雨水浸透・貯留施設

雨水貯留施設には屋根に降った雨水を地下に浸透させる「雨水浸透マス」、雨水を貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する「雨水貯留施設」などがある。

■エコアクション 21

環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者などでも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省（旧環境庁）が策定し、財団法人地球環境戦略研究持続センターが2004（平成16）年10月より「エコアクション21 認証・登録制度」を実施している。

■エコツーリズム

地域の自然や文化への理解を深め、その保全とゆとりある活用により、観光と産業を持続的に発展させる運動。

■エコドライブ

アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検など、二酸化炭素の排出削減のための運転技術のこと。

■エコライフみしま

地域の環境情報や環境活動などを広く市民に紹介することを目的とした、市民がつくる市民のための地域環境情報誌。市民環境大学の卒業生など、有志により年2回発行されている。2003（平成15）年4月15日創刊。

■エコリーダー

三島市民環境大学（主催：三島市・日本大学国際関係学部）を卒業し、所定の出席回数、規定のレポートを提出した受講生で、環境活動の普及、推進に先導的な役割を担う意欲のある人をエコリーダーと呼んでいる。

■エシカル消費

地球環境や社会貢献などに配慮した物やサービスを積極的に消費する行動。エコ消費、ロハス、フェアトレード、地産地消などを包括する用語である。

■温室効果ガス

地表から放射される赤外線を吸収し、地球全体を暖める原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンな

どのガスのこと。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

●カ行

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細かくなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■外来種（外来生物）

もともとその地域に分布せず、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。外来生物ともよばれ、生態系や経済に重大な影響を与えることがある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質を大幅に削減できる。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有効な方法となっている。

■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境基本法

1993（平成5）年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策や自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成する全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガス、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を攪乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物などがある。

■環境マネジメントシステム（EMS）

事業者や団体などの組織が、環境保全対策を自主的に進

めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高めたいこうとするもの。

■ 間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。2001（平成13）年4月に施行された「グリーン購入法」で間伐材が環境物品として位置付けられており、間伐材の利用促進と同時に森林の保全が期待されている。

■ 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減や二酸化炭素の吸収源の増加を図る取組。

■ 気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行うため1992（平成4）年5月に採択され、1994（平成6）年3月に発効した。

■ 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、2002（平成14）年5月に完全施行された。建築物の分別解体と特定資材のリサイクル（困難な場合は縮減）を、一定規模以上の新築工事などの受注者に義務付けている。建設発生木材、コンクリート塊、アスファルトなどが対象である。

■ 建築物省エネ法

正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で、2015（平成27）年7月に制定された。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。

■ 耕作放棄地

以前は耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

■ 広葉樹

細い葉を持つ針葉樹に対し、広い葉を持つ樹木のこと。日本ではブナ、カエデ、ミズナラ、コナラなどの落葉広葉樹、タブノキ、スダジイ、アカガシなどの常緑広葉樹が分布する。

■ コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■ コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりと連携した公

共交通ネットワークの構築をするまちづくりの考え方。

● サ行

■ 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■ 里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

■ 静岡県建築物環境配慮制度

「静岡県地球温暖化防止条例」に基づき、建築物における地球温暖化や、その他の環境への負荷の低減を図ることを目的として、一定規模以上の建築物を建築等する場合に「建築物環境配慮計画書」を提出する制度。評価ツールとして「CASBEE 静岡」が使われている。

■ 静岡県版レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある生物について、生態・分布などをまとめたもの。2004（平成16）年3月に公表された後に改訂され、「まもりたい静岡県の野生生物―静岡県レッドデータブック―〈動物編〉〈植物・菌類編〉」が2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に発行された。

■ 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。

■ 自然共生

森林、湿原、草原などの豊かで多様な自然の保全・再生、自然とのふれあいの場や機会の確保などにより、自然の恵みを受継承していくこと。

■ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制するとともに、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■ 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものとされている。太陽光発電や風力発電、バイオマスなどがある。

■ 振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

■ 針葉樹

広い葉を持つ広葉樹に対し、細い針状の葉をもつ樹木のこと。代表的なものにスギ、ヒノキ、クロマツなどがある。

■ 森林の持つ公益的機能

森林の機能を総称した呼び方で、森林の持つ多面的機能とも呼ばれる。水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能などがある。

■ 水源かん養

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■ スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、二酸化炭素排出量の削減を目指す取組。身近な生活における移動について見直すことで、環境への負荷を減らすと同時に、効率的な移動計画や、気軽な運動習慣を生活に取り入れることに役立つとして推奨されている。

■ 生物多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

■ ゼロ・カーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を活用した、走行時に排出する二酸化炭素をゼロにするドライブのこと。

● 夕行

■ ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■ 地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより、地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、気温上昇に伴い海面も上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■ 地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。安全安心な農産物の提供・購入、地域農業の活性化、農産物の輸送に伴うエネルギー消費量の削減などのメリットがある。

■ 適応策

既に現れている、あるいは今後生じる地球温暖化の影響

に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

● ナ行

■ ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが樹体内にナラ菌をもち込むことによりナラ・カシ類が枯死する現象。

■ 熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、国民が熱中症予防行動をとれるように促すための情報。2021（令和3）年4月から全国を対象に運用を開始した。

■ 燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

● ハ行

■ バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。

■ ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■ フェアトレード

発展途上国の農産物や雑貨などを、適正な価格で継続的に輸入・消費する取組。低賃金労働を強いられる傾向のある途上国で雇用を創出し、途上国の貧困解消や経済的自立を促すねらいがある。

■ フォッサマグナ地域

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地をフォッサマグナと呼ぶ。フォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地域と呼ぶ。

■ 放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主としてアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種のことを指しているが、また、それらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

● マ行

■ マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇す

る時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和する。緑のカーテンの設置により、省エネルギーだけでなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

■ミックス古紙

本市では、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック以外の紙類のことを「ミックス古紙」と呼び、2006（平成18）年4月から月2回資源古紙回収日に回収している。ミックス古紙の分別によりごみの焼却量が減り、焼却施設の負担軽減や最終処分場の延命化を図ることができる。

●ラ行

■レジリエンス

本来の意味は弾力性・回復力・反発力であり、防災においては災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力を意味する。

●英数

■BEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステムのうち、ビル向けのエネルギー監視システムのこと。

■BOD

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■COOL CHOICE

温室効果ガス排出量を削減するために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■CSR

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけでなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資、金利返済、経費などが、全て省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入事業者における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

■GAP

GAP（農業生産工程管理）とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。

■HEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステムのうち、家庭向けのエネルギー監視システムのこと。

■IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」の略称であり、人為起源による気候変化・影響などに関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（平成10）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）が1996（平成8）年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。

■MaaS

電車やバス、タクシーなど、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまで継ぎ目なく（シームレス）つなぐ概念。

■PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で1999（平成11）年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計・公表する。

■ZEB・ZEH

建物の外壁・屋根・床などの断熱性能の向上、高効率な設備システムの導入による大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨としたビル（ZEB）や住宅（ZEH）のこと。

第3次三島市環境基本計画

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

三島市気候変動適応計画

三島市生物多様性地域戦略

令和4年3月

発行：三島市環境市民部環境政策課

〒411-8666 静岡県三島市北田町 4-47

TEL 055-983-2647 FAX 055-976-8728

Email : kankyou@city.mishima.shizuoka.jp



第3次三島市環境基本計画

令和4年3月

三島市環境市民部環境政策課